

平成 28 年度

学 生 便 覧

広 島 大 学 歯 学 部



広 島 大 学

《『学生便覧』について》

1. この「学生便覧」は、歯学部の平成28年度入学生を対象としており、大学・学部の諸規則、教育課程、履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものです。
2. 「Ⅰ教育課程」では、前半部に歯学部の教育課程の履修基準表（教養教育及び専門教育）等を掲載し、後半部に全学部に通じた教養教育に関する内容が記載してあります。
3. 「Ⅱ教務・学生生活関係」では、学生生活における注意事項等が記載してあります。
4. 「Ⅲ諸規則」では、学部生に必要な歯学部の規則等を記載してあります。
5. 卒業するまで、この『学生便覧』に従って履修等を行いますので、紛失しないよう大切に扱ってください。
6. この『学生便覧』と『もみじ（広島大学学生情報システム）』で閲覧できる各授業科目の授業内容等を記載した『講義概要（シラバス）』を活用して、遺漏なく各自の履修計画を立ててください。

☆注 意 事 項☆

大学から学生のみなさんへの伝達事項は、「もみじ」電子掲示板により行いますので、1日1度は必ず「もみじ」電子掲示板を確認するよう心掛けてください。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、各学部の掲示板にも掲示されます。また、重要事項につきましても同様に掲示します。「もみじ」及び掲示を確認しなかったために思いもかけない不利益を被る場合があるので、注意してください。

1. 履修登録期間の掲示
2. 新入生（4月入学）に対する掲示→4月末まで
3. 「もみじ」が正常に稼働しない場合の連絡

広島大学の理念

- 平和を希求する精神
- 新たなる知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

歯学部理念と目標

1) 理念

1. 高度な医療技術と学識，豊かな人間性を備えた歯科医療人の育成
2. 国際的に活躍できる歯科医学分野の教育者・研究者の養成
3. 地域医療と歯科医学分野への貢献

2) 目標

1. 幅広い教養と豊かな人間性，協調性を備え，国際化・情報化に迅速かつ的確に対応できる能力を持った社会人を養成する。
2. 高度の医療技術と隣接医学を含む生命科学についての総合的知識を有する歯科医療人を養成する。
3. 将来，歯科医学の教育・研究分野において指導的立場に立ち，国際的にも活躍できる人材として大成するための必要な素養を培わせる。

広島大学歌

一 光あり

遠き山なみ 輝きて

新たなる日は ひらけたり

ああわれら

はてなき空に かたちなす

真まことをぞ きはめん望まごしみなり

二 流あり

古き歴史は 七筋に

わかれてとはに 伝へたり

ああわれら

移らふ時に かはらざる

善よきをこそ 努めん集ひなり

三 緑あり

つよき不死の樹 廣ひろがりて

葉末は風に そよぎたり

ああわれら

明るき道に 影しるす

美はしきもの 求めん願ひなり

広島大学学期区分

前 期	
期 間	区 分
4月1日 ~ 4月7日	春 季 休 業
4月8日 ~ 8月10日	授 業
8月11日 ~ 9月30日	夏 季 休 業
後 期	
10月1日 ~ 12月25日	授 業
11月5日	創 立 記 念 日
12月26日 ~ 1月5日	冬 季 休 業
1月6日 ~ 2月15日	授 業
2月16日 ~ 3月31日	学 年 末 休 業

授 業 時 間

時限	時 刻
1	8 : 45 ~ 9 : 30
2	9 : 30 ~ 10 : 15
3	10 : 30 ~ 11 : 15
4	11 : 15 ~ 12 : 00
5	12 : 50 ~ 13 : 35
6	13 : 35 ~ 14 : 20
7	14 : 35 ~ 15 : 20
8	15 : 20 ~ 16 : 05
9	16 : 20 ~ 17 : 05
10	17 : 05 ~ 17 : 50

目 次

- ・学生便覧について
- ・注意事項
- ・広島大学の理念
- ・歯学部理念と目標
- ・広島大学歌
- ・広島大学学期区分
- ・授業時間

I 教育課程

- 1 教育科目履修基準について
 - ・教養教育科目履修基準表（歯学部教育課程表（別表第1））…………… 課程 1
 - ・専門教育科目履修基準表（歯学部教育課程表（別表第2））…………… 課程 4
 - ・広島大学歯学部歯学科教育課程の履修方法について…………… 課程11
 - ・広島大学歯学部歯学科の教育コース等決定に関する取扱い…………… 課程13
 - ・広島大学歯学部口腔健康科学科教育課程の履修方法について…………… 課程14
 - ・養護教諭一種免許状取得に必要な履修科目（口腔保健学専攻）…………… 課程16
 - ・広島大学歯学部細則第18条に基づく追試験及び再試験の取扱い…………… 課程17
 - ・広島大学歯学部細則第14条に基づく歯学科における既修得単位等の認定の取扱い… 課程20
 - ・広島大学歯学部細則第14条に基づく口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱い… 課程21
 - ・外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規…………… 課程22
 - ・歯学部生の東千田キャンパス開設授業科目の受講について…………… 課程23
 - ・学生の課外活動に関わる授業及び試験の取扱いについて…………… 課程24
 - ・学会等に学部学生が出席する場合の取扱いについて…………… 課程25
 - ・歯学部期末試験実施要項…………… 課程26
 - ・期末試験等における不正行為の取扱いについて…………… 課程27
 - ・共用試験（歯学CBT及び歯学OSCE）の成績の取扱いに関する申合せ…………… 課程28
 - ・教育ネットワーク中国における他大学の授業の受講について…………… 課程29
- 2 教養教育について…………… 教養 1～45
 - 3 到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS (R)」について…………… ハイプロ1～26

II 教務・学生生活関係

- 1 諸手続等について…………… 教学 1
- 2 学業成績の送付について…………… 教学 2
- 3 相談窓口及び緊急時の連絡先等について…………… 教学 2
- 4 学生生活注意事項…………… 教学 2
- 5 国家試験について…………… 教学 6

III 諸規則

1	広島大学通則	規則 1
2	広島大学歯学部細則	規則19
3	広島大学学生交流規則	規則25
4	広島大学学位規則	規則29
5	広島大学授業料等免除及び猶予規則	規則38
6	広島大学既修得単位等の認定に関する細則	規則46
7	広島大学転学部の取扱いに関する細則	規則50
8	広島大学科目等履修生規則	規則55
9	広島大学研究生規則	規則59
	広島大学研究生規則歯学部取扱内規	規則62
10	広島大学外国人研究生規則	規則63
11	広島大学学生表彰規則	規則66
12	広島大学歯学部学生表彰内規	規則68
13	広島大学学生懲戒規則	規則69
14	広島大学学生生活に関する規則	規則75
15	広島大学学生証取扱細則	規則77
16	広島大学ピア・サポート・ルーム規則	規則80
17	広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	規則82
18	身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）	規則84
19	社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項	規則88
20	広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する規則	規則91
21	広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	規則96
22	広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則	規則109
23	広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	規則116
24	学業成績評価の取扱いについて	規則118
25	気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて	規則120
26	広島大学霞地区体育館使用細則	規則121
27	広島大学歯学部学生自治会会則	規則124

IV 教員・配置図

1	歯学部授業担当教員	その他1
2	霞地区建物配置図（建物内配置図含む）	その他2

I 教育課程

1 教育科目履修基準について

歯学部教育課程表（別表第1）

〈歯学科 歯学プログラム〉

平成28年度

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター (注1)	
教養教育科目	教 養 ゼ ミ	2	教養ゼミ	2	必 修	1セメ	
	平 和 科 目	2		2	選択必修	3セメ	
	パ ッ ケ ー ジ 別 科 目	6	選択したパッケージから	2	選択必修	1又は2セメ	
	外国語科目	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 基 礎	2	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 基 礎 I	1	必 修	1セメ
				コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 基 礎 II	1		2セメ
		コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン I	2	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン I A	1	必 修	1セメ
				コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン I B	1		
		コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン II	2	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン II A	1	必 修	2セメ
				コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン II B	1		
		コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン III	2	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン III A	1	選 択 必 修	3又は4セメ
				コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン III B	1		
				コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン III C	1		
		上記3科目から2科目					
	初修外国語 (ドイツ語, フランス語, 中国語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語 I から2科目		1	選 択 必 修	1セメ
			ベーシック外国語 II から2科目		1		2セメ
情 報 科 目	2	情報活用基礎		2	選 択 必 修 (注3)	1セメ	
		情報活用演習		2		2セメ	
領 域 科 目	6	人文科学領域, 社会科学領域, 複合領域, 外国語領域, キャリア教育領域のうちから選択		1又は2	選 択 必 修 (注4)	1又は2セメ	
健 康 ス ポ ー ツ 科 目	2			1又は2	選 択 必 修	1又は2セメ	
基 盤 科 目	8	4	一般化学	2	必 修	1又は2セメ	
			細胞科学	2			
		4	初修物理学 (注5)	2	選 択 必 修		
			初修生物学 (注5)	2			
			細胞社会と組織	2			
			発生生物学	2			
			数学基礎概論 (注5)	2			
			基礎微積分学	2			
			基礎線形代数学	2			
			基礎物理学 I	2			
基礎物理学 II A	2						
計	40						

注1: 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2: 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習A・B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(8単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項、「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3: 1年次前期開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合のみ、後期開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注4: 要修得単位数6単位のうち2単位分については、卒業要件を超えて修得したパッケージ別科目の単位で代替えることができる。

注5: 履修すべき科目がある場合は、歯学部において指定する。なお指定された科目以外を修得しても卒業に必要な単位に含めない。

〈口腔健康科学科 口腔保健学プログラム〉

平成28年度

区分	科目区分		要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター (注1)		
教 養 教 育 科 目	教養 コア 科目	教 養 ゼ ミ	2	教養ゼミ	2	必修	1セメ		
		平 和 科 目	2		2	選択必修	3セメ		
		パ ッ ケ ー ジ 別 科 目	6	選択したパッケージから	2	選択必修	1又は2セメ		
	共 通 科 目	外国 語 科 目	英語 (注2)	コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎 I	1	必修	1セメ	
					コミュニケーション基礎 II	1		2セメ	
			コミュニケーション I	2	コミュニケーション I A	1	必修	1セメ	
				コミュニケーション I B	1				
			コミュニケーション II	2	コミュニケーション II A	1	必修	2セメ	
				コミュニケーション II B	1				
			コミュニケーション III	2	コミュニケーション III A	1	選択必修	3又は4セメ	
					コミュニケーション III B	1			
					コミュニケーション III C	1			
			上記3科目から2科目						
			初修外国語 (ドイツ語, フランス語, 中国語の うちから1言語選択)	4	ベーシック外国語 I から2科目		1	選択必修	1セメ
					ベーシック外国語 II から2科目		1		2セメ
			情 報 科 目	2	情報活用基礎		2	選択必修 (注3)	1セメ
					情報活用演習		2		2セメ
領 域 科 目	8	人文科学領域, 社会科学領域, 複合領域, 外国語領域, キャリア教育領域のうちから選択		1又は2	選択必修 (注4)	1又は2セメ			
健 康 ス ポ ー ツ 科 目	2			1又は2	選択必修	1又は2セメ			
基 盤 科 目	2	医療従事者のための心理学		2	必修 (注5)	2セメ			
	2	初修生物学 (注6)		2	選択必修	1又は2セメ			
		細胞科学		2					
		細胞社会と組織		2					
		発生生物学		2					
2	初修化学		2	必修	1セメ				
教養教育科目計			40						

注1: 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2: 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習A・B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(8単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項、「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3: 1年次前期開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合のみ、後期開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注4: 要修得単位のうち4単位分については、卒業要件を超えて修得したパッケージ別科目の単位で代替えることができる。

注5: 「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合のみ、「心理学A」又は「心理学B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な単位(2単位)に算入することができる。

注6: 履修すべき科目がある場合は、歯学部において指定する。なお指定された科目以外を修得しても卒業に必要な単位に含めない。

注7: 養護教諭の免許を取得しようとする者は、「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」を参照すること。

〈口腔健康科学科 口腔工学プログラム〉

平成28年度

区分	科目区分		要修得 単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター (注1)								
教 養 科 目	教 養 コ ア 科 目	教 養 ゼ ミ	2	教養ゼミ	2	必修	1セメ								
		平 和 科 目	2		2	選択必修	3セメ								
		パ ッ ケ ー ジ 別 科 目	6	選択したパッケージから	2	選択必修	1又は2セメ								
	共 通 科 目	外 国 語 科 目	英語 (注2)	コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	1セメ							
					コミュニケーション基礎Ⅱ	1		2セメ							
			英語 (注2)	コミュニケーションⅠ	コミュニケーションⅠA	1	必修	1セメ							
					コミュニケーションⅠB	1									
			英語 (注2)	コミュニケーションⅡ	コミュニケーションⅡA	1	必修	2セメ							
					コミュニケーションⅡB	1									
			英語 (注2)	コミュニケーションⅢ	コミュニケーションⅢA	1	選択必修	3又は4セメ							
					コミュニケーションⅢB	1									
					コミュニケーションⅢC	1									
			初修外国語 (ドイツ語, フランス語, 中国語の うちから1言語選択)		4	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	選択必修	1セメ						
						ベーシック外国語Ⅱから2科目	1		2セメ						
			教 育 科 目	情 報 科 目	情 報 科 目	情報活用基礎	2	選択必修 (注3)	1セメ						
情報活用演習	2	2セメ													
領域科目	2	人文科学領域, 社会科学領域, 複合領域, 外国語領域, キャリア教育領域のうちから選択				1又は2	選択必修 (注4)	1又は2セメ							
科 目	基 盤 科 目	健 康 ス ポ ー ツ 科 目	健康スポーツ科目		2	選択必修	1又は2セメ								
				2	医療従事者のための心理学	2	必修(注5)	2セメ							
									4	初修生物学(注7)	2	選択必修 (注6)	1又は2セメ		
														細胞科学	2
														発生生物学	2
									一般化学	2	選択必修 (注6)				
												初修物理学(注7)	2	選択必修 (注6)	
									基礎物理学Ⅰ	2					
											基礎物理学ⅡA	2			
									2	基礎微積分学又は数学基礎概論(注7)			2	必修	1セメ
				2	基礎線形代数学	2	必修	2セメ							
2	統計学	2	選択必修 (注8)	2セメ											
					その他の基盤科目から	1又は2									
教養教育科目計			40												

注1: 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。なお, 当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により開設期が異なる場合があるので, 学生便覧の教養教育開設授業科目一覧で確認すること。

注2: 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習A・B」の履修により修得した単位を, 卒業に必要な英語の単位(8単位)に代えることが可能である。また, 外国語技能検定試験, 語学研修による単位認定制度もある。詳細については, 学生便覧の教養教育の英語に関する項, 「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3: 1年次前期開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお, 「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合のみ, 後期開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注4: 卒業要件を超えて修得したパッケージ別科目の単位で代替えることができる。

注5: 「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合のみ, 「心理学A」又は「心理学B」の履修により修得した単位を, 卒業に必要な単位(2単位)に算入することができる。

注6: これら生物に関する科目群, 化学に関する科目群, 物理に関する科目群の3つのグループの中から2つ選択し, それぞれ1科目ずつ履修すること。

注7: 履修すべき科目がある場合は, 歯学部において指定する。指定された科目以外を修得しても卒業に必要な単位に含めない。

注8: 「統計学」を履修すること。なお, 「統計学」の単位を修得できなかった場合のみ, その他の基盤科目の単位で代替えることができる。

平成28年度入学生 歯学部教育課程表 (別表第2)

〈歯学科 歯学プログラム〉

平成28年度

科目区分	授業科目	最低修得単位数	学年・セメスター別履修単位数												備考				
			1		2		3		4		5		6						
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
歯学	◎医科歯科分子生物学	2																原医研担当	
	○人類遺伝学	2																医学科と合同授業、原医研担当	
	○放射線生物学	2																医学科と合同授業、原医研担当	
	◎医療倫理学	1														1		口腔健康科学科と合同授業、一部非常勤講師	
	◎臨床心理学	1														1		口腔健康科学科と合同授業、非常勤講師	
	◎対人コミュニケーション論	1						1										口腔健康科学科と合同授業	
	◎医療コミュニケーション基礎論	1						1										口腔健康科学科と合同授業	
	◎医学統計学	1														1		口腔健康科学科と合同授業、一部非常勤講師	
	◎歯学研究特論	3								3									
	◎ひろしま平和発信演習Ⅰ	1	1																口腔健康科学科と合同授業
生命科学系科目	◎国際歯科医学連携開発学	1														1		口腔健康科学科と合同授業	
	◎口腔解剖学	2														2			
	◎口腔組織学	2														2			
	◎解剖学・発生生物学	2														2			
	◎口腔生理学	3														3			
	◎口腔生化学	3													1	2			
	◎微生物学	3													1	2			
	◎歯科薬理学	3														3			
	◎口腔病理学	4														4			
	◎免疫疫学	2														2			
生命科学系基礎実習	◎組織学基礎実習	1														1			
	◎解剖学基礎実習	2														2			
	◎口腔機能学基礎実習	2														2			
	◎口腔微生物学基礎実習	1														1			
	◎口腔病理学基礎実習	1														1			
材料科学系基礎実習	◎歯科理工学	3														3			
	◎歯科理工学基礎実習	1														1			
	◎衛生学・公衆衛生学	1														1		口腔健康科学科と合同授業	
	◎口腔衛生学	2														2		口腔健康科学科と合同授業	
	◎衛生行政学	1														1		口腔健康科学科と合同授業	
社会歯学系基礎実習	◎社会福祉学	1														1		口腔健康科学科と合同授業	
	◎衛生学・口腔衛生学実習	1														1			
	◎歯内療法・保存修復学	4														4			
	◎歯科放射線学	2														2			
	◎義歯補綴学	3														2	1		
口腔診断治療学系科目	◎補綴学	3														2	1		
	◎歯周病学	3														1	2		
	◎歯科矯正学	3														1	2		
	◎小児歯科学	3														1	2		
	◎口腔外科学	3														1	2		
	◎顎外科学	3														1	2		
	◎歯科麻酔学	2														2			
	◎医療情報処理学	2														2		口腔健康科学科と合同授業	
	◎総合歯科医療学	3														1	1	1	
	◎顎機能学	2														2			
総合臨床系科目	◎口腔インプラント学	2														2			
	◎診断・検査学	2														2			
	◎歯科医療安全学	1														1		口腔健康科学科と合同授業	
	◎障害者歯科学	1														1		口腔健康科学科と合同授業	
	◎成人・高齢者歯科学	2														2		口腔健康科学科と合同授業	
	◎摂食・嚥下リハビリテーション学	1														1		口腔健康科学科と合同授業	
	◎特別科目	2														2		非常勤講師	
	◎歯内療法・保存修復学基礎実習	1														1			
	◎歯科放射線学基礎演習	1														1			
	◎無菌顎補綴治療学実習	1														1			
◎歯冠補綴治療学実習	1														1				
◎部分無菌顎補綴治療学実習	1														1				
◎歯列補綴治療学実習	1														1				
◎歯周療法学基礎実習	1														1				
系基礎診断治療学																			

科目区分	授業科目	最低修得単位数	学年・ Semester 別履修単位数												備考			
			1		2		3		4		5		6					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
歯学プログラム ムコア科目	◎ 顎口腔医療学基礎実習	2											2					
	◎ 歯科麻酔学基礎演習	1											1					
	◎ 歯科矯正学基礎実習	1											1					
	◎ 小児歯科学基礎実習	1											1					
歯学プログラム ムコア科目	◎ スタートアップコースワーク	1							1									口腔健康科学科と合同授業
	◎ 専門コースワーク	1											1					口腔健康科学科と合同授業
	◎ 実践専門英語演習	1											1					口腔健康科学科と合同授業
	◎ 内科学 I	2												2				医学部教員
	◎ 内科学 II	2												2				医学部教員
	◎ 外科学 I	2												2				医学部教員
	◎ 外科学 II	1												1				医学部教員
	◎ 眼科学	1												1				医学部教員
	◎ 耳鼻咽喉科学	1												1				医学部教員
	◎ 皮膚科学	1												1				医学部教員
自由選択科目	◎ 精神科学	1												1				医学部教員、口腔健康科学科と合同授業
	◎ 小児科学	1												1				医学部教員、口腔健康科学科と合同授業
	◎ 救急医学	1												1				医学部教員
	◎ 局所解剖学実習	1																
最先端歯学研究 プログラム ムコア科目	○ 硬組織代謝生物学演習	1											1					この中から4単位選択
	○ 口腔細胞生物学演習	1											1					
	○ 口腔生理学演習	1											1					
	○ 生体分子機能学演習	1											1					
	○ 口腔顎顔面病理病態学演習	1											1					
	○ 細胞分子薬理学演習	1											1					
	○ 細菌学演習	1											1					
	○ 生体材料学演習	1											1					
	○ 粘膜免疫学演習	1											1					
	○ ひろしま平和発信演習 II	1											1					
	○ 硬組織代謝生物学実習	12											2	6	4			
	○ 口腔細胞生物学実習	12											2	6	4			
	○ 口腔生理学実習	12											2	6	4			
	○ 生体分子機能学実習	12											2	6	4			
○ 口腔顎顔面病理病態学実習	12											2	6	4				
○ 細胞分子薬理学実習	12											2	6	4				
○ 細菌学実習	12											2	6	4				
○ 生体材料学実習	12											2	6	4				
○ 粘膜免疫学実習	12											2	6	4				
○ ひろしま平和発信実習	12											2	6	4				
コース共通科目	◎ 国際歯科医学特論	1												1				
臨床実習科目	◎ 臨床見学演習・実習	4			1									1				
	◎ 臨床実習（予備実習含む）	22														22		
研究コース小計（臨床実習を除く）		150	1	22	19	20	19	17	24	27	1							研究コースの単位数（選択科目は除く。）
研究コース合計		172	1	41	39	41				50								
臨床歯科医学 プログラム ムコア科目	◎ 口腔機能修復学特論	1											1					この中から4単位選択
	◎ 応用口腔医学特論	1											1					
	◎ 顎口腔医療学特論	1											1					
	◎ 咬合発達育成学特論	1											1					
	◎ 歯髄生物学演習・実習	1											1					
	◎ 歯科補綴学演習・実習	1											1					
	◎ 歯科臨床英語	1											1					
	◎ 先端歯科補綴学演習・実習	1											1					
	◎ 歯周病態学演習・実習	1											1					
	◎ 分子口腔医学・顎顔面外科学演習・実習	1											1					
	◎ 口腔外科学演習・実習	1											1					
	◎ 歯科放射線学・歯科麻酔学演習	1											1					
	◎ 歯科矯正学演習・実習	1											1					
	◎ 小児歯科学演習・実習	1											1					
◎ 臨床歯科医学総合演習	2											2						
コース共通科目	◎ 国際歯科医学特論	1												1				
臨床実習科目	◎ 臨床見学演習・実習	4			1									1				
	◎ 臨床実習（予備実習含む）	22														22		
臨床コース小計（臨床実習を除く）		150	1	22	19	20	17	19	21	30	1							臨床コースの単位数（選択科目は除く。）
臨床コース合計		172	1	41	37	40				53								

(注) ◎は必修科目、○は選択必修科目を示す。

歯学プログラム 卒業要件単位数 212単位以上

教養教育科目		専門教育科目	
教養コア科目		歯学プログラムコア科目	
教養ゼミ	2単位	専門基礎科目Ⅰ,Ⅱ	13 単位以上
平和科目	2単位	生命科学系科目	24 単位以上
パッケージ科目	6単位	生命科学系基礎実習	7 単位以上
		材料科学系科目・同基礎実習	4 単位以上
共通科目		社会歯学系科目・同基礎実習	6 単位以上
外国語科目		口腔診断治療学系基礎実習	29 単位以上
英語	8単位	総合臨床系科目	18 単位以上
初修外国語	4単位	口腔診断治療学系基礎実習	12 単位以上
情報科目	2単位	バイオデンタル教育科目	3 単位以上
領域科目	6単位	医学系科目	13 単位以上
健康スポーツ科目	2単位	最先端歯学研究プログラム科目	
基盤科目	8単位	歯学研究演習	4 単位以上
		歯学研究実習	12 単位以上
		コース共通科目	1 単位以上
		臨床歯科医学プログラム科目	
		臨床応用特論	4 単位以上
		臨床応用演習・実習	12 単位以上
		コース共通科目	1 単位以上
		臨床実習科目	
		臨床見学演習・実習	4 単位以上
		臨床実習（予備実習含む）	22 単位以上
教養教育科目小計 40単位以上		専門教育科目小計	172 単位以上

区分	科目区分	授 業 科 目	最低修得単位数	学年・セメスター別履修単位数								備 考				
				1		2		3		4						
				1	2	3	4	5	6	7	8					
専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	看護学演習	1				1									
		基礎看護学臨床実習（養護教諭）	1						1							
		養護概説	2					2								
		健康相談	1						1							
		学校保健演習	2							2						
		小児科学	1						1							
		精神科学	1						1							
		精神保健学	1						1							
		◎ スポーツ歯科・顎関節症保健学	1						1							
		◎ 歯科臨床教育学	1							1						
		◎ 口腔保健衛生学臨床・臨地実習	20							5	9	6				
		◎ 口腔保健管理学臨床実習	5									1	4			
		◎ 卒業研究	3								1	1	1			
		バイオデンタル教育科目	◎スタートアップコースワーク	◎スタートアップコースワーク	1				1							
◎専門コースワーク	1							1								
◎実践専門英語演習	1								1							
合 計			106	4	7	24	22	21	11	10	7	選択科目は除く。				

(注) ◎は必修科目を示す。

口腔保健学プログラム 卒業要件単位数 146単位以上

教養教育科目		専門教育科目	
教養コア科目		専門基礎科目	34単位以上
教養ゼミ	2単位	専門科目	69単位以上
平和科目	2単位	バイオデンタル教育科目	3単位以上
パッケージ科目	6単位		
共通科目			
外国語科目			
英語	8単位		
情報科目	2単位		
初修外国語	4単位		
領域科目	8単位		
健康スポーツ科目	2単位		
基盤科目	6単位		
教養教育科目小計	40単位以上	専門教育科目小計	106単位以上

口腔工学プログラム 卒業要件単位数 142単位以上

教養コア科目		専門教育科目	
教養ゼミ	2単位	専門基礎科目	24単位以上
平和科目	2単位	専門科目	75単位以上
パッケージ科目	6単位	バイオデンタル教育科目	3単位以上
共通科目			
外国語科目			
英語	8単位		
初修外国語	4単位		
情報科目	2単位		
領域科目	2単位		
健康スポーツ科目	2単位		
基盤科目	12単位		
<hr/>		<hr/>	
教養教育科目小計	40単位以上	専門教育科目小計	102単位以上

広島大学歯学部歯学科教育課程の履修方法について

平成 17 年 3 月 20 日

学部長決裁

改正 平成 18.3.6・18.3.20・20.3.6・21.2.5・23.3.3・24.3.8・26.3.19・26.9.11・28.3.3

広島大学歯学部細則第 20 条に基づく歯学科の履修方法の取扱い

1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁)第 20 条第 2 項の規定に基づき、広島大学歯学部歯学科の履修方法に関し必要な事項を定めるものとする。

2 第 2 学年第 3 セメスターの授業科目の履修について

広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1)に定める卒業要件単位数 40 単位のうち、第 2 セメスターまでに少なくとも次の単位を修得しなければ、第 3 セメスターの専門教育科目の授業科目を履修することができない。

○教養コア科目

教養ゼミ	2 単位
パッケージ別科目	6 単位

○共通科目

外国語科目	7 単位 (コミュニケーション基礎を含まない英語 4 単位及び初修外国語 4 単位の合計 8 単位のうちから)
情報科目	2 単位
領域科目, 健康スポーツ科目	4 単位 (領域科目: パッケージ別科目の代替を含む)

○基盤科目

必修科目	4 単位
選択必修科目	4 単位
合 計	29 単位

また、卒業要件単位 40 単位のうち、第 1 学年第 1 セメスターで履修できる教養教育の単位数は、最大 27 単位(健康スポーツ科目を含む場合は、29 単位)とする。

追試験については、学生便覧の「教養教育について」の取扱いによる。

3 第 3 学年から第 5 学年の授業科目の履修について

第 2 学年から第 4 学年の学生は、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 2)で定める各学年で修得すべき授業科目の単位が未修得の場合、次学年の授業科目を履修することができない。

但し、各学年において試験を受けて単位を修得できなかった科目が 2 科目以内の場合は、次の「4」に掲げる科目を除き、学年末に特別試験を行う。特別試験に合格した場合は次学年の授業科目の履修を認める。

4 特別試験について

特別試験は、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第2)で定める科目のうち、専門基礎科目Ⅰ、医学系科目及び特別科目については行わない。なお、特別試験を受けた科目の成績評価は可または不可とする。

5 第5学年の臨床実習の履修について

第5学年の第9セメスターまでに所定の単位(広島大学歯学部細則教育課程表(別表第1及び別表第2))を修得していない場合は、第10セメスター以降の臨床実習を履修することができない。

6 その他

広島大学歯学部細則教育課程表(別表第2)の授業科目の試験において、不正行為のあった者については、厳しく処分を行う。

(略)

附 則 (平成 26.3.19 一部改正)

この取扱いは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26.9.11 一部改正)

この取扱いは、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28.3.3 一部改正)

この取扱いは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

広島大学歯学部歯学科の教育コース等決定に関する取扱い

平成 21 年 3 月 5 日

学部長決裁

改正 平成 21.3.5・23.3.19・28.3.3

広島大学歯学部歯学科の教育コース等決定に関する取扱い

- 1 この取扱いは、広島大学歯学部細則（平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁）第 4 条第 3 項に基づき、広島大学歯学部歯学科学生の教育コース決定に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 3 年次前期に教育コース配属説明会及び教育コース決定のためのアンケート調査を実施する。
- 3 本人の志望をもとに歯学部長室会議において人数調整を行い、教授会の承認を得て教育コースを決定する。
- 4 決定した教育コースは、9 月中に学生へ通知する。教育コース決定後のコース変更は原則として認めない。
- 5 3 年次後期に、最先端歯学研究コースの学生について配属研究室決定のためのアンケート調査を実施する。
- 6 配属希望者が各研究室の受入限度数を超える場合は、本人の志望をもとに歯学部長室会議において人数調整を行う。
- 7 最先端歯学研究コースの学生の研究室配属は 4 年次前期からとする。

(略)

附 則（平成 23.3.19 一部改正）

この取扱いは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28.3.3 一部改正）

この取扱いは、平成 28 年 3 月 3 日から施行する。

広島大学歯学部口腔健康科学科教育課程の履修方法について

平成 17 年 3 月 20 日

学部長決裁

改正 平成 18.3.6・18.3.20・21.3.19・23.3.19・25.1.10・26.3.6・27.3.19・27.12.10・28.3.3

広島大学歯学部細則第 20 条に基づく口腔健康科学科の履修方法の取扱い

1. この扱いは、広島大学歯学部細則第 20 条第 2 項の規定に基づき、広島大学歯学部口腔健康科学科の履修方法に関し必要な事項を定めるものとする。
 2. 第 2 学年の授業科目の履修について
 - (1) 広島大学歯学部細則教育課程表（別表第 1）に定める卒業要件単位数 40 単位のうち、第 3、第 4 セメスター開講の科目以外で未修得の科目のある者は、第 2 学年の授業科目を履修することができない。

ただし、不合格科目が 2 科目以内で、第 2 学年以降に履修の見込みがあると認めた場合は、第 2 学年の授業科目の履修を許可することがある。
 - (2) 広島大学歯学部細則教育課程表（別表第 1 及び別表第 2）で定める修得すべき授業科目のうち、4 科目以上の単位が第 1 学年末で未修得の者は、第 2 学年の授業科目を履修することができない。

なお、3 科目以内の単位未修得者については、履修を許可することがある。
 3. 第 3 学年の授業科目の履修について

広島大学歯学部細則教育課程表（別表第 1 及び別表第 2）で定める修得すべき授業科目のうち、4 科目以上の単位が第 2 学年末で未修得の者は、第 3 学年の授業科目を履修することができない。

なお、3 科目以内の単位未修得者については、履修を許可することがある。
4. 「口腔保健衛生学臨床・臨地実習」、「口腔保健工学臨床的実習」、の履修について

第 3 学年の第 5 セメスターまでに所定の単位（広島大学歯学部細則教育課程表（別表第 1 及び別表第 2））を未修得の者は、第 6 セメスターから始まる「口腔保健衛生学臨床・臨地実習」、「口腔保健工学臨床的実習」を履修することができない。
 5. 第 4 学年の履修について

広島大学歯学部細則教育課程表（別表第 2）に定める第 3 学年までに修得すべき授業科目の単位を未修得の者は、第 4 学年の「口腔保健衛生学臨床・臨地実習」又は「口腔保健工学臨床的実習」を履修することができない。
 6. 口腔保健学専攻における養護教諭一種免許取得に必要な授業科目の履修について
 - (1) 口腔保健学専攻の学生は、口腔保健学専攻教育課程の必修科目に加えて、別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」を修了することにより、養護教諭一種免許を取得することができる。

(2) 第6 Semester以降の履修について

- i 第5 Semester終了時点での通算 GPA が、原則 5.5 以上でなければ、別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」の第6 Semester以降の科目を履修することができない。
- ii 第5 Semesterまでに所定の単位（歯学部細則教育課程表（別表第1及び別表第2）及び別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」）を未修得の者は、別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」の第6 Semester（※）以降の科目を履修することができない。
- iii 第6 Semesterまでに所定の単位（別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」のうち第6 Semester（※）までの単位）を未修得の者は、「基礎看護学臨床実習（養護教諭）」を履修することができない。
- iv 第6 Semesterまでに所定の単位（別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」のうち第6 Semesterまでの単位）を未修得の者は、第7 Semesterの「養護実習」，「養護実習指導論」を履修することができない。
- v 第7 Semesterまでに所定の単位（別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」のうち第7 Semesterまでの単位）を未修得の者は、第8 Semesterの「教職実践演習（養護教諭）」を履修することができない。

（※）第6 Semester開講の「教職に関する科目」は除く。

7. 再履修について

不合格科目は、再履修が原則であるが当該科目の担当教員（兼任教員を含む。）の指導によるものとする。

8. 特別試験について

この取り扱い2及び3により次学年の授業科目の履修を許可した場合、広島大学歯学部細則教育課程表（別表第2）の授業科目のうち当該不合格科目について、学期末に特別試験を実施し、成績評価を行う。成績評価は可又は不可とする。なお、第5 Semesterの科目については、特別試験を行わない。なお各科目の特別試験は原則として年1回のみ実施する。

9. その他

広島大学歯学部細則教育課程表（別表第2）の授業科目の試験において、不正行為のあった者については、厳しく処分を行う。

（略）

附 則（平成 26.3.6 一部改正）

この取扱いは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27.3.19 一部改正）

この取扱いは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27.12.10 一部改正）

この取扱いは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28.3.3 一部改正）

この取扱いは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第6項関係)

養護教諭一種免許取得に必要な履修科目
(口腔健康科学科口腔保健学専攻)

科目区分		授業科目	単位数	必要単位数	履修セメスター	開講キャンパス	
教養教育科目	情報科目	情報活用基礎	2	2	1セメ	東広島	
		又は					
		情報活用演習	2				
	領域科目	日本国憲法	2	2	1又は2セメ	東広島又は東千田(後期)	
	健康スポーツ科目	健康スポーツ科学	2	2		東広島	
		又は					
スポーツ実習A		1					
		スポーツ実習B	1				
専門教育科目	教職に関する科目	教職入門	2	2	3・4セメ 又は 5・6セメ	奇数年は霞、偶数年は東千田	
		教育の思想と原理	2	2		奇数年は霞、偶数年は東千田	
		児童・青年期発達論	2	2		奇数年は東千田、偶数年は霞	
		教育と社会・制度	2	2		奇数年は東千田、偶数年は霞	
		教育課程論	2	2		奇数年は東千田、偶数年は霞	
		教育方法・技術論	2	2		奇数年は霞、偶数年は東千田	
		道徳教育指導法	2	2		奇数年に霞で開講	
		特別活動指導法	2	2		偶数年に東千田で開講	
		生徒・進路指導論	2	2		奇数年に霞、偶数年は東千田	
		教育相談	2	2		奇数年は東千田、偶数年は霞	
		養護実習指導論	1	5		7セメ	霞(歯学部)で開講
		養護実習	4			7セメ	広島大学の附属学校で実習
		教職実践演習(養護教諭)	2			2	8セメ
	専門科目	専攻科目	看護学演習	1	1	4セメ	霞(歯学部)で開講
			養護概説	2	2	5セメ	
			精神科学	1	1	5セメ	
			精神保健学	1	1	5セメ	
			小児科学	1	1	5セメ	
			基礎看護学臨床実習(養護教諭)	1	1	6セメ	
			学校保健演習	2	2	6セメ	
健康相談			1	1	6セメ		
看護学Ⅲ			2	2	5セメ		

1. 口腔健康科学科口腔保健学専攻の学生で、養護教諭免許の単位を取得しようとする者は、教育課程に掲げた履修基準(教養教育科目、専門教育科目)の必修科目に加えて、上記科目を履修しなければならない。
2. 「教職に関する科目」については、霞キャンパスでは口腔健康科学科生用の集中講義で開講し、東千田キャンパスでは法学部及び経済学部夜間主コース生用の集中講義で開講する。

広島大学歯学部細則第 18 条に基づく追試験，再試験及び特別試験の取扱い

平成 19 年 1 月 11 日

学部長決裁

改正 平成 20.9.11・25.1.10

広島大学歯学部細則第 18 条に基づく追試験，再試験及び特別試験の取扱い

1 この取扱いは，広島大学歯学部細則（平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁）第 18 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づき，広島大学歯学部における追試験及び再試験に関し必要な事項を定めるものとする。

2 追試験について

追試験の受験回数は 1 回とし，当該学生が受けることができなかつた事由が消滅した後，所定の追試験願い届出書をすみやかに学部長に届け出ること。届出があつたものに対しては，追試験を行うことがある。追試験が認められた場合，当該授業主（又は責任）担当教員がその方法及び期日（ただし，次のセメスター開始まで）について定め，実施するものとする。

なお，追試験を受験した場合の授業科目の成績評価は，秀，優，良，可及び不可の 5 段階とする。

3 再試験について

再試験の受験回数は原則として 1 回とし，当該授業主（又は責任）担当教員がその方法及び期日について定め，あらかじめ歯学部長室会議で定めた期日までに行うものとする。

なお，再試験を受験した場合の授業科目の成績評価は，可及び不可の 2 段階とする。

4 再試験及び追試験に対する追試験について

再試験及び追試験に対する追試験は行わない。

ただし，再試験及び追試験実施日に，広島大学歯学部細則 第 18 条 4 項に記載する事項が成立する場合は認めることがある（実施手続きは上記 2 項に準ずる）。

5 試験期間について

科目試験（定期試験）は，次の期間に行う。

原則，講義最終日の翌週まで

追試験・再試験は，次の期間に行う。

前期：原則 8 月中のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで

後期：原則 2 月中のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで

6 特別試験について

広島大学歯学部教育課程の履修方法について定めた条件を満たした場合は、特別試験を行う。歯学科においては、学年末（原則3月中のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで）に行う。

口腔健康科学科においては、第2学年、第3学年の前期末（原則9月上旬のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで）に行う。

特別試験の実施については、当該授業主（又は責任）担当教員がその方法及び期日について定める。特別試験に対する追試験・再試験は行わない。

（略）

附 則（平成25.1.10 一部改正）

この取扱いは、平成25年4月1日から施行する。

科目（定期）試験等に対する追試験願い届出書

広島大学歯学部細則 第 18 条4,5項に基づく追試験の届出書。学生便覧の記載法に従い記載すること。

学籍番号		氏名	
追試験対象科目	科目試験実施日	担当教員名	教員確認 [㊟]
			㊟
			㊟
			㊟
			㊟
追試験願い届出理由書(本人記載)			
添付書類(添付した書類該当欄に [㊟] を記入すること)			
<input type="checkbox"/> 医師の診断書等 <input type="checkbox"/> その他(本人以外が発行する理由書)			
私は、科目（定期）試験を上記理由により欠席致しま（す／した）。つきましては、追試験願 い届出書を提出致します。なお記載事項に相違はございません。			
_____年 _____月 _____日 _____学科 _____専攻			
学籍番号 _____ 自署 _____ [㊟]			
歯学部学生支援室受理日	年 月 日	学生支援室確認	㊟
歯学部長室会議審議日	年 月 日	歯学部長 確認	㊟
追試験届出があった上記の者について追試験を（認める／認めない）。 実施する場合、広島大学歯学部細則 第 18 条 4, 5 項及び関連附則等に基づいて行う。 _____年 _____月 _____日 広島大学歯学部長 _____ [㊟]			

広島大学歯学部細則第14条に基づく歯学科における 既修得単位等の認定の取扱い

平成17年3月20日

学部長決裁

改正 平成18.3.20・20.3.6・23.3.19・26.3.6

広島大学歯学部細則第14条に基づく歯学科における既修得単位等の認定の取扱い

- 1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成16年7月28日学部長決裁)第14条第1項及び第2項の規定に基づき、広島大学歯学部歯学科における既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 1年次入学生については、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第1)に基づく科目区分ごとに認定できる単位数を次のように定める。
 - (1) 教養コア科目 0単位
 - (2) 共通科目
 - 外国語科目 10単位以内
 - 英語 6単位以内(コミュニケーションⅢの科目を除く。)
 - 初修外国語 4単位以内
 - 情報科目 2単位以内
 - 領域科目 4単位以内
 - 健康スポーツ科目 2単位以内
 - (3) 基盤科目 16単位以内
 - (4) 上記にかかわらず、広島大学で修得した単位については、教養ゼミ2単位、平和科目2単位、パッケージ別科目6単位及びコミュニケーションⅢ2単位を認定できる。

(略)

附 則(平成26.3.6 一部改正)

この取扱いは、平成26年4月1日から施行する。

広島大学歯学部細則第14条に基づく口腔健康科学科における 既修得単位等の認定の取扱い

平成17年3月20日

学部長決裁

改正 平成18.3.20・21.3.19・23.3.19・26.3.6

広島大学歯学部細則第14条に基づく口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱い

- 1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成16年7月28日学部長決裁)第14条第2項の規定に基づき、広島大学歯学部口腔健康科学科における既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 1年次入学生については、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第1)に基づく科目区分ごとに認定できる単位数を次のように定める。
 - (1) 教養コア科目 0単位
 - (2) 共通科目
 - 外国語科目 6単位以内(口腔工学プログラムは10単位)
 - 英語 6単位以内(コミュニケーションⅢの科目を除く。)
 - 初修外国語(口腔工学プログラム) 4単位以内
 - 情報科目 2単位以内
 - 領域科目(口腔保健学プログラム) 10単位以内
 - (口腔工学プログラム) 2単位
 - 健康スポーツ科目 2単位以内
 - (3) 基盤科目(口腔保健学プログラム) 4単位以内
 - (口腔工学プログラム) 10単位以内
 - (4) 上記にかかわらず、広島大学で修得した単位については、教養ゼミ2単位、平和科目2単位、パッケージ別科目6単位及びコミュニケーションⅢ2単位を認定できる。

(略)

附 則(平成26.3.6 一部改正)

この取扱いは、平成26年4月1日から施行する。

外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規

平成 12 年 9 月 14 日（広島大学歯学部制定）

（趣旨）

第 1 条 この内規は、本学部の学生が外国の研修機関において語学研修のため短期留学（私費の場合も含む。）した場合の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（外国の研修機関）

第 2 条 外国の研修機関は大学、大学附属施設又は本学部において認めた機関とする。

（単位認定の手續）

第 3 条 単位の認定を受けようとする学生は、研修機関、研修内容、研修期間について、事前に教授会の承認を得なければならない。

2 単位の認定を受けようとする学生は、別に定める評価依頼状及び評価表により、当該研修機関に対し評価を依頼するものとする。

3 単位の認定を受けようとする学生は、帰国後 1 月以内に、所定の用紙に評価表を添えて単位の認定を願い出るものとする。

（単位の認定）

第 4 条 本学部が教育上有益と認めるときは、外国の研修機関における語学研修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができるものとする。

2 認定できる単位数は、4 単位までとする。

（研修の総時間数）

第 5 条 研修の総時間数は、最低 30 時間を満たさなくてはならない。

附 則

この内規は、平成 12 年 9 月 14 日から施行する。

歯学部生の東千田キャンパス開設授業科目の受講について

平成23年4月1日

副学長（教育・研究担当）決裁

対象学部・学科		夜間授業時間帯に開設する授業科目		昼間授業時間帯に開設する授業科目	備考
		外国語科目	外国語科目以外の教養教育科目		
歯学部	全学科 1年次生	不可	不可	可	
	全学科 2年次生以上	可	可	可	

（注1）可は、当該科目を受講できることを示す。

（注2）転学部生については、2年次生と同じ扱いとする。

（注3）学生への指示（ガイダンス）は当該学部で行う。

（注4）平成28年度から適用する。

学生の課外活動に関わる授業及び試験の取扱いについて

平成19年6月14日

学部長決裁

学生の課外活動に関わる授業及び試験の取扱いについて

- 第1 課外活動のため、専門教育科目の授業又は試験の欠席を許可することがある。
- 第2 授業又は試験を欠席しようとする学生は、当該課外活動の顧問教員又はチューターの許可を得たうえで、当該授業科目の担当教員（以下「担当教員」という。）に事前にその旨を申し出る。
- 第3 担当教員は、申し出に基づき当該学生の欠席の可否について判断する。ただし、実習科目については、原則として欠席を認めない。
- 第4 担当教員から欠席の許可を得た当該学生は、医歯薬保健学研究科等学生支援グループに関係書類を添付のうえ、欠席届を事前に提出するものとする。
- 第5 欠席した授業は、レポート又は補講等の代替措置により出席扱いとすることができる。
- 第6 試験の欠席を認めた場合は、追試験により対処する。
- 第7 当該学生は、欠席の理由となった課外活動の終了後、速やかにその活動概要について医歯薬保健学研究科等学生支援グループへ報告する。
- 第8 課外活動のための授業及び試験の日時変更は、原則として行わない。
- 第9 本取扱いに関する事務は、医歯薬保健学研究科等学生支援グループで処理する。

附 則

- 1 この取扱いは、平成19年6月14日から施行する。
- 2 課外活動にかかる欠席届の取扱いについて（申合せ 平成15年1月16日付）は廃止する。

附 則（平成24年3月19日 一部改正）

この取扱いは、平成24年4月1日から施行する。

学会等に学部学生が出席する場合の取扱いについて

平成 19 年 7 月 12 日

学部長決裁

学会等に学部学生が出席する場合の取扱いについて

- 第 1 学部学生が、教育活動の一環として学会等に出席する場合は、この取り扱いによるものとする。
- 第 2 指導教員は当該学生を引率し、裁量権をもつ公的資金で当該学生の交通費及び宿泊費を負担するものとする。
- 第 3 原則として当該学生本人が筆頭発表者又は演者として学会等で発表する場合に限り、授業の欠席を許可することがある。
- 第 4 第 3 において授業を欠席させる場合は、指導教員が欠席する授業の担当教員に事前にその旨を説明し、内諾を得るものとする。
- 第 5 欠席が認められた場合は、当該学生が医歯薬保健学研究科等学生支援グループに関係書類を添付して、事前に欠席届を提出するものとする。
- 第 6 欠席した授業は、レポート又は補講等の代替措置により、授業の担当教員の判断で出席扱いとすることができる。
- 第 7 授業を欠席した場合は、学会等終了後速やかに、当該学生が関係書類を添えて医歯薬保健学研究科等学生支援グループに報告書を提出するものとする。
- 第 8 本取扱いに関する事務は、医歯薬保健学研究科等学生支援グループで処理する。

附 則

この取扱いは、平成 19 年 7 月 12 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 19 日 一部改正）

この取扱いは、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

歯学部期末試験実施要項

平成 20 年 9 月 11 日

学部長室会議

1. 試験期日について

試験は、原則として学期末に行うものとする。ただし、必要がある場合には臨時にこれを行うことができるものとする。

2. 試験実施について

(1) 学生証を机上に置いて受験すること。

学生証を持参していない場合は受験できないので、学生係で受験証明書を発行してもらうこと。

(2) 監督者は、試験開始後、受験者の確認を行うものとする。

(3) 試験時間の 3 分の 1 以上遅刻した場合は、受験を認めない。

(4) 試験開始後 30 分経過するまでは、退室できない。

(5) 答案用紙は、試験室外へ持ち出すことはできない。

(6) 試験時間中は、他の受験者に迷惑のかからないようにすること。

3. 試験監督者について

(1) 原則として当該授業担当教官が監督を行うものとする。

(2) 受験者の数に応じ、適宜試験監督者を定めて監督を行うものとする。

4. 不正行為について

(1) 期末試験において不正行為を行った場合は、今期履修している全ての専門的教育科目の評価を「不可」とするとともに、広島大学学生懲戒指針（平成 11 年 5 月 11 日制定）に基づき懲戒処分を行う。

(2) 不正行為の疑義がある場合は、複数の監督者で確認する。確認の結果、不正行為と判断される場合は、その受験者の受験を直ちに止めさせ、退出させるものとする。

(3) 監督者は、試験終了後、受験者本人との間で不正行為にかかわる事実関係を確認するものとする。その際、当該授業科目の担当教官は必ずこの作業に加わるものとする。

(4) 監督者は、受験者が不正行為の事実を認めた場合、受験者の学生番号、氏名、不正行為の態様・時間及び監督者の取った措置等を作成（以下「確認書」という。）し、当該受験者に確認させた上で署名させるものとする。

(5) 当該授業科目の担当教官は、当該不正行為について、確認書により歯学部長室会議へ報告するものとする。

(6) 歯学部長室会議において不正行為が確認された場合は、当該学生の当該期に受講している全ての専門的授業科目の評価を不可とする。

附 則（平成 20.9.11 一部改正）

この申合せは、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

- 1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。
 - (2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。なお、教養教育科目のうち、専門教育科目として登録申請した科目は、専門教育科目として扱う。
- 2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒規則(平成 28 年 3 月 7 日規則第 20 号)により懲戒処分を行う。
- 3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1 及び 2 に準じて取り扱う。

(注)(平成 18 年 3 月 14 日 一部改正)

 - 1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
 - 2 教養的教育科目及び専門的教育科目の期末試験等における不正行為の取扱いについては、この改正による改正後の期末試験等における不正行為の取扱いについての定めにかかわらず、なお従前の例による。

(注)(平成 28 年 3 月 10 日 一部改正)

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

共用試験(歯学 CBT 及び歯学 OSCE)の成績の取扱いに関する申合せ

平成 25 年 11 月 14 日

学部長決裁

改正 平成 20.9.11 平成 24.4.12 平成 25.11.14

共用試験(歯学 CBT 及び歯学 OSCE)の成績の取扱いに関する申合せ

- 1 共用試験(歯学 CBT(以下「CBT」という。))及び歯学 OSCE(以下「OSCE」という。))の成績の取扱いについては、この申合せによる。
- 2 CBT 本試験又は再試験の総合得点が満点の 70%以上かつ OSCE の総合得点が満点の 60%以上の成績を得た学生については、臨床実習への参加を認める。
- 3 CBT 本試験の総合得点が満点の 70%未満の学生は、CBT 再試験を受験する。
- 4 CBT 本試験及び再試験の総合得点がいずれも満点の 65%未満の学生については、臨床実習への参加を認めない。
- 5 CBT 本試験又は再試験の総合得点が満点の 65%以上 70%未満の学生には、正答率 70%未満の教育内容について、歯学部長室会議が適当と認めた研究室が、臨床実習開始前までにモデル・コア・カリキュラムに沿った試験を行う。試験の内容については、試験を行う研究室が責任を持つ。
- 6 OSCE の総合得点が満点の 60%未満の学生には、得点が 60%未満の OSCE 課題について、歯学部長室会議が適当と認めた研究室が、臨床実習開始前までにモデル・コア・カリキュラムに沿った再教育を行う。再教育の内容については、教育を行う研究室が責任を持つ。
- 7 上記の 5 又は 6 を行った研究室は、臨床実習開始前までに試験又は再教育の結果として進学可または不可について歯学部長室会議に報告する。歯学部長室会議はこの報告を基に当該学生の臨床実習参加の可否を決定し、教授会の承認を得る。
- 8 上記によりがたい場合は、その都度歯学部長室会議で対応を協議し、教授会の承認を得る。

附 則

この申合せは、平成 18 年 2 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 20.9.11 一部改正)

この申合せは、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24.4.12 一部改正)

この申合せは、平成 24 年 4 月 12 日から施行する。

附 則 (平成 25.11.14 一部改正)

この申合せは、平成 25 年 11 月 14 日から施行する。

教育ネットワーク中国における他大学の授業の受講について

教育ネットワーク中国とは、広島の高高等教育機関が連携・協力することにより、広島の高高等教育機関全体が魅力あるものとなり、各大学の学生の多様なニーズに応え、学ぶ意欲をもった人たちにより多くの学習機会を提供することを目的として設立された一般社団法人です（設立当初組織名：広島県高高等教育機関等連絡協議会）。

教育ネットワーク中国の事業のひとつに単位互換制度があり他大学の一部科目を受講できます。

歯学部においては、下記の指定された科目の授業を受講し修得した単位について、受入大学の評価に基づいて、広島大学の単位として認定します。ただし卒業要件単位には含まれません。

○県立広島大学 人間文化学部 開講 （計3科目）

「食品学」、「応用栄養学」、「世代別栄養教育論」

授業内容や開講期間等の詳細は、教育ネットワーク中国のホームページ

(<http://www.enica.jp/>) で確認してください。

○出願期間及び出願方法

3月下旬に学生支援グループから、別途お知らせします。

(2年次以上を対象としています。)

○履修許可と仮受講

出願多数の場合は選考を行うことがあります。選考結果は、学生支援グループから出願者に通知されますが、通年科目・前期科目では、選考結果が届く前に授業が開始されることがあります。

この場合、選考結果が届くまでの期間は仮受講としますので、科目提供大学で授業を受けてください。なお、履修が許可されないこともありますので予めご了承ください。

○受講料等について

入学料や授業料は必要ありません。ただし受講科目によっては、教材の実費が必要になります。

また、現地までの交通費も受講者の負担になります。

○受講にあたって

科目提供大学において、履修に関する事項等（教科書の購入方法、休講情報の確認方法、出席の取り方、食堂の利用方法等）を各自確認してください。なお科目に関することは、担当される先生により異なる場合がありますので注意してください。

また、授業を欠席または受講途中で放棄することはできません。仮受講の場合でも、不許可になるまでは講義に出席してください。万一、やむを得ない事情で履修を取りやめる場合は、すみやかに学生支援グループへ連絡してください。

2 教養教育について

目 次

I. 教養教育の理念と目的	教養 2
II. 用語解説と一般的な履修上の注意事項	教養 4
III. 授業科目の履修	教養 6
1. 教養ゼミ	教養 6
2. 平和科目	教養 6
3. パッケージ別科目	教養 7
4. 外国語科目	教養 9
(1) 英 語	教養 9
(2) 初修外国語	教養11
5. 情報科目	教養13
6. 領域科目	教養14
7. 健康スポーツ科目	教養15
8. 基盤科目	教養15
IV. 履修に関する手続・相談等	教養16
V. 試験及び成績	教養19
VI. 平成28年度教養教育開設授業科目一覧	教養21
1. 昼間授業時間帯に開設する授業科目	教養21
2. 夜間授業時間帯に開設する授業科目	教養28
VII. 教養教育関係規則等	教養30
1. 広島大学教養教育科目履修規則	教養30
2. 外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて	教養33
VIII. 配置図等	教養35
1. 東広島キャンパス配置図	教養35
2. 総合科学部付近配置図	教養36
3. 総合科学部講義室配置図	教養37
4. 教養教育に関する掲示板位置図（東広島キャンパス）	教養41
5. 東千田キャンパス配置図	教養42
6. 教養教育担当及び各学部学生支援担当の連絡先	教養45

I. 教養教育の理念と目的

教養教育の理念

広島大学は、国際平和文化都市広島の地域性と国際性を重んずる建学の精神に則り、また我が国有数の規模をもつ総合大学として社会の要請に応えるため、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを目指す教養的教育を行い、専門的知識・技術の習得とあいまって、人間の尊厳と人類愛に基づく国際理解と世界平和への寄与を通して、国際社会に貢献する人材を育成することを目指す。

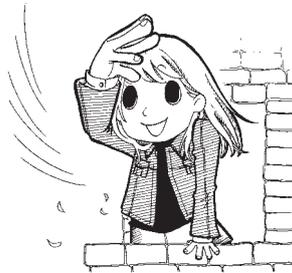
教養教育の目的

教養教育の目的は、幅広い教養に支えられた豊かな人間性を培うことにあります。そのためには、いわゆる専門に直結する基礎知識・技術を習得するだけでなく、その枠を超えて広く学問への関心を高め、ものごとを学際的・総合的にとらえられる能力を養うことが必要となります。ぜひ、教養教育で得たものを、みなさんの人間としての成長と人類の未来に活かしてください。

【教養教育の学習イメージ】

視野をひろげる，視点をかえる（学際・総合）

- 豊かな感受性・柔軟な発想力を培う。
- 平和について様々な観点から考え、理解を深める。
- 異分野を知り、異分野相互の関係を知る。



教養コア科目

自己を発見し、成長する。

学びの土台をつくる（基礎力）

- 基礎知識を獲得する。
- 語学力を身に付ける。
- 情報活用能力を習得する。
- 体力・健康づくりの方法を習得する。



共通科目
基盤科目

教養教育の科目区分

教養教育の理念と目的を達成するため、「教養コア科目」「共通科目」「基盤科目」の3つの大科目区分から学びます。さらに、教養コア科目と共通科目は複数の小科目区分から構成されています。

【科目区分構成】

教養コア科目

- 教養ゼミ
- 平和科目
- パッケージ別科目

共通科目

- 外国語科目（英語・初修外国語）
- 情報科目
- 領域科目
- 健康スポーツ科目

基盤科目

【各科目区分の教育目標】

科目区分		教育目標
教養コア科目	教養ゼミ	自主的な学習によって支えられる大学教育へのオリエンテーション機能を果たすため、入学後の早い段階で知的活動への動機付けを高め、論理的・批判的な思考法と適切な自己表現能力を育てることを目標にしています。
	平和科目	戦争・紛争、核廃絶、貧困、飢餓、人口増加、環境、教育、文化等の様々な観点から平和について考え、理解を深めることを目標にしています。
	パッケージ別科目	複数の授業を有機的に関連付けながら知識の持つ真の意味や広がりを実感し、人類や社会が抱える歴史的・現代的な課題を理解することを目標にしています。
共通科目	外国語科目 ・英語 ・初修外国語	グローバル化時代に対応するため、様々な外国語で情報を受信し、発信できるコミュニケーション能力を養成し、知識・技能を習得するとともに、異なる言語や文化に対する理解を深めることを目標にしています。
	情報科目	問題解決に必要な情報処理を適切に行うための基礎知識や技術の習得、及びネットワーク上のモラルや情報化社会における問題点に関する基礎知識の習得を目標にしています。
	領域科目	人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ、育ってきたのか、その根本にある考え方は何であるのかについて、文化的・社会的な視点等を踏まえながら、多様な学問領域の科目を通じて学ぶことを目標にしています。
	健康スポーツ科目	体力・健康づくりのための科学的理論を習得するとともに、自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて、生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性等の社会的スキルを習得することを目標にしています。
基盤科目		専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として、それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により、基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を習得することを目標にしています。

Ⅱ. 用語解説と一般的な履修上の注意事項

1. 学期、ターム及びセメスターについて

広島大学では、1年間を前期（4月1日から9月30日まで）と後期（10月1日から3月31日まで）の2学期に分け、原則学期ごとに履修する授業科目を選択します。さらに、各学期の授業期間がそれぞれ2つの期間に分けられた「第1タームから第4ターム」が設けられます。各授業科目は実施方法に応じて、原則ターム内で週2回の授業を行う「ターム科目」と、学期を通じて週1回の授業を行う「セメスター科目」の2種類があります。

なお、一般的に、1年次前期を1期（1セメスター）、後期を2期（2セメスター）、2年次前期を3期（3セメスター）、後期を4期（4セメスター）・・・というように呼んでいます。

年次	1年次				2年次				...
学期	前期		後期		前期		後期		
ターム	1ターム	2ターム	3ターム	4ターム	1ターム	2ターム	3ターム	4ターム	
セメスター	1セメスター		2セメスター		3セメスター		4セメスター		

2. 授業科目と単位について

(1) 授業科目

本年度の教養教育の開設授業科目は「平成28年度教養教育開設授業科目一覧」(p. 教養21～p. 教養29)に記載しています。なお、法学部・経済学部夜間主コースの学生は、昼間授業時間帯に開設される授業科目も、開講キャンパスを問わず定められた単位数まで履修することができます。また、夜間授業時間帯に開設される授業科目は、許可された特定の学部の学生しか履修することができません。

(2) 単位と単位の修得

卒業するためには、所属学部が履修基準表などで定めている一定の「単位」を修得する必要があります。

単位は、各授業科目において実施する試験に合格した場合などに修得することができます。各授業科目で修得できる単位数は、予習・復習の時間も考慮して、別に定める算定基準により決定されます。詳細は、「平成28年度教養教育開設授業科目一覧」(p. 教養21～p. 教養29)の「開設単位数」欄を参照してください。

【修得できる単位数と学修時間（例）】

授業の方法（単位数）	学修時間	学修時間の内訳
講義（2単位）	90時間	（授業2時間＋予習・復習4時間）×15回
演習・実習（1単位）	45時間	（授業2時間＋予習・復習1時間）×15回
実験（1単位）	45時間	（授業3時間＋予習・復習0時間）×15回

※法令の定めるところにより、いずれの授業科目も1単位の修得に45時間の学修が必要となります。

※一部の授業科目については、算定基準が異なる場合があります。詳しくは広島大学教養教育科目履修規則（p. 教養30～p. 教養32）を参照してください。

なお、原則として**同一授業科目を重複履修してもその単位は認められません**。ただし、以下の授業科目については、繰り返し履修し、一定の単位数まで単位を修得することができます。

【重複して履修可能で単位が認められる科目】

外国語科目		コミュニケーション基礎, コミュニケーションⅢ, オンライン英語演習の3科目を除く科目
領域科目	外国語領域	コミュニケーション上級英語, アドバンスト・フランス語Ⅰ, アドバンスト・フランス語Ⅱ, アドバンスト中国語Ⅰ, アドバンスト中国語Ⅱ, アドバンスト韓国語Ⅰ, アドバンスト韓国語Ⅱ
	複合領域	海外語学演習
	キャリア教育領域	実践フロントランナープログラム
健康スポーツ科目		スポーツ実習
基盤科目		化学英語演習

3. その他

(1) 開設年次

授業科目ごとに設定される対象学年のことを、「開設年次」といいます。これは、学生にとって履修可能となる年次を意味します。例えば、開設年次「2」の授業科目の場合、3セメスターまたは4セメスターから履修することができます。

各授業科目により開設年次・開講学期が異なりますので、「平成28年度教養教育開設授業科目一覧」(p. 教養21～p. 教養29), 毎年度作成する冊子「教養教育科目授業時間割」または「My もみじ」などで確認してください。

(2) 指定授業時間

各学部, 学科・類(系), コース・専攻, プログラム(以下「各学部等」といいます。)が履修基準表などで定めている必修科目, 選択必修科目, 履修することが望ましいとする一部の科目は、毎年度作成する冊子「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」に示されています。これらの科目を履修する場合は、指定された曜日・時限に履修してください。

同一の指定授業科目を複数の教員が担当する場合は、クラス分け決定通知書(1年次前期のみ配付), 「My もみじ」, 掲示などにより担当教員を通知します。

(3) 修学上特別な配慮を必要とする学生の履修

修学上特別な配慮を必要とする学生は、総合科学部事務棟1階の教養教育本部支援グループまたは所属学部の学生支援担当(以下「学生支援担当」といいます。)で履修の仕方について相談してください。

(4) 2年次生以降の履修上の注意点

次年度以降において、授業科目名などが変更されることがあるので、「もみじ Top」の中にある教養教育ホームページ(<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/kyouyou/>)などで「教養教育科目新旧対応表」を確認してください。

Ⅲ. 授業科目の履修

1. 教養ゼミ

1) 授業の目標

自主的な学習によって支えられる大学教育へのオリエンテーション機能を果たすため、入学後の早い段階で、知的活動への動機付けを高め、論理的・批判的な思考法と適切な自己表現能力を育てることを目標にしています。また、大学での学習の入り口として、学生相互、及び学生と教員のコミュニケーションを図り、学習集団の形成をスムーズにする役割も担っています。

2) 授業の内容

高等学校までの受身の講義ではなく、大学生らしく自主的に学習し、積極的に発言していく態度を育む科目です。自主学習の姿勢、討論への参加、質疑応答などが評価されます。

1セメスターにターム科目またはセメスター科目として開設し、**全学生2単位必修**です。原則として10名程度の少人数クラスで行いますが、多人数クラスで行う学部もあります。

3) 履修上の注意事項

大学生としての自覚を持ち、自学自習とそこでの十分な思考と理解をもって教養ゼミに臨み、積極的に授業に参加してください。

授業の詳細については所属学部の指示に従ってください。

2. 平和科目

1) 授業の目標

戦争・紛争、核廃絶、貧困、飢餓、人口増加、環境、教育、文化等の様々な観点から平和について考え、理解を深めることを目標にしています。

*平和科目群設置の目的：広島大学の理念5原則に「平和を希求する精神」が掲げられているように、学生には平和に対する意識の涵養が求められている。平和については、戦争の悲惨さを直視し、核廃絶を含む軍縮を展望する視点を育む必要性があることはいうまでもない。しかし、それ以外にも「貧困」、「飢餓」、「人口増加」、「環境」、「教育」、「文化」など多様な観点から広く平和を捉え直していくことも必要である。このような観点から「平和を考える」場を提供するために平和科目群を提示する。

2) 授業の内容

それぞれの教員が、専門とする学問分野や視点から講義し、平和について考える場を提供します。すべての科目には、平和に関するモニュメントの見学とそれに関するレポートの提出が義務付けられています。

3) 履修上の注意事項

a. 学部ごとに指定された時間帯から科目を選択して履修してください。

なお、指定時間帯、開講科目については、「教養教育科目授業時間割」または「Myもみじ」などで確認してください。

b. 修得可能な単位数は2単位（1科目）までです。

3. パッケージ別科目

1) パッケージ別科目の目標

複数の授業を有機的に関連付けながら知識の持つ真の意味や広がりを実感し、人類や社会が抱える歴史的・現代的な課題を理解することを目標にしています。

2) パッケージ別科目の仕組み

パッケージ別科目では5つの「テーマ」が設けられています。その下に、学問的に異なる視点を持った複数の授業科目が「パッケージ」されています。一つのテーマを複数の視点から考えることで、「多角的なものの見方」が身に付く仕組みになっています。履修上のステップは、次のようになります。

- ① パッケージの選択：自分が関心を持つ「テーマ」を一つ選ぶ
- ② 授業科目の選択：そのパッケージ内で複数の授業を履修する（全学生6単位選択必修。夜間主コースを除く。）

各テーマの概要と授業科目

テーマ	概要・キーワード	授業科目名
社会のしくみと科学 (第1パッケージ)	<p>日常生活の中で「社会」を意識することはあまり多くないかもしれませんが、私たちを取り巻く政治経済、法や制度、教育システム、家族、社会習慣などは、私たち自身がつくりだしている様々な「社会のしくみ」です。それらは、ひとりひとりの些細な行動や思考にまで影響を与えています。また現代社会では、科学研究および種々の産業や技術の発展にともない、「科学」の営みと社会のしくみが深く関連し、私たちの生活様式を大きく変容させています。これら社会のしくみと科学の在り方を理解し、そこにある様々な問題に対処するためには、社会科学のみならず、人文・自然科学も合わせた総合的な視野が求められるでしょう。</p> <p>キーワード：社会、社会のしくみ、科学、産業、科学・技術、社会構造、市民生活、政治経済、制度、教育、家族、地域社会、習慣、心性、国家など</p>	<p>生活をとりまく家族・地域・産業 地域の分析 教育と制度 心と社会 生活から見た日本の近代 アジアの社会史 ヨーロッパ近代と市民社会 近現代ヨーロッパの政治と社会 科学と宗教 自動車産業と日本経済 産業と技術 市民生活と物理 環境と化学 社会医学と疾病対策²⁾</p>
知の営みを問い直す (第2パッケージ)	<p>「知」は多様な側面を持っています。それは宗教・思想・芸術・科学などの諸領域の中で、それぞれ独自かつ豊かなかたちで展開されている人間の営みです。そこには、「知」そのものに反省の目を向け、その歴史的な成り立ちや変容、獲得・形成のメカニズムや構造、あるいは知の根源や創出可能性について問うことも含まれています。さまざまな「知」が複雑に絡み合う現代社会において、こうした「知」の営みを「問い直す」ことはきわめて重要であり、魅力あるものだとと言えるでしょう。本パッケージでは、論理・認知・感性・教育・コミュニケーション・情報（処理）・人工知能・統計・脳・女性・幸福感といった、多様な観点からこの「問い直し」の作業にアプローチしていきます。</p> <p>キーワード：学習、感性、教育、芸術、コミュニケーション、コンピュータ、思想、宗教、情報、幸せ、オリエント、数学、知識、知性、人工知能、直感（閃き）、哲学、統計、人間、認知、風景、文学、文明、民主主義、歴史 など</p>	<p>教育と人間 人間・歴史・風景の感性哲学 数学の世界 知能とコンピュータ 東洋の思想 数理科学で考える 認知と学習 自然界とエントロピー 大学と社会 美術と人間 大学と学生 知の道具と表現 脳のはたらき²⁾</p>

・個々の授業科目の内容を知りたい時は、「My もみじ」のシラバスを参照してください。
 広島大学 HP-学内ポータル-学生情報の森 もみじ-My もみじ-へログイン
<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>

・²⁾ は東千田キャンパス開講科目です。

テーマ	概要・キーワード	授業科目名
生命・人間への接近 (第3パッケージ)	<p>生命とは何か。また生命の中で、心という独自の特性を持っている人間とは何か。さらに「いのち」という言葉で示されるものの重み(価値)を、どのように考えていけばよいか。現代の自然科学は、生命・人間に関して、極めて深く多様な知見を獲得しつつあります。同時に、いのちや人間に対する尊重の仕方、あるいは私たち自身に対する理解の仕方やアイデンティティーについて、人文・社会科学は様々な問いを見出し、様々な考察を展開しています。こうした「生命・人間」への接近と、そこから生じてくる数多くの問題は、現代における一つの包括的なテーマです。それを今一度、多角的な視野から考え直します。</p> <p>キーワード：いのち、生命、遺伝子、脳、生物、人間、身体、生死、心、アイデンティティー、実存、尊厳、宗教、価値、健康、スポーツなど</p>	社会的なもの人間 社会福祉と貧困 農山村と人間 心と適応 睡眠と健康 夢から意識を考える 人の生と死をめぐる法と社会 人間と健康 生物学からみたストレス 聖書の人間理解 適応の生理 脳と行動 分子から生命へ いのちを支える酵素 全身の健康と口腔科学 ²⁾
文化の交流と多様性 (第4パッケージ)	<p>世界には、多様・多彩な文化が展開されています。各地の文化を担う人々が相互に交流し、また対立や争いを繰り返しながら、今日の世界は形成されてきました。国際化やグローバリズムが進展する現代にあつて、諸々の文化を理解し、その「異なり」を相互に認め合うこと、また自らの文化を相対化することは、魅力ある学びであり、かつ重要な課題となっています。そこでは、文化の背景にある歴史的経緯や経済的利害、また文化を育んだ自然・風土にも目を向けることが必要でしょう。このパッケージでは、こうした「文化」の交流と多様性について、人文・社会・自然に関わる総合科学的な視点から光を当てます。</p> <p>キーワード：文化の多様性、異文化交流、異文化の理解、文化摩擦、紛争、近代化、アジアの中の日本、国際化、グローバリズム、芸術、自然・風土、資源、文化 など</p>	アジアの近現代 ヨーロッパ文学の世界 英語圏の文学と社会 自然環境と地図 国際社会と法 世界の中の日本語・日本文化 中国文学の世界 中東・イスラームの世界 日本の歴史と文化 日本の美学と芸術 現代アートの世界 文化と自然 文化人類学の世界 翻訳の文学 地球科学的観光ガイド 日本宗教文化論 人の健康と社会 ²⁾
環境・自然との共生 (第5パッケージ)	<p>私たちが生きていく限り、環境や自然との関わりを無視することはできません。地球温暖化や生物多様性をはじめとした環境問題への関心、また里山・里海といった身近な自然への関心が高まっています。「環境・自然」は極めて多様で多層的なものです。それらと私たちの「関わり」も考え合わせると、いっそう複雑な様相をもつことになります。「環境の世紀」ともよばれる現代を理解するためには、自然科学ばかりではなく、思想や歴史などの人文科学や、政治や経済などの社会科学も総合した多面的な観点から、「環境・自然」を捉えること、またそれと私たちとの「関わり・共生」を考え直すことが求められています。このことは現代の最も重要な緊急な課題の一つです。</p> <p>キーワード：地球環境、エネルギー、物質循環、生物、人間、多様性、森林、微生物、気候、いのち、食料生産、科学技術、価値観、自然の思想、環境と市民、環境をめぐる政治と経済、時間スケールと空間スケール など</p>	地球の姿と歴史 物質循環と地球環境 気候と生物 ¹⁾ 森林と人間 微生物の世界 生物生産と自然との関わり 自然災害と防災 芸術と自然 環境観と環境問題 環境と政治 環境と開発 グローバル経済と環境権 ¹⁾ 自然理解の進化と環境 現代社会における物理 ヒトと微生物の関わり ²⁾

・ 個々の授業科目の内容を知りたい時は、「My もみじ」のシラバスを参照してください。

・ 広島大学 HP-学内ポータル-学生情報の森 もみじ-My もみじへログイン

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml

・ ¹⁾ は平成28年度は開講しない授業科目であることを示します。

・ ²⁾ は東千田キャンパス開講科目です。

3) 履修上の注意事項

a. 学部ごとに指定された時間帯から科目を選択して履修してください。

なお、指定時間帯、開講科目については、「教養教育科目授業時間割」または「My もみじ」などで確認してください。

b. 決定された「パッケージ」以外の「パッケージ」の授業科目は履修できません。

4. 外国語科目

授業の目標

グローバル化時代に対応するため、様々な外国語で情報を受信し、発信できるコミュニケーション能力を養成し、知識・技能を習得するとともに、異なる言語や文化に対する理解を深めることを目標にしています。

(1) 英語

1) 授業の内容

授業は原則として習熟度別のクラス編成になっています。

① コミュニケーション基礎

WBT (Web-Based Training) による自学自習により、英語での日常生活に必要な語彙や文法 (TOEIC(R)テスト600点相当) を身に付けます。

a. コミュニケーション基礎 I (原則として1セメスターに開講)

b. コミュニケーション基礎 II (原則として2セメスターに開講)

② コミュニケーション I・II

a. コミュニケーション I A, コミュニケーション I B

(原則として1セメスターに開講)

I Aでは「話す」、I Bでは「読む」を中心とした基礎的運用能力を養います。

b. コミュニケーション II A, コミュニケーション II B

(原則として2セメスターに開講)

II Aでは「書く」、II Bでは「聴く」を中心とした基礎的運用能力を養います。

③ コミュニケーション III

a. コミュニケーション III A, コミュニケーション III B (3・4セメスターに開講)

III Aでは発表技能、III Bでは理解能力に重点を置き、コミュニケーション I・IIで身に付けた基礎的運用能力をさらに発展させます。

b. コミュニケーション III C (3・4セメスターに開講)

特定の目的に応じた英語の技能をさらに発展させます。

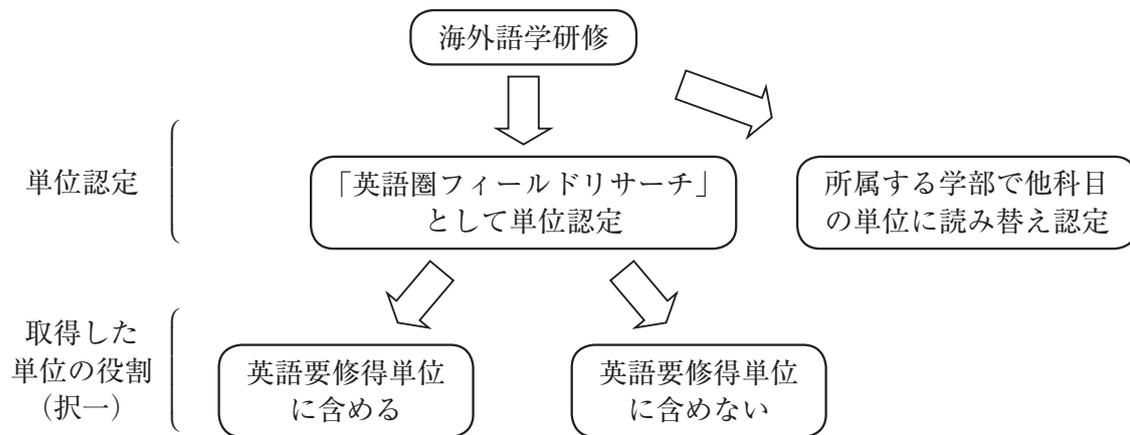
④ 英語圏フィールドリサーチ (<http://home.hiroshima-u.ac.jp/engfr/>)

英語圏の大学への海外語学研修に参加し、そこでの実生活を通して英語や英語圏文化を学び、これを単位として認定するものです。原則として研修先での30時間の研修をもって1単位(上限4単位)とし、研修先の評価に基づいて単位が認定されます。学年に関係なく履修できます。

海外語学研修をコミュニケーション基礎・I・II・IIIの授業科目の単位として認定する学部もあります。所属学部の学生支援担当などで確認してください。なお、一度認定された授業科目名と成績評価の変更は認められません。

また、研修の案内と履修手続方法については上記 URL のページをご覧ください。

【海外語学研修の単位認定の流れ】



※ガイダンス等で指示される所定の手続を必ず行ってください。

⑤ オンライン英語演習A・B (<http://home.hiroshima-u.ac.jp/onleng/>)

コンピュータを利用し、速読訓練や聴解訓練、語彙・文法学習など特定のテーマに沿って自学自習し、30時間分の学修を1単位とし、期末試験により単位の認定を行います。

履修手続の方法などの詳細は、上記 URL のページ及びシラバスをご覧ください。

2) 履修上の注意事項

① 英語の履修基準

所属学部が定める履修基準表などで、必修単位数と履修科目を確認してください。

また、学部等によっては、「英語圏フィールドリサーチ」及び「オンライン英語演習A・B」の単位を卒業に必要な英語の単位数（要修得単位数）などに算入することができます。詳しくは、所属学部が定める履修基準表などを確認してください。

② 正規の授業科目以外での単位の認定

TOEIC(R), TOEFL(R), 英検などの外国語技能検定試験で一定の成績以上に達している場合は、別に定める基準により単位が認定されます。(p.教養33～p.教養34「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照してください。)

また、放送大学を利用した単位の認定も一部の学部で可能です。詳細は所属学部の学生支援担当で確認してください。

(2) 初修外国語

「初修外国語」として、7つの言語－フランス語、ドイツ語、中国語、アラビア語、韓国語、スペイン語、ロシア語－を開設しています。これら7つの言語は近代・現代文明の形成と切り離すことができない世界の主要な言語と、日本と地理的に近いアジアの言語からなります。

1) 授業の内容

① 授業科目の種類

a. ベーシック外国語Ⅰ（1 Semesterに開講、週2回）

発音・表記の基礎、簡単な文法・文型、簡単な挨拶程度の会話能力の習得を目標としています。

b. ベーシック外国語Ⅱ（2 Semesterに開講、週2回）

ベーシック外国語Ⅰに引き続き、基礎的な文型・文法の習得を目指すとともに、視聴覚教材などを活用して、初歩的な表現能力の基礎、基礎会話レベルのコミュニケーション能力の習得を目標としています。

c. 初修外国語をさらに深く学びたい場合は、領域科目の「インテンシブ外国語」などを履修することができます。

◎ 1・2 Semester開講のもの

インテンシブ外国語ⅠA・ⅠB（1 Semesterに開講、週1回ずつ）

インテンシブ外国語ⅡA・ⅡB（2 Semesterに開講、週1回ずつ）

週2回のインテンシブ外国語は原則としてネイティブスピーカーが担当します。これを、週2回のベーシック外国語と有機的に連動させ、あわせて週4回の集中的な学習を行うことにより、「話す」「聞く」「読む」「書く」の実用的な4技能の習得を目標としています。インテンシブ外国語は、フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語、スペイン語で開講しています。学部によっては、時間割の都合上、履修できないことがあるので注意してください。

週4回でまとまりのある授業となっていますので、集中的に実践的な外国語能力が身に付きますが、それだけに受講生には積極的な参加が求められます。

○インテンシブ外国語の履修例：（フランス語の場合）

・ 1 Semester

ベーシック・フランス語Ⅰ（週2回）、インテンシブ・フランス語ⅠA（週1回）、
インテンシブ・フランス語ⅠB（週1回）

・ 2 Semester

ベーシック・フランス語Ⅱ（週2回）、インテンシブ・フランス語ⅡA（週1回）、
インテンシブ・フランス語ⅡB（週1回）

※開講クラスが限られていますので、希望者が多い場合には抽選を行うことがあります。必要に応じて説明会を開きますので、必ず出席してください。

◎3・4セメスター開講のもの

アドバンスト外国語Ⅰ（3セメスターに開講）

アドバンスト外国語Ⅱ（4セメスターに開講）

Ⅰでは、主に初歩的な表現能力の基礎の上に、「話す」「聞く」を中心としたコミュニケーション能力の習得を目標としています。

Ⅱでは、各種ジャンルの文章を読解する能力と、基本的な文章表現能力の習得を目標としています。

◎5・6セメスター開講のもの

アドバンスト外国語Ⅲ（5セメスターに開講）

アドバンスト外国語Ⅳ（6セメスターに開講）

Ⅲ・Ⅳについては、現在は韓国語のみ開講されていますが、これらの授業では「話す」「聞く」「読む」「書く」の4技能をバランスよく伸ばし、中級以上のレベルの総合的なコミュニケーション能力の習得を目標としています。

○このほかに授業外の自主的な学習を支援するものとして、外国語教育研究センターでは、初修外国語の各種学習プログラム（ドイツ語技能検定準備講座やドイツ語会話など）を提供しています。

また、フランス、ドイツ、中国、韓国、スペイン、ロシアにおいて、本学又はその国の教育機関が運営する当該言語の語学研修に参加し、一定の条件を満たした場合は、領域科目複合領域の「海外語学演習」の単位に読み替えることができます。詳細については、「海外語学演習」のシラバスを確認してください。

2) 履修上の注意事項

① 初修外国語の履修基準

各学部等によっては、選択可能な言語や修得すべき言語、単位数が指定されている場合があるので、所属学部が定める履修基準表などを確認してください。

② その他の注意事項

- a. ベーシック外国語Ⅰで選んだものと同じ外国語を、ベーシック外国語Ⅱでも履修してください。
- b. ベーシック外国語Ⅰ、Ⅱは週2回連続の授業ですから、ペアになったクラスを履修してください。(多くのクラスでは同じ教員が担当しています。)
- c. 開講時間帯は「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」などを参照してください。

5. 情報科目

1) 授業の目標

問題解決に必要な情報処理を適切に行うための基礎知識や技術の習得，及び情報化社会における問題点に関する基礎知識，情報倫理の理解と習得を目標にしています。

2) 授業の内容

a. 講義系科目

「情報活用基礎」

授業は，ガイダンスや期末試験などを除き，講義とそれに対応した実習を交互に12回行います。ここでは，「コンピュータとネットワーク技術の基礎」，「コミュニケーション」，「調査と情報」，「メディアと情報化社会」等について多角的に考えていきます。また，情報倫理・セキュリティ（コンプライアンス教育を含む）に関する講義とオンラインによる学習を行います。

なお，講義と実習は異なる教室で行われるため，時限ごとに教室を移動する場合がありますので注意してください。

「情報活用概論」

東千田キャンパスでのみ開講されます。

授業は，コンピュータとネットワーク技術の基礎，情報化社会の可能性と問題点について，デモンストレーションを交えて行います。

b. 実習系科目

「情報活用演習」

コンピュータの基本的操作，オフィスツールの利用，ネットワークの活用，情報倫理・セキュリティ（コンプライアンス教育を含む）など，共通性の高い項目の実習を行った後，特定のテーマにそって，問題解決や情報の受発信に必要な基礎技術を習得します。必修または選択必修としている学部が開講する授業と，情報メディア教育研究センターが開講する授業があります。

3) 履修上の注意事項

① 情報科目の履修基準と授業科目の選択

a. 所属学部が，その学部開講の「情報活用演習」を必修または指定している場合は，その科目を履修してください。

（文学部，経済学部（昼間コース），理学部，工学部（第一類，第四類））

b. 所属学部が，「情報活用基礎」を必修としている場合は，その科目を履修してください。（教育学部第一類）

c. 所属学部が，「情報活用基礎」を指定しているか，あるいは「情報活用演習」を指定しておらず「情報活用基礎」と「情報活用演習」を選択必修としている場合があります。この場合は，前期に開講される「情報活用基礎」を履修してください。

（総合科学部，教育学部（第一類を除く），法学部（昼間コース），医学部，歯学部，薬学部，工学部（第二類，第三類），生物生産学部）

d. 法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田キャンパスで開講される「情報活用概論」を履修してください。（法学部夜間主コースは自由選択，経済学部夜

間主コースは必修です。)

② その他の注意事項

a. 「情報活用基礎」は1週目にガイダンスを行います。

日時、教室はあらかじめ総合科学部K棟掲示板などに掲示します。各学部等によって日時、教室が異なりますので注意してください。(毎年度作成する冊子「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」も参照してください)

また、ガイダンス時に、コンピュータ利用経験についてアンケートを行い、その結果に基づいて、クラス編成を行います。クラスによって、2週目に行くべき教室が異なりますので、「My もみじ」などの掲示を必ず確認してください。

b. 情報メディア教育研究センターが後期に開講する「情報活用演習」は再履修生を対象としており、人数制限を行うため、受講できないことがあります。

c. 高等学校で教科「情報」を履修していることを前提に授業を行います。必要のある人には前提とする技能の学習環境を提供します。

6. 領域科目

1) 授業の目標

人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ、育ってきたのか、その根本にある考え方は何であるのかについて、文化的・社会的な視点等を踏まえながら、多様な学問領域の科目を通じて学ぶことを目標にしています。

2) 授業の内容

文明の継承と知的創造のために必要な基礎的知識を伝え、さまざまな学問領域についての知的関心を喚起する科目です。

それぞれの学問分野に基づいて、「人文科学領域」、「社会科学領域」、「自然科学領域」の3領域のほか、複数の分野に関わる「複合領域」、そして「外国語領域」、「キャリア教育領域」という、以上6領域で構成されています。

3) 履修上の注意事項

各学部等によって必修科目、選択必修科目または要望科目として履修指定している授業科目並びに卒業に必要な単位数が異なりますので、所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

7. 健康スポーツ科目

1) 授業の目標

体力・健康づくりのための科学的理論を習得するとともに、自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて、生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性等の社会的スキルを習得することを目標にしています。

2) 授業の内容

生涯にわたり健康を考える科目として、実習科目と講義科目をまとめて1つの科目区分として提供します。実習科目には「スポーツ実習A」,「スポーツ実習B」(障害のある学生及び体力に自信のない学生対象)が、講義科目には「健康スポーツ科学」があります。

3) 履修上の注意事項

- a. 各学部等によって、履修基準(必修科目, 選択科目, 卒業に必要な単位数等)が異なりますので、所属学部が定める履修基準表などを参照してください。
- b. 「スポーツ実習A」と「スポーツ実習B」は、同じ教員や種目、授業科目名であっても繰り返し履修することができます。ただし、1 Semester(1年次前期)については、同一 Semesterに2科目履修することはできません(集中講義を除きます)。
- c. 「スポーツ実習A」と「スポーツ実習B」は、1週目にガイダンスを行います。ガイダンスの場所、服装、シューズの準備などについては、各科目のシラバス及び掲示により指示します。
- d. 集中講義のガイダンス日程は別途掲示等で指示します。

8. 基盤科目

1) 授業の目標

専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として、それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により、学問の論理的骨格や体系及び学問形成の基礎として必要な知識・技術を習得することを目標にしています。

2) 授業の内容

各専門分野における論理的骨格や学問形成に必要不可欠な基礎的知識と技術を習得する科目です。なお、主に未履修者を対象とする、高等学校等で学ぶべき基礎的な内容を含む科目も開設しています(「数学基礎概論」,「初修物理学」,「初修生物学」など)。

3) 履修上の注意事項

- a. 所属学部が定める履修基準表などに基盤科目として卒業に必要な授業科目と単位数を定めています。それら以外の基盤科目については、卒業に必要な単位数に含まれない場合があります。
- b. 科目名のはじめに*が付いている科目は、【】内の略号で表された学部の専門教育科目として履修することができる科目を示します。ただし、所属学部が定める履修基準表などにより、開講学部の専門教育科目として履修できない、又は履修に制限がある場合があります。

IV. 履修に関する手続・相談等

1. 履修手続

所属学部が定める履修基準表などに基づき、毎年度作成する冊子「教養教育科目授業時間割」及びシラバスなどを参照しながら履修計画を作成し、履修を希望する授業科目は履修手続期間内に履修手続を完了してください。なお、受講者定員を超過した授業科目については受講者抽選等を行いますので、その結果を必ず「My もみじ」で確認してください。

履修手続を行っていない授業科目については、授業に全て出席し期末試験を受験しても、単位を修得することはできません。

各授業科目の履修手続の詳細については、各ターム開始前に「My もみじ」や総合科学部K棟掲示板などで通知しますので、確認してください。

2. 履修相談

教養教育科目の履修に関する質問・相談は、教養教育本部支援グループ及び東千田地区支援室で受け付けています。また、学部が定める履修基準などに関する質問・相談については、所属学部の学生支援担当に相談してください。

連絡先などは p. 教養45を参照してください。

※病気等で授業を欠席する場合について

教養教育において病気その他のやむを得ない事由により2週間以上欠席する場合は、所属学部の学生支援担当に事由を証明する書類（診断書など）を添えて、欠席届を提出してください。2週間未満の場合は、各授業担当教員へ申し出てください。

なお、教育実習・介護等体験により欠席する場合の欠席届は別に定めています。

また、病気等で試験を欠席する場合の対応は、p. 教養19の「4. 追試験」の項を参照してください。

3. 学習支援室

学生の学習理解の向上を図ることを目的とし、課外での補足的な学習支援を行うため、「学習支援室」を設置しています。学習支援室は、大学院生等が、学習の方法や履修上の問題点について、その解決策や糸口などを見出すための助言を行うもので、英語・化学・数学・物理を対象に、授業実施日の16時30分から18時30分まで開く予定です。

また、上記科目に生物・地学・情報を加えた7科目について、各科目の指導教員に直接問い合わせることもできます。

なお、これら履修手続や学習支援室など、教養教育に関する様々な情報は、教養教育ホームページ (<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/kyouyou/>) でも確認できます。

● 「学生情報の森 もみじ」について

「学生情報の森 もみじ」は広島大学で学び、生活するために必要な情報を提供するシステムです。イベント情報やサークル情報、その他手続に関する情報など、誰でも自由に閲覧可能な「もみじ Top」と、広大 ID・広大パスワードでログイン後に利用する「My もみじ」から構成されています。

(1) 広大 ID と広大パスワード

広大 ID と広大パスワードの認証を受けて利用する「My もみじ」のサービスには、住所や成績等の個人情報の参照、履修科目の登録・変更等の手続が含まれます。第三者によるなりすましを防ぎ、安全な学生生活を送るためにも、広大 ID と広大パスワードは適切に管理してください。

(2) 掲示、休講補講教室変更、試験情報

各種通知やお知らせ掲示、休講・補講、試験情報やその他授業に関する連絡事項など、学生生活に関する多くの情報は「My もみじ」に掲示されます。重要な情報を見逃さないよう、毎日「My もみじ」にログインして確認してください。

(3) 履修登録

学生は設定された期間に「My もみじ」から履修する科目を登録します。設定された期間以外は登録できません。登録可能な期間は「もみじ Top」でお知らせします。一部の授業では履修学生の調整を行うこともあるので、その指示に従ってください。「My もみじ」からシラバスを参照することもできます (p. 教養16参照)。

(4) 学籍情報

所属、住所、父母等の住所、電話番号などの情報が掲載されています。これらの情報はチューターの学生指導、事務職員による緊急を要する場合の連絡などに利用するため、変更などがあつた際には所属学部の学生支援担当へ速やかに届け出てください。なお、メールアドレス、携帯電話番号、電話番号は、学内ネットワーク (HINET 2014) からアクセスしている場合「My もみじ」から変更可能です。

(5) 成績

学生は各自の成績を参照することができます。学部によっては、チューター、指導教員による面談及び承認が必要になります (p. 教養20参照)。

(6) アンケート

「My もみじ」から簡単に回答できるアンケート機能があり、授業改善につながる授業評価アンケートなどが行われます。

(7) 「My もみじ」へのアクセス

「My もみじ」は、学内外のネットワークに繋がったパソコン、タブレット端末、並びにスマートフォンからアクセスできます。なお、学籍情報、成績情報等、個人情報が含まれる情報は、学内ネットワークを利用してアクセスした時のみ参照可能です。また、「もみじ MOBILE」を利用し、スマートフォン以外の携帯電話から掲示、休講補講教室変更、試験情報を参照することができます。

(8) 「学生情報の森 もみじ」の利用可能時間について

「学生情報の森 もみじ」は24時間利用できますが、メンテナンス等によりシステムを一時停止することがあります。その場合は、「もみじ Top」の「システム管理者からのお知らせ」や、「もみじ MOBILE」トップページなどで通知します。

(9) その他の注意について

その他「My もみじ利用上の注意」を下記 URL に掲載しています。必ず一読した上でご利用ください。

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/information/attention.html>

なお、もみじやEメールなどのネットワークを利用する上でのモラルや注意点については、情報メディア教育研究センターによる新入生向けガイダンスで説明があります。

また、学生生活の手引「コンピュータ関係のトラブル防止」にも記載されています。これらの内容をよく理解した上でパソコンやネットワークを利用してください。

V. 試験及び成績

1. 期末試験

- a. 通常、15回の授業が実施された後に期末試験が行われます。すべての授業に出席することを心がけてください。
- b. 出席回数が授業実施時数の3分の2に満たない学生は、期末試験の受験を認めません。ただし、所定の手続を経て欠席した場合で、その理由が病気その他やむを得ない事情のときは、授業担当教員の判断により受験が認められることがあります。
- c. 試験実施日程や時間などの詳細については別途通知されます。

2. 試験時の主な注意事項

- a. 受験に際しては、必ず学生証を机の上に提示してください。
- b. 学生証を携帯していない学生は受験できませんので、試験開始前に所定の手続を行ってください。
- c. 遅刻した学生は、試験室の入室を許可されない場合があります。
- d. 試験開始後30分を経過しなければ、試験室からの退室は許可されません。
- e. 答案用紙は、試験室外へ持ち出すことはできません。
- f. 携帯電話・スマートフォン等のモバイル機器は電源を切り、カバンの中に入れておいてください。時計代わりに使用することはできません。
- g. 携帯電話・スマートフォン等試験に必要なものを机の上に置いたり、使用している場合は**不正行為**と認定する場合があります。
- h. その他、試験中は監督者の指示に従ってください。

3. 不正行為

教養教育科目の期末試験などで不正行為を行った学生は、その期に履修している教養教育科目（教養ゼミを除く）の評価をすべて「不可（D）」とし、あわせて「広島大学学生懲戒指針」により厳正な措置がとられます。

4. 追試験

病気その他やむを得ない事情により、期末試験などの一部ないし全部を受験できなかった場合は、追試験を受験することができます。追試験の受験を希望する場合は、所定の**追試験受験願**とその理由を客観的に証明する書類（診断書等）を添えて、当該授業科目の試験実施後1週間以内に所属学部の学生支援担当（法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室（学生支援担当））へ申請してください。**追試験受験願**の受理以降は、授業担当教員の指示に従ってください。

詳細は、**広島大学教養教育科目履修規則**の第8条（p.教養31）を参照してください。

5. 試験などの特別措置

身体などの障害のために期末試験などを通常の方法のもとで受けることが難しい学生は、所属学部の学生支援担当に特別措置を申請することができます。

詳細については、「**身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について**」(学部規則)を参照してください。

6. 成績

- a. 学業成績の評価は、試験、レポート及び授業への参加態度などによって判定します。成績は、別に定めるガイドラインに基づき、秀 (S)、優 (A)、良 (B)、可 (C) 及び不可 (D) の5段階で厳格に評価され、秀、優、良、可を合格とします。
- b. 成績の発表については、所属学部等の指示に従ってください。
- c. 成績に疑義のある場合は、成績発表後から次の学期の授業開始後1週間以内に教養教育本部支援グループ(法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室(学生支援担当))へ連絡してください。

VI. 平成28年度教養教育開設授業科目一覧

各科目の開講時期、開講キャンパス、授業内容等の詳細は、「教養教育科目授業時間割」及びシラバスなどで確認してください。

1. 昼間授業時間帯に開設する授業科目

科目区分	授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考
教 養 科 目	教養ゼミ	2	1	演習	
	平和科目				
	広島と平和	2	1	講義	
	平和を考える	2	1	講義	
	ヒロシマ発平和学	2	1	講義	平成28年度は開講しません。
	平和と人間A-環境と生物の未来へ	2	1	講義	
	平和と人間B-人間と文化の未来へ	2	1	講義	
	平和と人間C-広島で学ぶ(原爆とは何だったか)-	2	1	講義	
	平和と人権-グローバル化とジェンダー視点	2	1	講義	
	原爆体験と表象/文学	2	1	講義	
	グローバル・パートナーシップ学	2	1	講義	
	ヒロシマ学	2	1	講義	
	戦争と平和に関する学際的考察	2	1	講義	
	飢餓・貧困・環境問題からみた平和学	2	1	講義	
	環境と平和	2	1	講義	
	国際関係論	2	1	講義	
	*戦争と平和に関する史的研究【教】	2	1	講義	
	医学からみた戦争と平和	2	1	講義	
	環境と軍事	2	1	講義	
	国際紛争論-人間の視点から-	2	1	講義	
	国際政治と地球環境から見る平和	2	1	講義	
	平和と芸術	2	1	講義	
	暴力の比較宗教学	2	1	講義	
	核時代の科学と社会	2	1	講義	
	教育と制度	2	1	講義	
	自動車産業と日本経済	2	1	講義	
	心と社会	2	1	講義	
	産業と技術	2	1	講義	
	生活から見た日本の近代	2	1	講義	
	ヨーロッパ近代と市民社会	2	1	講義	
	生活を取りまく家族・地域・産業	2	1	講義	
	市民生活と物理	2	1	講義	
	アジアの社会史	2	1	講義	
	環境と化学	2	1	講義	
	地域の分析	2	1	講義	
近現代ヨーロッパの政治と社会	2	1	講義		
科学と宗教	2	1	講義		
社会医学と疾病対策	2	1	講義		
東洋の思想	2	1	講義		
教育と人間	2	1	講義		
認知と学習	2	1	講義		
数学の世界	2	1	講義		
知能とコンピュータ	2	1	講義		
数理科学で考える	2	1	講義		
人間・歴史・風景の感性哲学	2	1	講義		

(注1) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する学期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

(注2) 授業科目欄の*印は、【 】内の略号で表された学部の専門教育科目として履修することができる科目を示す。ただし、所属学部が定める教育課程により、専門教育科目として履修することができない、又は履修に制限がある場合がある。

科目区分		授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考
教 養 バ ッ ケ ー ジ ア 別 科 目	知の営みを 問い直す	自然界とエントロピー	2	1	講義	
		大学と社会	2	1	講義	
		美術と人間	2	1	講義	
		大学と学生	2	1	講義	
		知の道具と表現	2	1	講義	
		脳のはたらき	2	1	講義	
	生命・人間へ の接近	脳と行動	2	1	講義	
		聖書の人間理解	2	1	講義	
		社会的なものとの人間	2	1	講義	
		心と適応	2	1	講義	
		人間と健康	2	1	講義	
		人の生と死をめぐる法と社会	2	1	講義	
		適応の生理	2	1	講義	
		生物学からみたストレス	2	1	講義	
		いのちを支える酵素	2	1	講義	
		社会福祉と貧困	2	1	講義	
		分子から生命へ	2	1	講義	
		農山村と人間	2	1	講義	
		睡眠と健康	2	1	講義	
		夢から意識を考える	2	1	講義	
		全身の健康と口腔科学	2	1	講義	
		文化の交流と 多様性	中国文学の世界	2	1	講義
	ヨーロッパ文学の世界		2	1	講義	
	英語圏の文学と社会		2	1	講義	
	文化人類学の世界		2	1	講義	
	世界の中の日本語・日本文化		2	1	講義	
	翻訳の文学		2	1	講義	
	日本の歴史と文化		2	1	講義	
	アジアの近現代		2	1	講義	
	中東・イスラームの世界		2	1	講義	
	文化と自然		2	1	講義	
	自然環境と地図		2	1	講義	
	日本の美学と芸術		2	1	講義	
	国際社会と法		2	1	講義	
	地球科学的観光ガイド		2	1	講義	
	日本宗教文化論		2	1	講義	
	現代アートの世界		2	1	講義	
	人の健康と社会	2	1	講義		
	環境・自然と の共生	気候と生物	2	1	講義	平成28年度は開講しません。
		森林と人間	2	1	講義	
		自然災害と防災	2	1	講義	
		芸術と自然	2	1	講義	
物質循環と地球環境		2	1	講義		
微生物の世界		2	1	講義		
地球の姿と歴史		2	1	講義		
環境と政治		2	1	講義		
生物生産と自然との関わり		2	1	講義		
環境観と環境問題		2	1	講義		
グローバル経済と環境権		2	1	講義	平成28年度は開講しません。	
自然理解の進化と環境		2	1	講義		
現代社会における物理		2	1	講義		
環境と開発		2	1	講義		
ヒトと微生物の関わり	2	1	講義			

(注1) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する学期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分		授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考	
共通科目	英語	コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	1	演習	
			コミュニケーション基礎Ⅱ	1	1	演習	
		コミュニケーションⅠ	コミュニケーションⅠA	3 (1)	1	演習	
			コミュニケーションⅠB	3 (1)	1	演習	
		コミュニケーションⅡ	コミュニケーションⅡA	3 (1)	1	演習	
			コミュニケーションⅡB	3 (1)	1	演習	
		コミュニケーションⅢ	コミュニケーションⅢA	1	2	演習	
			コミュニケーションⅢB	1	2	演習	
			コミュニケーションⅢC	1	2	演習	
		英語圏フィールドリサーチ	英語圏フィールドリサーチ	4 (1～4)	1	演習	
	オンライン英語演習A		1	1	演習		
	オンライン英語演習B		1	1	演習		
	初級外国語	ベーシック・ドイツ語	ベーシック・ドイツ語Ⅰ	2 (1)	1	演習	
			ベーシック・ドイツ語Ⅱ	2 (1)	1	演習	
		ベーシック・フランス語	ベーシック・フランス語Ⅰ	2 (1)	1	演習	
			ベーシック・フランス語Ⅱ	2 (1)	1	演習	
		ベーシック・スペイン語	ベーシック・スペイン語Ⅰ	2 (1)	1	演習	
			ベーシック・スペイン語Ⅱ	2 (1)	1	演習	
		ベーシック・ロシア語	ベーシック・ロシア語Ⅰ	2 (1)	1	演習	
			ベーシック・ロシア語Ⅱ	2 (1)	1	演習	
		ベーシック中国語	ベーシック中国語Ⅰ	2 (1)	1	演習	
			ベーシック中国語Ⅱ	2 (1)	1	演習	
		ベーシック韓国語	ベーシック韓国語Ⅰ	2 (1)	1	演習	
			ベーシック韓国語Ⅱ	2 (1)	1	演習	
		ベーシック・アラビア語	ベーシック・アラビア語Ⅰ	2 (1)	1	演習	
			ベーシック・アラビア語Ⅱ	2 (1)	1	演習	
	情報科目	情報活用基礎	2	1	演習		
		情報活用演習	2	1	演習		
	領域科目	人文科学領域	哲学A	2	1	講義	
			哲学B	2	1	講義	
			哲学の世界	2	1	講義	
			倫理学	2	1	講義	
			宗教学A	2	1	講義	
宗教学B			2	1	講義		
芸術学A			2	1	講義		
芸術学B			2	1	講義		
日本文学(古典)			2	1	講義		
日本文学(近現代)			2	1	講義		
中国語圏の現代文化A			2	1	講義		
中国語圏の現代文化B			2	1	講義		
比較文学入門			2	1	講義		
英米文化事情概論Ⅰ			1	1	演習		
英米文化事情概論Ⅱ			1	1	演習		
英米文化事情概論Ⅲ			1	2	演習		
英米文化事情概論Ⅳ			1	2	演習		
文学・語学の世界			2	1	講義		
合唱A			1	1	実習		
合唱B			1	1	実習		
吹奏楽Ⅰ		1	1	実習			
吹奏楽Ⅱ		1	1	実習			
歴史学の世界		2	1	講義			
社会科学領域		地域の歴史と環境	2	1	講義		
		日本史A	2	1	講義		
		日本史B	2	1	講義		
		アジア史A	2	1	講義		
		アジア史B	2	1	講義		

(注1) 開設単位数(修得可能な上限単位数)と開講単位数(1科目当たりの単位数)が異なる授業科目については、()で開講単位数を表示している。

(注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する学期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分	授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考	
共通科目	社会科学領域	ヨーロッパ史A	2	1	講義	
		ヨーロッパ史B	2	1	講義	平成28年度は開講しません。
		現代社会と経済	2	1	講義	
		芸能スポーツ・マスコミ論	2	1	講義	
		政治の世界A	2	1	講義	
		政治の世界B	2	1	講義	平成28年度は開講しません。
		現代社会学A	2	1	講義	平成28年度は開講しません。
		現代社会学B	2	1	講義	
		西アジア近現代史	2	1	講義	
		日本現代史	2	1	講義	
		法と市民	2	1	講義	
		日本国憲法	2	1	講義	
		現代社会と福祉	2	1	講義	
		現代社会と新聞	2	1	講義	
		実社会と法学	2	2	講義	
	自然科学領域	コンピュータ・プログラミング	2	1	講義	
		物質とエネルギー	2	1	講義	
		物理学概論	2	1	講義	
		生物の世界	2	1	講義	
		地球科学A－地球の解体－	2	1	講義	
		地球科学B－生きている地球－	2	1	講義	
		天文学	2	1	講義	
		現代社会と科学・技術・情報	2	1	講義	
		生命・食・環境のサイエンス	2	1	講義	
		メディア活用研究	2	2	講義	
		自然環境形成論	2	1	講義	
		水・物質循環の科学	2	1	講義	
		自然の縞と循環構造	2	1	講義	平成28年度は開講しません。
		放射線と自然科学	2	1	講義	
		大地と家畜からのめぐみ(農場体験)	2	2	講義	
		フィールド科学入門	2	2	講義	
		東広島キャンパスの自然環境管理	2	1	講義	
		食の安心・安全と健康科学	2	1	講義	
	カエルから見た生命システム	2	1	講義		
	衣食住の基礎科学	2	1	講義		
	外国語領域	コミュニケーション上級英語	2 (1)	1	演習	
		インテンシブ・ドイツ語ⅠA	1	1	演習	
		インテンシブ・ドイツ語ⅠB	1	1	演習	
		インテンシブ・ドイツ語ⅡA	1	1	演習	
		インテンシブ・ドイツ語ⅡB	1	1	演習	
		インテンシブ・フランス語ⅠA	1	1	演習	
		インテンシブ・フランス語ⅠB	1	1	演習	
		インテンシブ・フランス語ⅡA	1	1	演習	
		インテンシブ・フランス語ⅡB	1	1	演習	
		インテンシブ・スペイン語ⅠA	1	1	演習	
インテンシブ・スペイン語ⅠB		1	1	演習		
インテンシブ・スペイン語ⅡA		1	1	演習		
インテンシブ・スペイン語ⅡB		1	1	演習		
インテンシブ中国語ⅠA		1	1	演習		
インテンシブ中国語ⅠB		1	1	演習		
インテンシブ中国語ⅡA		1	1	演習		
インテンシブ中国語ⅡB		1	1	演習		
インテンシブ韓国語ⅠA	1	1	演習			
インテンシブ韓国語ⅠB	1	1	演習			
インテンシブ韓国語ⅡA	1	1	演習			
インテンシブ韓国語ⅡB	1	1	演習			

(注1) 開設単位数(修得可能な上限単位数)と開講単位数(1科目当たりの単位数)が異なる授業科目については、()で開講単位数を表示している。

(注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する学期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分	授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考		
共通領域科目目	外国語領域	アドバンスト・ドイツ語Ⅰ	1	2	演習		
		アドバンスト・ドイツ語Ⅱ	1	2	演習		
		アドバンスト・フランス語Ⅰ	2 (1)	2	演習		
		アドバンスト・フランス語Ⅱ	2 (1)	2	演習		
		アドバンスト・スペイン語Ⅰ	1	2	演習		
		アドバンスト・スペイン語Ⅱ	1	2	演習		
		アドバンスト・ロシア語Ⅰ	1	2	演習		
		アドバンスト・ロシア語Ⅱ	1	2	演習		
		アドバンスト中国語Ⅰ	2 (1)	2	演習		
		アドバンスト中国語Ⅱ	2 (1)	2	演習		
		アドバンスト韓国語Ⅰ	3 (1)	2	演習		
		アドバンスト韓国語Ⅱ	3 (1)	2	演習		
		アドバンスト韓国語Ⅲ	1	3	演習		
		アドバンスト韓国語Ⅳ	1	3	演習		
		複合領域	文化人類学A	2	1	講義	
			文化人類学B	2	1	講義	
			地域地理学A	2	1	講義	
			地域地理学B	2	1	講義	
			人文地理学A	2	1	講義	
			人文地理学B	2	1	講義	
			行動の科学	2	1	講義	
			社会経済統計論	2	1	講義	
			技術史A	2	1	講義	
			技術史B	2	1	講義	
			心理学A	2	1	講義	
			心理学B	2	1	講義	
			睡眠と生活リズム	2	1	講義	
			科学史A	2	1	講義	
			科学史B	2	1	講義	
			心と行動の科学	2	1	講義	
			学生生活概論-生き方と暮らし方のヒント-	2	1	講義	
			障害学生支援ボランティア実習A	1	1	実習	
			障害学生支援ボランティア実習B	1	1	実習	
			微生物と人間生活	2	1	講義	
			地理・考古・文化財の世界	2	1	講義	
			INU 特別協力講義	2	1	講義	
			INU 特別集中講義	2	1	講義	
			海外フィールドスタディ	2	1	講義・演習	講義20時間と演習44時間の授業で2単位とする。
			海外語学演習 (ドイツ語)	4 (1～4)	1	演習	
			海外語学演習 (フランス語)	4 (1～4)	1	演習	
			海外語学演習 (スペイン語)	4 (1～4)	1	演習	
			海外語学演習 (ロシア語)	4 (1～4)	1	演習	
			海外語学演習 (中国語)	4 (1～4)	1	演習	
		海外語学演習 (韓国語)	4 (1～4)	1	演習		
		国際協力を考える	2	2	講義		
		認知の心理学	2	2	講義		
		釣りの科学	2	1	講義		
		一魚と人間のインターアクション-	2	1	講義		
		ジェンダーと社会	2	1	講義		
		広島大学の歴史	2	1	講義		
		現代の消費生活	2	1	講義		
		社会の中における工学	2	1	講義		
		学術的文章作成の基礎	1	1	講義		

(注1) 開設単位数(修得可能な上限単位数)と開講単位数(1科目当たりの単位数)が異なる授業科目については、()で開講単位数を表示している。

(注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する学期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分		授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考
共通科目	領域科目	キャリアデザイン概論	2	1	講義	
		職業選択と自己実現 -自分のキャリアをデザインしよう-	2	1	講義	
		実践フロンランナープログラム	2 (1)	1	演習	
		地域社会探検プロジェクト -インターンシップ・ボランティアを体験してみよう-	2	1	講義・実習	講義20時間と実習30時間の授業で2単位とする。
		キャリア教養講座 -世界に通用する高い社会力を身につける-	2	1	講義	
	健康スポーツ科目	健康スポーツ科学	2	1	講義	
		スポーツ実習A	(1)	1	実習	
		スポーツ実習B	(1)	1	実習	
		ミクロ経済学入門	2	1	講義	
		マクロ経済学入門	2	1	講義	
基盤科目	刑法法原論	2	1	講義		
	政治学基礎	2	1	講義		
	法学基礎	2	1	講義		
	社会学基礎	2	1	講義		
	数学基礎概論	2	1	講義		
	基礎微分積分学	2	1	講義		
	基礎線形代数学	2	1	講義		
	微分積分通論	2	1	講義		
	微分積分学Ⅰ	2	1	講義		
	微分積分学Ⅱ	2	1	講義		
	数学演習Ⅰ	1	1	演習		
	数学演習Ⅱ	1	1	演習		
	線形代数学Ⅰ	2	1	講義		
	線形代数学Ⅱ	2	1	講義		
	線形代数学演習Ⅰ	1	1	演習		
	線形代数学演習Ⅱ	1	1	演習		
	*数学概説【理】	2	1	講義		
	*情報数理解説【理】	2	1	講義		
	プログラミング序説	2	1	講義		
	*物理学概説A【理】	2	1	講義		
	*物理学概説B【理】	2	1	講義		
	基礎物理学Ⅰ	2	1	講義		
	基礎物理学ⅡA	2	1	講義		
	基礎物理学ⅡB	2	1	講義		
	一般力学Ⅰ	2	1	講義		
	一般力学Ⅱ	2	1	講義		
	基礎電磁気学	2	1	講義		
	物理学実験法・同実験	2	1	講義・実験	講義15時間と実験45時間の授業で2単位とする。	
	初修化学	2	1	講義		
	一般化学	2	1	講義		
	*化学概説A【理】	2	1	講義		
	*化学概説B【理】	2	1	講義		
	有機化学	2	1	講義		
	基礎物理化学	2	1	講義		
	化学実験法・同実験	2	1	講義・実験	講義15時間と実験45時間の授業で2単位とする。	
	応用化学概論	2	2	講義		
	化学工学概論	2	2	講義		
	*生物学概説A【理】	2	1	講義		
	*生物学概説B【理】	2	1	講義		
	細胞科学	2	1	講義		
生態学	2	1	講義			

(注1) 開設単位数(修得可能な上限単位数)と開講単位数(1科目当たりの単位数)が異なる授業科目については、()で開講単位数を表示している。なお、スポーツ実習A及びスポーツ実習Bについては、開講単位数のみ設定している(上限単位数の設定なし)。

(注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する学期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

(注3) 授業科目欄の*印は、【 】内の略号で表された学部の専門教育科目として履修することができる科目を示す。ただし、所属学部が定める教育課程により、専門教育科目として履修することができない、又は履修に制限がある場合がある。

科目区分	授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考
基盤科目	種生物学	2	1	講義	
	生物学実験法・同実験	2	1	講義・実験	講義15時間と実験45時間の授業で2単位とする。
	バイオテクノロジー概論	2	2	講義	
	*地球惑星科学概説A【理】	2	1	講義	
	*地球惑星科学概説B【理】	2	1	講義	
	地学実験法・同実験	2	1	講義・実験	講義15時間と実験45時間の授業で2単位とする。
	乗り物と輸送の科学	2	1	講義	
	空間の創造	2	1	講義	
	科学技術と人間社会	2	1	講義	
	まちのかたちとくらし	2	1	講義	
	数学英語演習	1	2	演習	
	物理科学英語	2	2	講義	
	化学英語演習	2 (1)	3	演習	
	生物科学英語演習	1	1	演習	
	地球惑星科学英語演習	1	2	演習	
	統計学	2	1	講義	
	統計データ解析	2	1	講義	
	医療従事者のための心理学	2	1	講義	
	細胞社会と組織	2	1	講義	
	発生生物学	2	1	講義	
	初修物理学	2	1	講義	
初修生物学	2	1	講義		

- (注1) 開設単位数（修得可能な上限単位数）と開講単位数（1科目当たりの単位数）が異なる授業科目については、（ ）で開講単位数を表示している。
- (注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する学期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。
- (注3) 授業科目欄の*印は、【 】内の略号で表された学部の専門教育科目として履修することができる科目を示す。ただし、所属学部が定める教育課程により、専門教育科目として履修することができない、又は履修に制限がある場合がある。

2. 夜間授業時間帯に開設する授業科目

科目区分	授業科目	開設 単位数	開設 年次	授業の 方法	備考	昼間授業時間帯 開設授業科目	
教養コア科目	教養ゼミ	2	1	演習		(対応科目なし)	
	平和科目	平和と人間Cー広島で学ぶ (原爆とは何だったか)ー	2	1	講義	平成28年度は開講しません。	平和と人間Cー広島で学ぶ (原爆とは何だったか)ー
		平和と人間D ー広島から未来に向けてー	2	1	講義		(対応科目なし)
		ヒロシマ発平和学	2	1	講義		ヒロシマ発平和学
外国語科目	英語 コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	1	演習		コミュニケーション基礎Ⅰ
		コミュニケーション基礎Ⅱ	1	1	演習		コミュニケーション基礎Ⅱ
	英語 コミュニケーションⅠ	コミュニケーションⅠA	3(1)	1	演習		コミュニケーションⅠA
		コミュニケーションⅠB	3(1)	1	演習		コミュニケーションⅠB
	英語 コミュニケーションⅡ	コミュニケーションⅡA	3(1)	1	演習		コミュニケーションⅡA
		コミュニケーションⅡB	3(1)	1	演習		コミュニケーションⅡB
	英語 コミュニケーションⅢ	コミュニケーションⅢA	1	2	演習		コミュニケーションⅢA
		コミュニケーションⅢB	1	2	演習		コミュニケーションⅢB
		コミュニケーションⅢC	1	2	演習	平成28年度は開講しません。	コミュニケーションⅢC
	初修外国語	ベーシック・ドイツ語Ⅰ	2(1)	1	演習		ベーシック・ドイツ語Ⅰ
		ベーシック・ドイツ語Ⅱ	2(1)	1	演習		ベーシック・ドイツ語Ⅱ
		ベーシック・フランス語Ⅰ	2(1)	1	演習		ベーシック・フランス語Ⅰ
		ベーシック・フランス語Ⅱ	2(1)	1	演習		ベーシック・フランス語Ⅱ
ベーシック中国語Ⅰ		2(1)	1	演習		ベーシック中国語Ⅰ	
ベーシック中国語Ⅱ		2(1)	1	演習		ベーシック中国語Ⅱ	
共通科目	情報活用概論	2	1	講義		(対応科目なし)	
通領域科目	人文科学 領域	哲学A	2	1	講義		哲学A
		倫理学	2	1	講義	平成28年度は開講しません。	倫理学
		宗教学B	2	1	講義	平成28年度は開講しません。	宗教学B
		日本文学(古典)	2	1	講義		日本文学(古典)
		日本文学(近現代)	2	1	講義		日本文学(近現代)
		東洋文学	2	1	講義	平成28年度は開講しません。	中国語圏の現代文化A
		西洋文学と文学理論	2	1	講義		比較文学入門
	社会科学 領域	日本史A	2	1	講義	平成28年度は開講しません。	日本史A
		日本史B	2	1	講義	平成28年度は開講しません。	日本史B
		アジア史A	2	1	講義	平成28年度は開講しません。	アジア史A
		アジア史B	2	1	講義	平成28年度は開講しません。	アジア史B
		ヨーロッパ史A	2	1	講義		ヨーロッパ史A
		政治の世界	2	1	講義		政治の世界A
		社会学の視点	2	1	講義		現代社会学A
		日本国憲法	2	1	講義		日本国憲法
		マネジメント概論	2	1	講義		(対応科目なし)
		地域の歴史と環境	2	1	講義	平成28年度は開講しません。	地域の歴史と環境
	自然科学 領域	物理学概論	2	1	講義		物理学概論
		化学と人間	2	1	講義		(対応科目なし)
		生物学	2	1	講義		(対応科目なし)
		地球とその環境	2	1	講義	平成28年度は開講しません。	(対応科目なし)
		資源と生活	2	1	講義		(対応科目なし)
	複合領域	地域地理学	2	1	講義	平成28年度は開講しません。	地域地理学A
		文化人類学	2	1	講義		文化人類学A
		統計学への招待	2	1	講義		統計データ解析
		科学技術史	2	1	講義	平成28年度は開講しません。	(対応科目なし)
		心理学A	2	1	講義	平成28年度は開講しません。	心理学A
心理学B		2	1	講義		心理学B	
食文化論		2	1	講義		(対応科目なし)	

科目区分		授業科目	開設 単位数	開設 年次	授業の 方法	備考	昼間授業時間帯 開設授業科目
共通科目	領域科目 キャリア教育領域	キャリアデザイン概論	2	1	講義		キャリアデザイン概論
		職業選択と自己実現 -自分のキャリアをデザインしよう-	2	1	講義		職業選択と自己実現 -自分のキャリアをデザインしよう-
	健康スポーツ科目	健康スポーツ科学	2	1	講義		健康スポーツ科学
		スポーツ実習A	(1)	1	実習		スポーツ実習A
基盤科目		ミクロ経済学入門	2	1	講義		ミクロ経済学入門
		マクロ経済学入門	2	1	講義		マクロ経済学入門
		法学基礎	2	1	講義		法学基礎
		社会学基礎	2	1	講義		社会学基礎
		刑事法原論	2	1	講義		刑事法原論
		微分積分通論	2	1	講義		微分積分通論
		基礎線形代数学	2	1	講義		基礎線形代数学
		経営学入門	2	1	講義		(対応科目なし)

- (注1) 本表は平成28年度入学生が「平成28年度教養教育開設授業科目一覧」の「1. 昼間授業時間帯に開設する授業科目」(p.教養21～p.教養27)に記載されている授業科目を履修した場合の対応表を兼ねる。本表の「昼間授業時間帯開設授業科目」に記載されている授業科目を履修した場合は、左欄の授業科目を履修したものとみなされる。
- (注2) 開設単位数(修得可能な上限単位数)と開講単位数(1科目当たりの単位数)が異なる授業科目については、()で開講単位数を表示している。なお、スポーツ実習Aについては、開講単位数のみ設定している(上限単位数の設定なし)。
- (注3) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する学期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

Ⅶ. 教養教育関係規則等

1. 広島大学教養教育科目履修規則

平成23年2月15日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第19条第3項の規定に基づき、広島大学における教養教育科目の履修等に関し必要な事項を定めるものとする。

(科目区分及び教育目標)

第2条 教養教育科目の科目区分及び教育目標は、次の表に掲げるとおりとする。

科目区分		教育目標
教養コア科目	教養ゼミ	自主的な学習によって支えられる大学教育へのオリエンテーション機能を果たすため、入学後の早い段階で知的活動への動機付けを高め、論理的・批判的な思考法と適切な自己表現能力を育てる。
	平和科目	戦争・紛争、核廃絶、貧困、飢餓、人口増加、環境、教育、文化等の様々な観点から平和について考え、理解を深める。
	パッケージ別科目	複数の授業を有機的に関連付けながら知識の持つ真の意味や広がりを実感し、人類や社会が抱える歴史的・現代的な課題を理解する。
共通科目	外国語科目	グローバル化時代に対応するため、様々な外国語で情報を受信し、発信できるコミュニケーション能力を養成し、知識・技能を習得するとともに、異なる言語や文化に対する理解を深める。
	情報科目	問題解決に必要な情報処理を適切に行うための基礎知識や技術の習得、及びネットワーク上のモラルや情報化社会における問題点に関する基礎知識を習得する。
	領域科目	人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ、育ってきたのか、その根本にある考え方は何であるのかについて、文化的・社会的な視点等を踏まえながら、多様な学問領域の科目を通じて学ぶ。
	健康スポーツ科目	体力・健康づくりのための科学的理論を習得するとともに、自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて、生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性等の社会的スキルを習得する。
基盤科目		専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として、それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により、基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を習得する。

(授業科目及び単位数等)

第3条 教養教育科目として開設する授業科目（以下「授業科目」という。）、単位数等は、別表のとおりとする。

2 授業時間割は、学年の始めに発表する。

(履修方法)

第4条 教養教育科目の履修方法については、各学部細則の定めるところによる。

(単位数の計算の基準)

第5条 授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習及び実習は、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験は、45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定めるところによる。

(1) 教養ゼミは、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 情報科目の情報活用基礎及び情報活用演習は、15時間の授業をもって1単位とする。
(履修手続)

第6条 学生は、授業科目を履修しようとするときは、毎学期指定する期間中に所定の手続をしなければならない。ただし、受講者数の制限等を行う授業科目にあっては、所定の手続を経た場合であっても履修が認められない場合がある。

2 前項本文に規定する所定の手続をしなかった場合は、当該授業科目の履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を経て、履修を認めることがある。

3 既に単位を修得した授業科目については、原則として履修することができない。
(試験)

第7条 試験は、原則としてターム末に行う。ただし、授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

2 試験の方法及び期日は、あらかじめ発表する。

3 授業実施時数の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続を経て欠席した場合で、その欠席が病気その他のやむを得ない事由によると認められるときは、当該授業科目担当教員の判断によるものとする。

(追試験)

第8条 次の各号のいずれかの理由により試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

(1) 配偶者又は3親等内の親族の死亡による忌引

(2) 負傷又は疾病（入院又はこれに準ずる場合に限る。）

(3) 天災その他の非常災害

(4) 交通機関の突発事故

(5) その他やむを得ない事情

2 追試験を受けようとする者は、原則として当該授業科目の試験実施後1週間以内に、所定の追試験受験願を所属学部長に願い出なければならない。

3 追試験受験を許可された者は、原則として当該授業科目担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。

4 追試験の実施期間は、当該授業科目の試験実施後3週間以内とする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、教養教育科目の履修等に関し必要な事項は、教養教育本部が定める。

(略)

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については、この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、教養教育本部の定めるところにより、新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

別表（略）

※別表の内容は、「平成28年度教養教育科目開設授業科目一覧」（p. 教養21～p. 教養29）として掲載しています。

2. 外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて

広島大学通則（以下「通則」という。）第30条第1項及び第31条第2項に規定するその他文部科学大臣が別に定める学修のうち、実用英語技能検定、TOEFL(R)及びTOEIC(R)の検定試験等による単位認定については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 認定の対象となる外国語技能検定試験等

- ① 実用英語技能検定試験（英検）
- ② TOEFL(R)テスト
- ③ TOEIC(R)公開テスト及び広島大学外国語教育研究センターが認める TOEIC(R) IP テスト

(2) 認定授業科目及び単位数

- ① 実用英語技能検定試験（英検）

級 位	認 定 授 業 科 目	認 定 単 位 数
1 級	コミュニケーション基礎	2 単位以内
	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	6 単位以内
準1 級	コミュニケーション基礎	2 単位以内
	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	4 単位以内

- ② TOEFL(R)テスト

得 点		認 定 授 業 科 目	認 定 単 位 数
Paper-Based	Internet-Based		
560点以上	83点以上	コミュニケーション基礎	2 単位以内
		コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	6 単位以内
520点以上 560点未満	68点以上 83点未満	コミュニケーション基礎	2 単位以内
		コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	4 単位以内

※本学で実施する TOEFL ITP(R)テストの得点は、表中の Paper-Based の得点に読み替えて認定する。

- ③ TOEIC(R)公開テスト及び広島大学外国語教育研究センターが認める TOEIC(R) IP テスト

得 点	認 定 授 業 科 目	認 定 単 位 数
860点以上	コミュニケーション基礎	2 単位以内
	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	6 単位以内
730点以上 860点未満	コミュニケーション基礎	2 単位以内
	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	4 単位以内

- (注)・コミュニケーション基礎は、コミュニケーション基礎Ⅰ、コミュニケーション基礎Ⅱの授業科目を示す。
 ・コミュニケーションⅠ・Ⅱは、コミュニケーションⅠA、コミュニケーションⅠB、コミュニケーションⅡA、コミュニケーションⅡBの授業科目を示す。
 ・コミュニケーションⅢは、コミュニケーションⅢA、コミュニケーションⅢB、コミュニケーションⅢCの授業科目を示す。

(3) 単位認定の申請方法及び範囲

- ① 入学前に所定の級位又は点数を得た者で、通則第31条第2項の規定に基づき単位認定を受けようとするものは、広島大学既修得単位等の認定に関する細則に定める既修得単位等認定願に代えて、外国語技能検定試験等による単位認定申請書（指定様式）に、原則として認定証又は得点証明書の原本を添えて、所属する学部申請する。
- ② 入学後に所定の級位又は点数を得た者で、通則第30条第1項の規定に基づき単位認定を受けようとするものは、各セメスターの授業開始後2週間以内に、外国語技能検定試験等による単位認定申請書に、原則として認定証又は得点証明書の原本を添えて、所属する学部申請する。（ ）
- ③ 申請時に単位を修得していない授業科目についてのみ、申請を認める。
- ④ 認定は単位のみとし、成績評価は付さない。
- ⑤ 各授業科目の認定単位数は、1単位を限度とする。
- ⑥ 申請の際現に履修登録している授業科目の認定を希望する場合は、当該授業科目の登録内容の変更について、「単位不要」又は「履修取消」のいずれかから選択する。

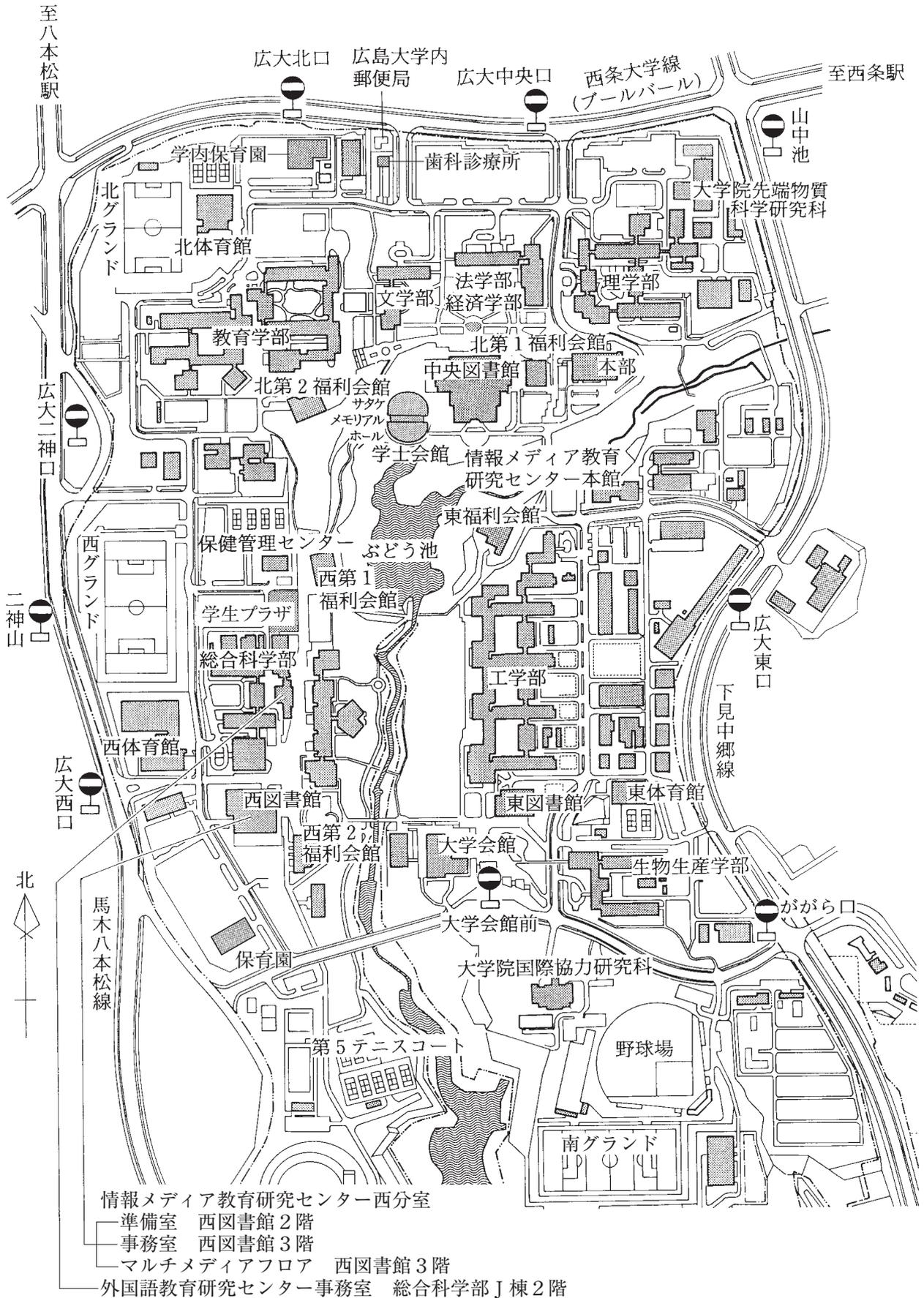
(4) 適用

- ① この取扱いは、平成28年度の入学生から適用する。
- ② 平成27年度以前に入学した学生の外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについては、この取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

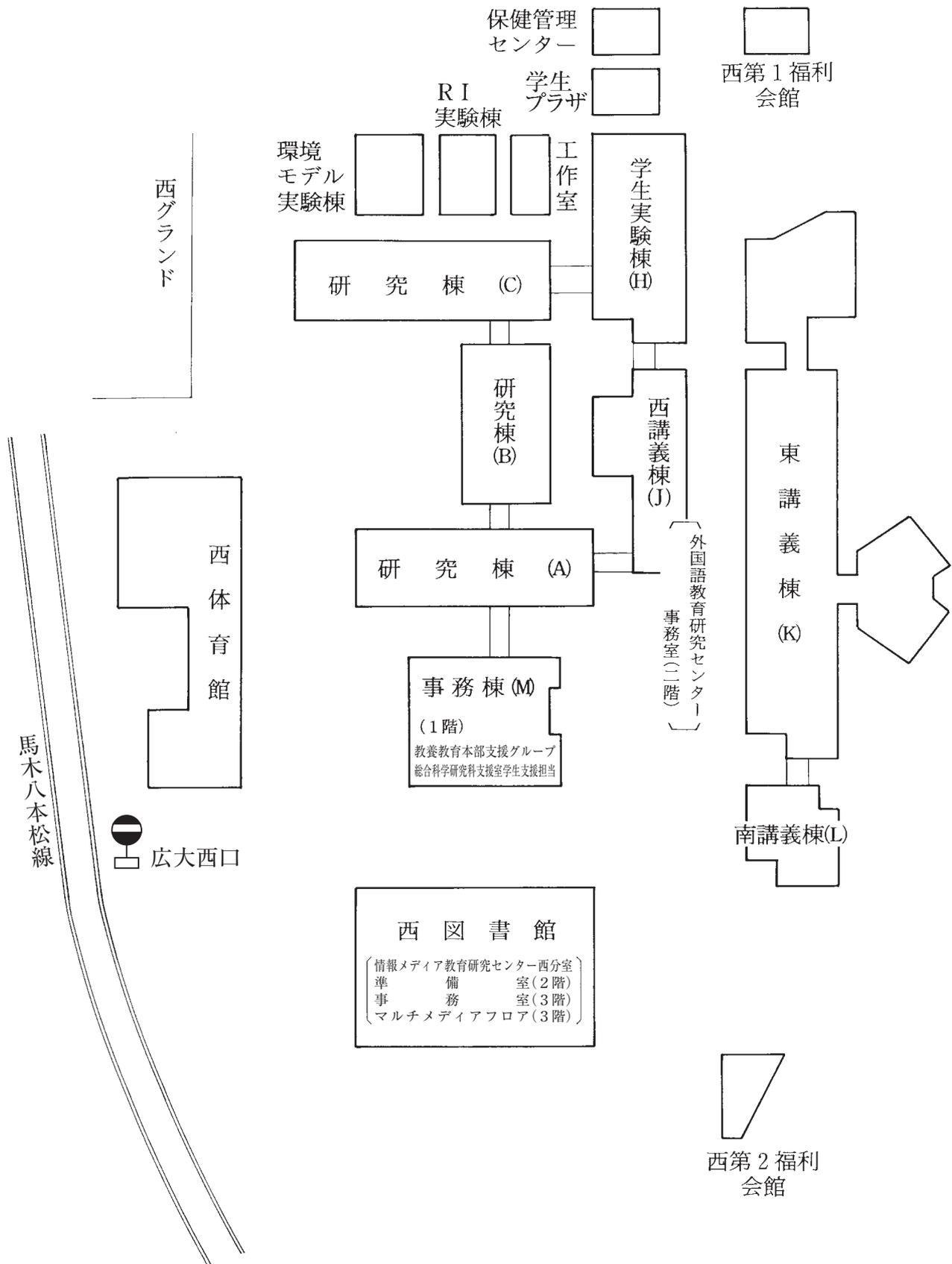
（ ）歯学部における申請の締切は別途通知する。

VIII. 配置図等

1. 東広島キャンパス配置図

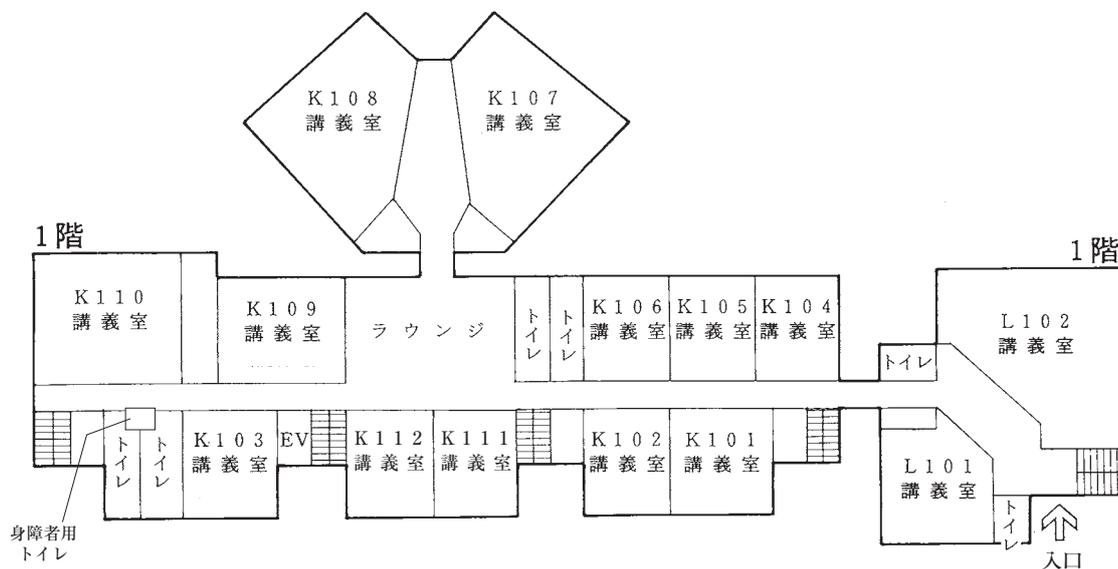
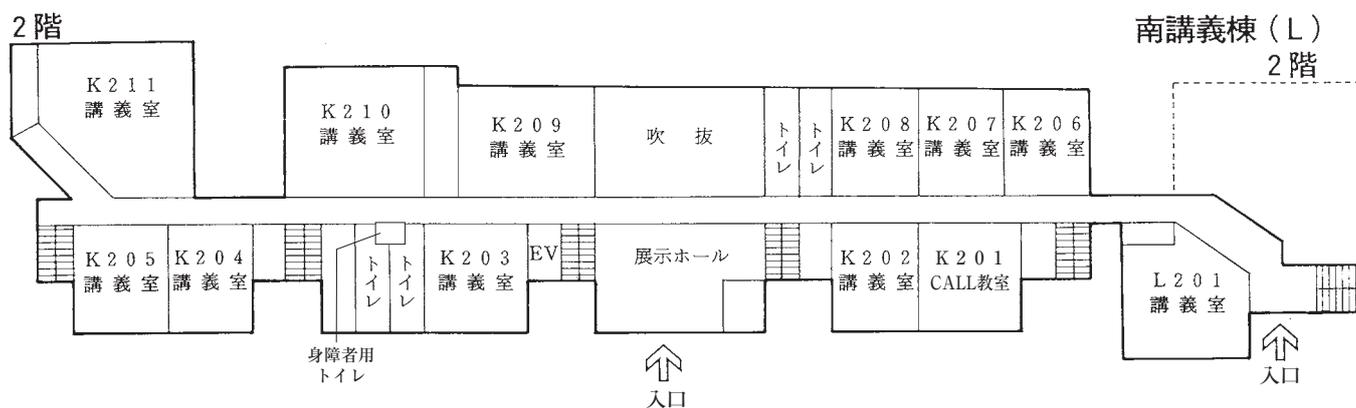
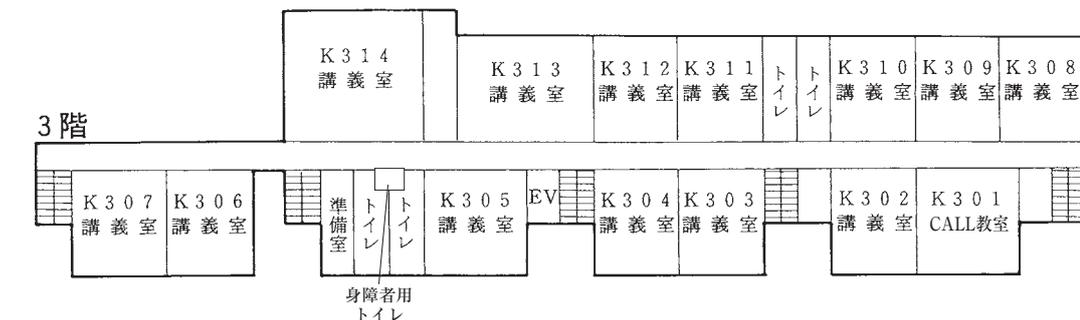


2. 総合科学部付近配置図



3. 総合科学部講義室配置図

東講義棟 (K)



EV…エレベーター

学生実験棟 (H)

3階

	トイレ		H307 大学院 最先端 設備室	H306 大学院 最先端 設備室	H305 化学準備室	H304 化学実験室 I
	トイレ					
	H303 ドラフト 室		H302 化学実験室 II			H301 化学実験室 III

2階

	トイレ		H210 地学標本室	H209 地学準備 室	H208 地学薄片 室	H207 地学機械 室	H205 生物学 標本室	H204 生物学実験室 I
	トイレ							
	H211 アクセシビリティセンター 研究 / 実験室		H206 地学実験室			H203 生物学 飼育室	H202 生物学 準備室	H201 生物学実験室 II

1階

	トイレ		H108 物理学実験室 I			H107 分光実験 室	H106 物理学実験室 III	H105 レーザー 実験室
	トイレ							
	H110 ゼミ室 II	H109 ゼミ室 I	H104 物理学実験室 II			H103 物理学 準備室 I	H102 物理学実験室 IV	H101 計算機 実験室

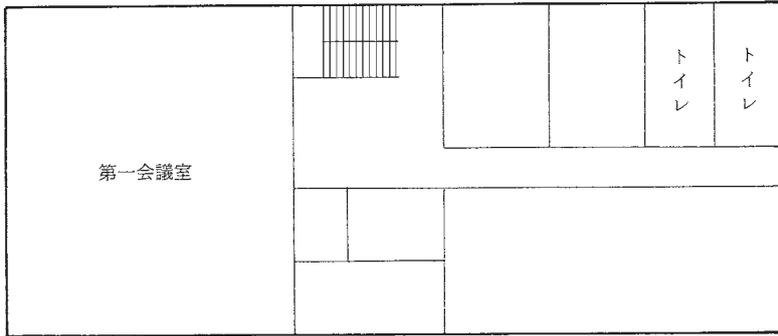
地階

	HB06 物理学準備室 II		HB05 X線実験室	
	トイレ		HB04 物理暗室	HB03 X線実験 準備室
	トイレ			
			HB02 比電荷 実験室	HB01 万有引力 実験室

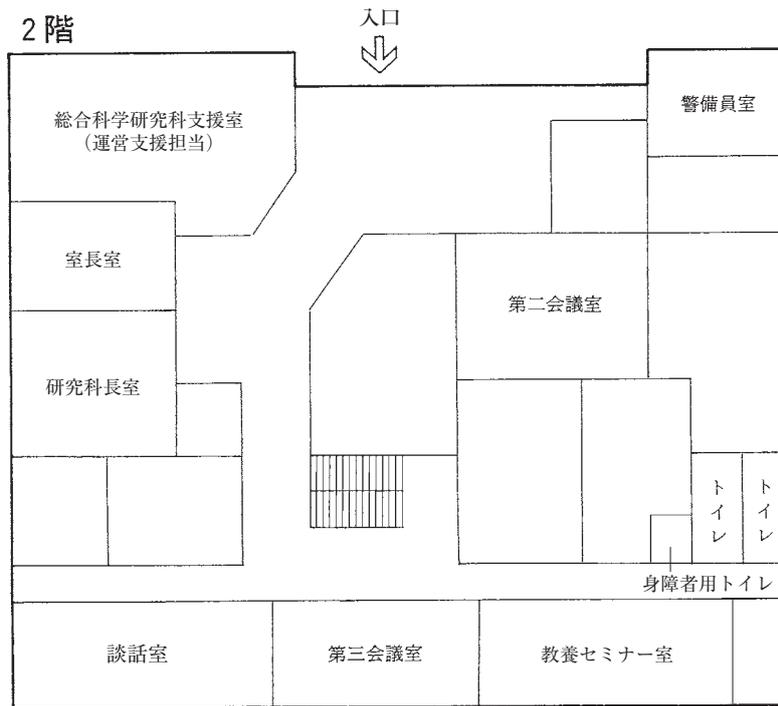
↑
入口

事務棟 (M)

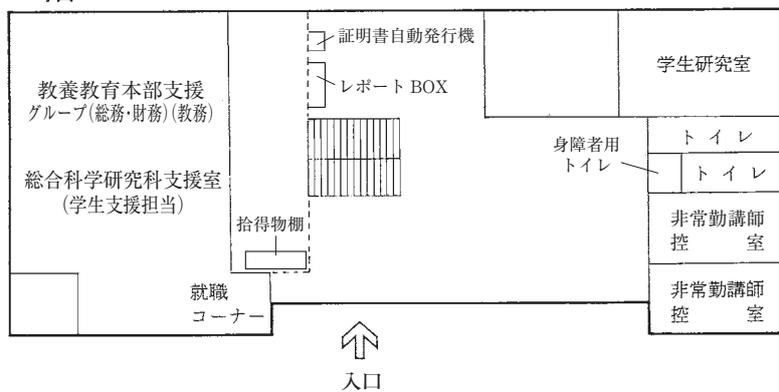
3階



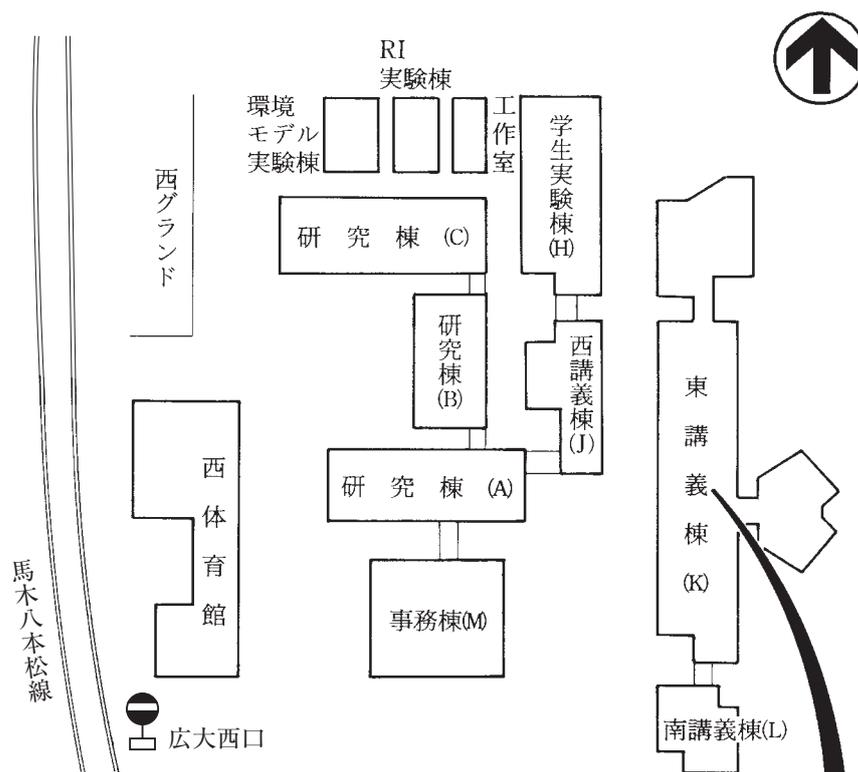
2階



1階



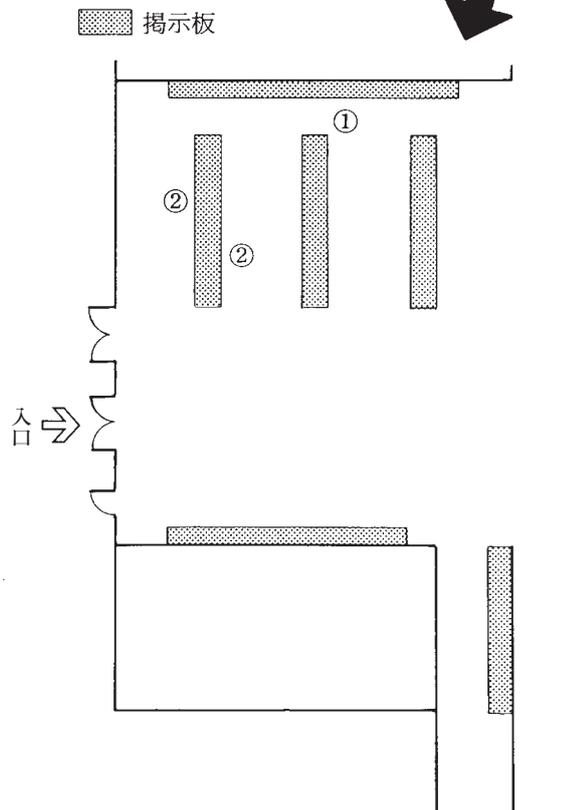
4. 教養教育に関する掲示板位置図（東広島キャンパス）



掲示板（東講義棟 (K) 2階）拡大図

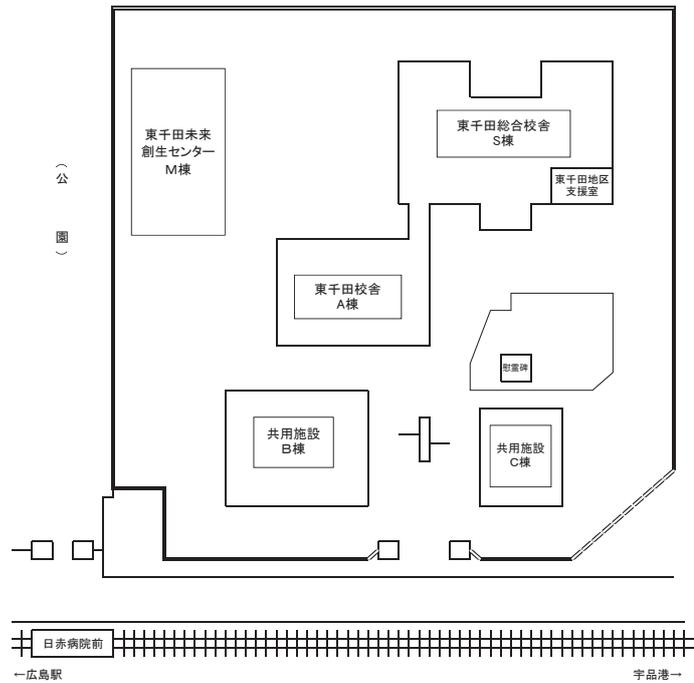
- ① 一般情報
- ② 講義情報

※なお、教養教育科目の休講・補講・期末試験日程等の講義情報は、掲示ではなく「My もみじ」で通知します。詳しくは p. 教養17「学生情報の森もみじについて」をご覧ください。



5. 東千田キャンパス配置図

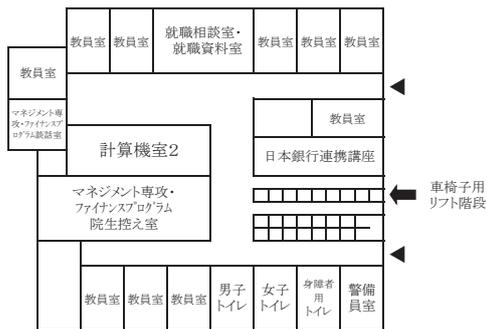
東千田キャンパス配置図



東千田地区共用施設

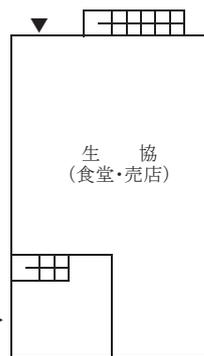
B棟

1F

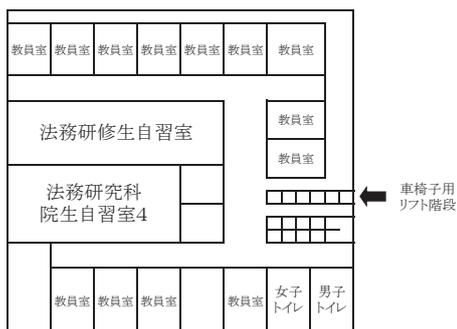


C棟

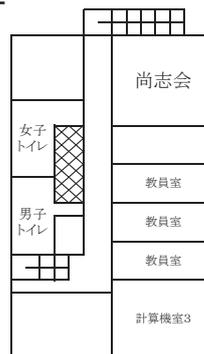
1F



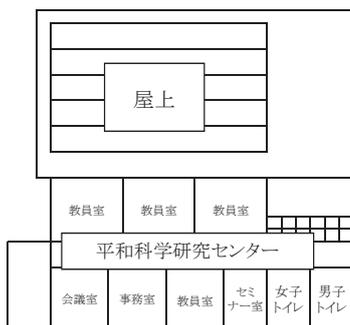
2F



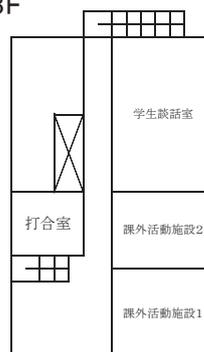
2F



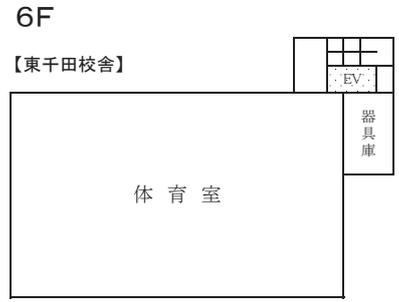
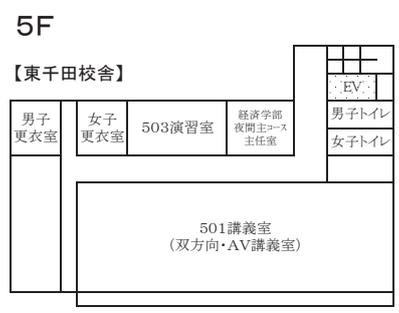
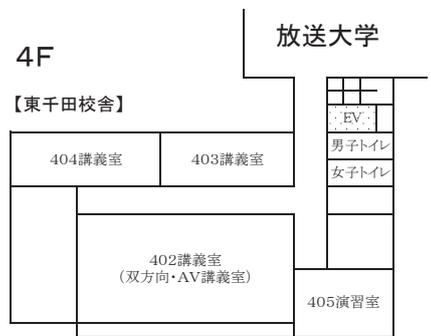
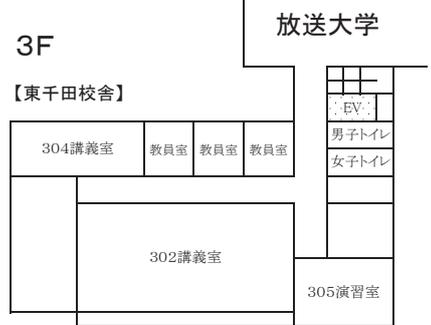
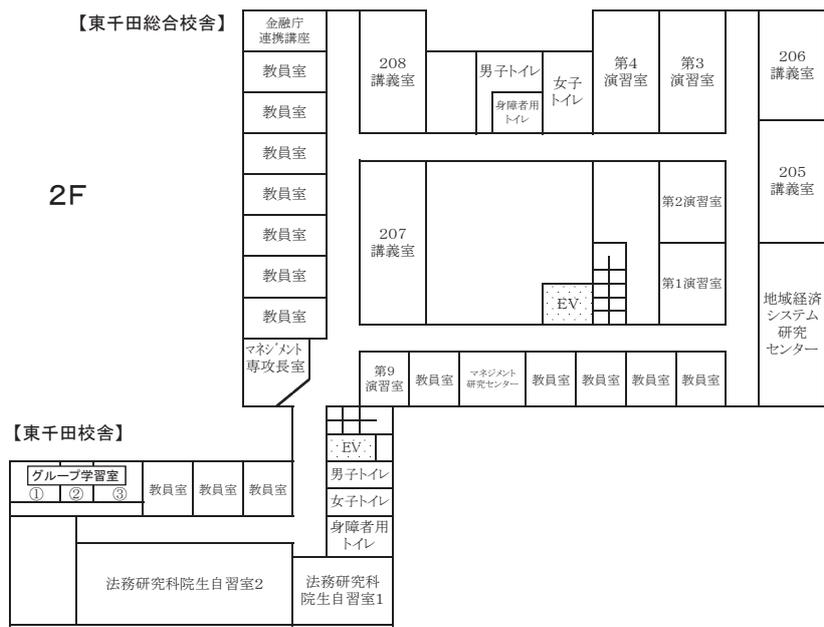
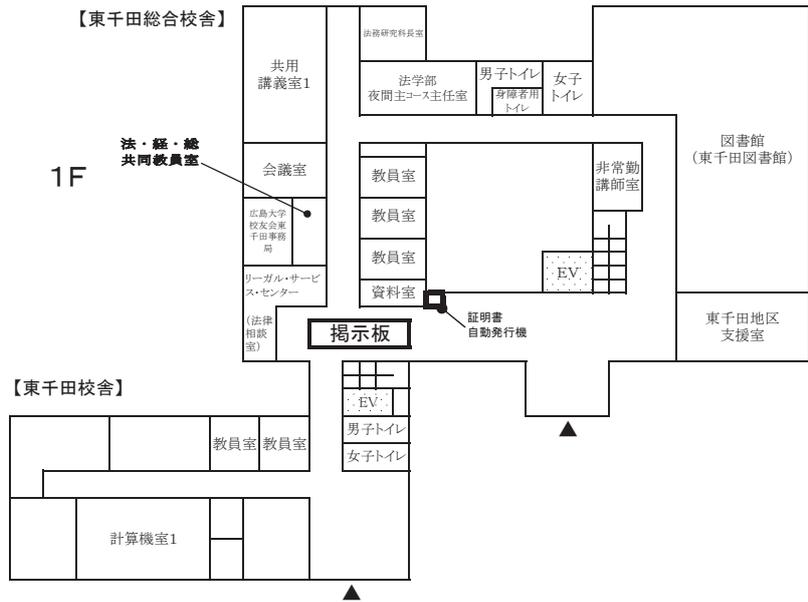
3F



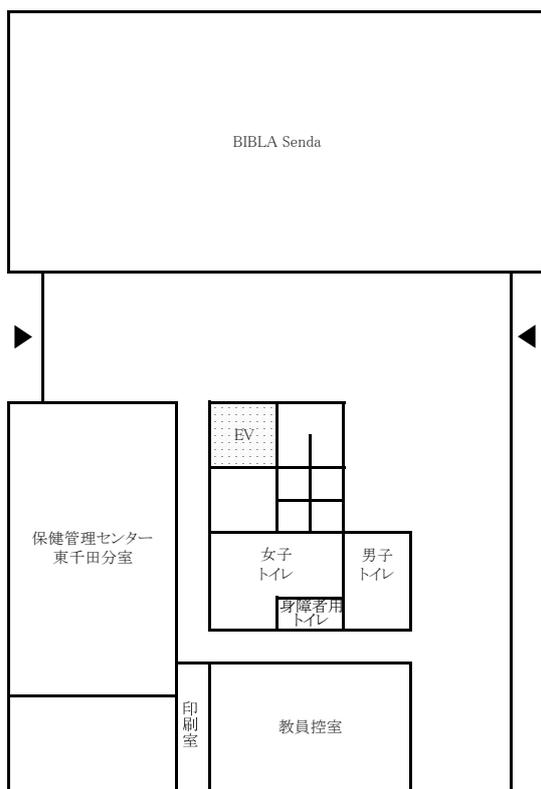
3F



東千田総合校舎・東千田校舎（S棟・A棟）



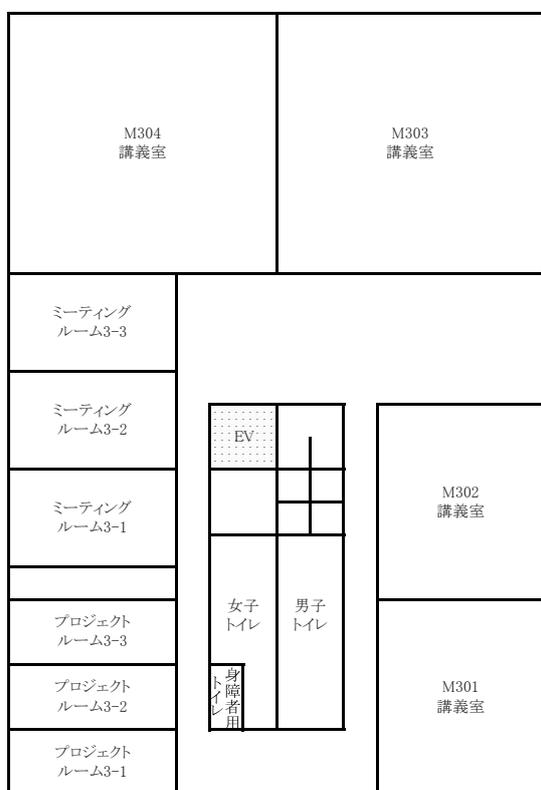
東千田未来創生センター（M棟）



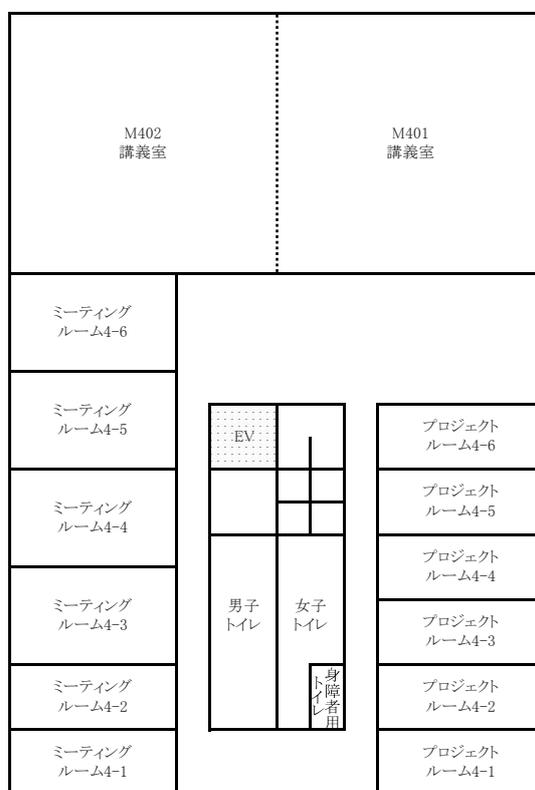
1 F



2 F



3 F



4 F

6. 教養教育担当及び各学部学生支援担当の連絡先

教養教育科目の履修に関する質問・相談は、教養教育本部支援グループ及び東千田地区支援室で受け付けています。また、学部が定める履修基準などに関する質問・相談については、所属学部の学生支援担当に相談してください。

なお、E-mailを送る時には、必ず学生番号と名前を書いてください。

東広島キャンパス（東広島市）

受付時間：（月～金） 8時30分～17時15分

所属学部	教務担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
総合科学部	総合科学研究科支援室 学士課程担当	082-424-6315	souka-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
文学部	文学研究科支援室 学士課程担当	082-424-6613	bun-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
教育学部	教育学研究科支援室 学士課程担当	082-424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
法学部 昼間コース	社会科学研究科支援室 法学部担当	082-424-7215	syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
経済学部 昼間コース	社会科学研究科支援室 経済学部担当	082-424-7217	
理学部	理学研究科支援室 学士課程担当	082-424-7315	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
工学部	工学研究科支援室 学士課程担当	082-424-7524	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
生物生産学部	生物圏科学研究科支援室 学士課程担当	082-424-7915	sei-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
教養教育本部支援グループ		082-424-6153	gsyugaku-group@office.hiroshima-u.ac.jp

※教養教育本部支援グループは総合科学部事務棟1階（場所はp.教養40参照）にあります。

霞キャンパス（広島市）

受付時間：（月～金） 8時30分～17時15分

所属学部	教務担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
医学部	霞地区運営支援部 学生支援グループ医学部担当	082-257-5049	kasumi-gaku-m@office.hiroshima-u.ac.jp
歯学部	霞地区運営支援部 学生支援グループ歯学部担当	082-257-5614	kasumi-gaku-d@office.hiroshima-u.ac.jp
薬学部	霞地区運営支援部 学生支援グループ薬学部担当	082-257-5777	kasumi-gaku-p@office.hiroshima-u.ac.jp

東千田キャンパス（広島市）

受付時間：（月～金） 12時30分～21時15分

所属学部	教務担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
法学部 夜間主コース	東千田地区支援室 法学部夜間主コース担当	082-542-6998	senda-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
経済学部 夜間主コース	東千田地区支援室 経済学部夜間主コース担当	082-542-6961	

3 到達目標型教育プログラム ハイプロステクツ 「HiPROSPECTS (R)」について

目 次

I. 広島大学の到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS [®] 」	ハイプロ 2
1. HiPROSPECTS [®] とは	ハイプロ 2
2. 卒業までの主な流れ	ハイプロ 2
II. HiPROSPECTS [®] の構成	ハイプロ 3
1. 主専攻プログラム	ハイプロ 3
2. 副専攻プログラム・特定プログラム	ハイプロ 3
■ HiPROSPECTS [®] をより良く理解するための3つの資料	ハイプロ 6
III. 評価の方法	ハイプロ 7
1. 授業科目の成績評価	ハイプロ 7
2. 本学共通の平均評価点（GPA：Grade Point Average）	ハイプロ 7
3. プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価	ハイプロ 9
■ 成績評価，GPA 及び到達度の評価の確認方法	ハイプロ 9
IV. 副専攻プログラム一覧	ハイプロ 10
V. 特定プログラム一覧	ハイプロ 11
1. 特定プログラムに関する資格	ハイプロ 11
2. 特定プログラム履修表	ハイプロ 13
VI. HiPROSPECTS [®] 関係規則等	ハイプロ 16
1. 広島大学教育プログラム規則	ハイプロ 16
2. 広島大学副専攻プログラム履修細則	ハイプロ 20
3. 広島大学特定プログラム履修細則	ハイプロ 22
VII. 副専攻プログラム及び特定プログラムに関する連絡先	ハイプロ 25
VIII. TOEIC [®] IP テストの全学実施について	ハイプロ 26

I. 広島大学の到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS[®]」

1. HiPROSPECTS[®]とは

広島大学では、みなさん一人ひとりに応じたきめ細かい学習サポートの実現と、卒業生の質の確保及び教育の質の向上を目指し、「到達目標型教育プログラム『HiPROSPECTS[®]』」という独自の教育システムを実施しています。HiPROSPECTS[®]は、広島大学の到達目標型教育プログラムの愛称です。

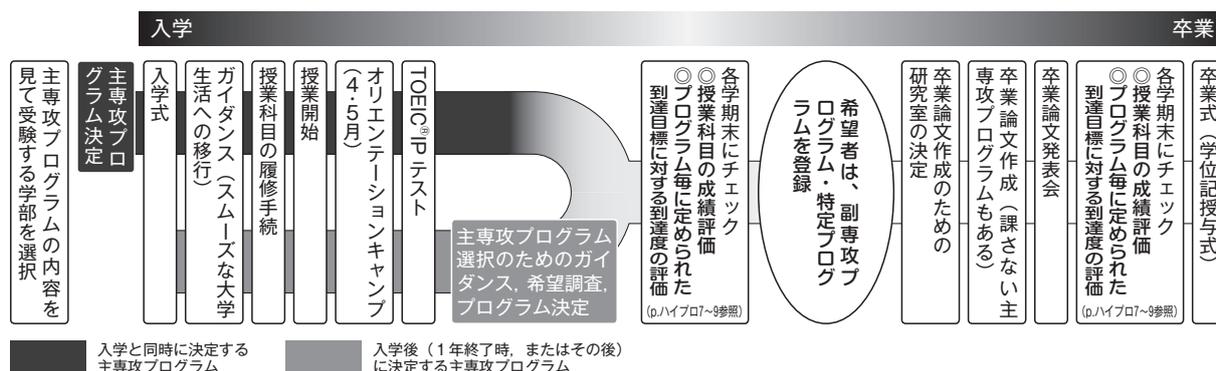
HiPROSPECTS[®]では、

- まず入学時に、卒業までに身につけておくべき知識や能力を「到達目標」という形で示します。みなさんはその到達目標の実現に向けて、所定のカリキュラム（教育課程）に従い学習を進めてください。
 - 到達目標に対してみなさん一人ひとりが今どのくらい到達しているのか、定期的を確認してみなさんにお伝えし、その確認結果に基づいた学習サポートを行います。例えば、確認の結果、弱い点が見つければ、それを克服するためにどのような学習をすれば良いかアドバイスする、といったことです。
- 以上を踏まえ、みなさんは到達目標の実現はもちろんのこと、それ以上の知識や能力を身につけられるようにがんばってください。

2. 卒業までの主な流れ

授業を受けるためには、学期の始めに履修手続きを行います。授業を受けて学期末試験等に合格すれば、単位を修得することができます。

そして、主専攻プログラム（p. ハイプロ3参照）で示されている卒業要件を満たせば、学士号を取得して卒業することができます。



ハイプロスペクツ II. HiPROSPECTS® の構成

ハイプロスペクツ
HiPROSPECTS® は、主専攻プログラム、副専攻プログラム及び特定プログラムの3種類のプログラムで構成されています。

主専攻プログラムは、学士号を取得して卒業するために全員が登録します。一方、副専攻プログラム及び特定プログラムは、その履修を希望する学生のみ登録します。

以下に示すように、各プログラムの内容を理解して、学習を進めてください。

1. 主専攻プログラム

1) 目的

主専攻プログラムとは、所属する学部・学科等を卒業するために履修するカリキュラム（教育課程）のことをいい、学士号の取得を目的として、教養教育及び専門教育が一貫して編成されたプログラムです。

したがって、所属する学部・学科等が提供する主専攻プログラムを全員1つ登録します。

なお、所属する学部・学科等以外が提供する主専攻プログラムを登録したい場合は、その主専攻プログラムを提供する学部・学科等へ、転学部・転学科等を行う必要があります。

2) 学期毎の評価、卒業

主専攻プログラムでは、学期毎に履修した各授業科目で評価(p. ハイプロ7～9 参照)が行われ、自らの到達度のチェックができるようになっています。また、主専攻プログラムで示されている修了要件単位を修得し、所属する学部・学科等の卒業要件を満たせば、学士号を取得して卒業することができます。

3) その他

主専攻プログラムの詳細については、専門教育に関するページをご覧ください。

2. 副専攻プログラム・特定プログラム

1) 目的

副専攻プログラム及び特定プログラムとは、主専攻プログラムと並行して異なる分野を学習することを目的として編成されたプログラムです。なお、その履修を希望する学生のみ登録します。

プログラム	目的
副専攻プログラム	主専攻プログラムの基礎または概要の学習を目的として編成されたプログラムです。
特定プログラム	①主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習（高度な英語能力を養成するものなど）、または、②資格（学芸員や学校図書館司書教諭など）の取得を目的として編成されたプログラムです。

2) 共通点・相違点

副専攻プログラムと特定プログラムには、その他、次のような共通点・相違点があります。

①共通点

項目	副専攻プログラムと特定プログラムの共通点
主専攻プログラムとの関係	主専攻プログラムの履修基準によっては、副専攻プログラムや特定プログラムで修得した単位を主専攻プログラムの修了要件単位に算入することができる場合があります。各自の主専攻プログラムの履修基準を確認してください。
プログラムの登録手続	説明書に記載されている「履修開始時期」に合わせ、毎年1月上旬から2月上旬に My もみじのアンケート機能によりプログラムの登録を申請し、登録許可を受けた場合に、翌年度から履修を開始します。
授業科目の履修	<ul style="list-style-type: none"> ○副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目のうち、入学から当該プログラムの登録前までに修得した単位があれば、その単位は当該プログラムの修了要件単位に算入されます。 ○授業時間割の関係で、副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目の一部が履修できない場合があります。 ○副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目も本学共通の平均評価点（GPA）（p. ハイプロ7～9参照）の計算対象に含まれます。

②相違点

項目	副専攻プログラム	特定プログラム
登録できるプログラム数	1プログラムのみ登録できます。	複数のプログラムを登録できます。
プログラムの選択範囲	各自の主専攻プログラムが提供するプログラム以外から選択することができます。	原則、全てのプログラムから選択することができます。

項 目	副専攻プログラム	特定プログラム
プログラムの 修了条件	副専攻プログラムの修了要件単位を修得し、卒業の認定を受けた場合に修了することができます。	特定プログラムの修了要件単位を修得し、卒業又は離籍（退学など）した場合に修了することができます。
プログラム 修了後の取扱い	○全てのプログラムで修了証書が交付されます。 ○成績証明書に、副専攻プログラムを修了した旨記載されます。 ※卒業前であれば、副専攻プログラムを履修中である旨、成績証明書に記載されます。	○一部のプログラムを除き、修了証書が交付されます。 ○成績証明書に、特定プログラムを修了した旨記載されます。 ※卒業（離籍）前であれば、特定プログラムを履修中である旨、成績証明書に記載されます。

3) 履修開始までの流れ

副専攻プログラムと特定プログラムの履修を始めるまでの流れは、次のとおりです。

時 期	詳 細
1月上旬から 2月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・副専攻プログラム・特定プログラムのプログラム登録方法等を「Myもみじ」で確認 ・登録のための既修得要件等、登録を希望するプログラムの詳細を説明書で確認 <li style="text-align: center;">↓ ・必要に応じて事前にチューターまたは指導教員に相談 <li style="text-align: center;">↓ ・Myもみじのアンケート機能から、副専攻プログラム・特定プログラムの登録を申請 <li style="text-align: center;">↓ ・登録許可の審査結果を確認
翌年度前期	<ul style="list-style-type: none"> ・登録許可を受けた場合、副専攻プログラム・特定プログラムの履修を開始

4) その他

登録を希望するプログラムの説明書を必ずよく読み、到達目標などをしっかり理解した上で学習しましょう。また、登録する際に不明な点等があれば、チューターや所属する学部の学生支援担当に相談してください。

■ ハイプロスペクツ HiPROSPECTS® をより良く理解するための3つの資料

ハイプロスペクツ HiPROSPECTS® の各プログラムの内容についての資料を、次のとおり公開しています。

	記載内容	確認方法
詳 述 書	<u>各主専攻プログラム</u> の詳細 (プログラムの概要, ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針・プログラムの到達目標), カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針), 学修の成果, 取得可能な資格 等)	<small>ハイプロスペクツ</small> HiPROSPECTS® 公式ウェブサイト
説 明 書	<u>各副専攻プログラム, 各特定プログラム</u> の詳細 (プログラムの概要, 到達目標, 登録時期, 登録要件, 授業科目 等)	
シラバス	<u>プログラムを構成する各授業科目</u> の詳細 (授業計画, 予習・復習へのアドバイス, テキスト, 成績評価の基準 等)	「My もみじ」で閲覧できます。

※ ハイプロスペクツ HiPROSPECTS® 公式ウェブサイトURL

(主専攻プログラム) <http://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/syusenkou/>

(副専攻プログラム) <http://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/hukusen/>

(特定プログラム) <http://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/toku/>

Ⅲ. 評価の方法

ハイプロスペクツ[®] HiPROSPECTS[®] の大きな特徴の一つは、これまでにない新しい学習成果の評価方法を導入したことです。

広島大学は、ハイプロスペクツ[®] HiPROSPECTS[®] を導入し、プログラム毎に到達目標を定めることにより、各主専攻プログラムのみなさん一人ひとりに対し、従来から行われている**授業科目の成績評価**に加えて、**プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価**を行います。

これにより、みなさんは自分自身が身につけた力をよりわかりやすく知ることができ、今後の学習方法についてのヒントを得ることができるのです。

1. 授業科目の成績評価

みなさんは、履修基準に従って授業科目を履修し、試験を受けて、必要な単位を修得していきませんが、みなさんの学習成果の評価は、まずその授業科目毎に行われます。それが授業科目の成績評価です。

成績評価は、秀 (S)、優 (A)、良 (B)、可 (C)、不可 (D) の5段階評価とし、秀、優、良、可を合格とします。成績評価の結果は、学期毎に通知します。

なお、各授業科目で行われる成績評価の基準等は、シラバスに明示されています。

2. 本学共通の平均評価点 (GPA : Grade Point Average)

授業科目の成績評価をまとめた指標として、全学的に算出方法を統一した平均評価点 (GPA : Grade Point Average) を通知します。算出公式は次のとおりです。

この GPA は、履修指導に活用する他、奨学金、授業料免除、成績優秀者及び学生表彰等の選定基準としても用いられます。

【本学共通の平均評価点 (GPA : Grade Point Average) 算出公式】

$$\text{GPA} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

(注) 分母が「総登録単位数」に基づくものであることに注意してください。むやみに多くの授業を履修登録すると、履修しきれなくなり GPA が下がってしまうことがあります。

GPA の具体的な計算事例は次のとおりです。

Aさんの場合 適正な履修計画に基づき授業科目を登録した場合

登録した単位：20単位（10科目（各2単位））

前期成績：秀／10単位，優／4単位，良／2単位，可／4単位

$$\frac{10(\text{秀}) \times 4 + 4(\text{優}) \times 3 + 2(\text{良}) \times 2 + 4(\text{可}) \times 1}{20 \times 4} \times 100 = 75.00$$

Bさんの場合 無理な履修計画で多くの授業科目を登録した場合

登録した単位：30単位（15科目（各2単位））

前期成績：秀／0単位，優／10単位，良／2単位，可／12単位，（不可／6単位）

$$\frac{0(\text{秀}) \times 4 + 10(\text{優}) \times 3 + 2(\text{良}) \times 2 + 12(\text{可}) \times 1}{30 \times 4} \times 100 = 38.33$$

【GPA の計算対象となるもの】

5段階評価（欠席を含む。）が付された授業科目について GPA の計算対象になります。なお、副専攻プログラムや特定プログラムとして履修した授業科目も GPA の計算対象になります。

【GPA の計算対象とならないもの】

成績評価欄が「認定」となっている授業科目は、5段階評価が付されていないことから、GPA の計算対象となりません。また、履修手続の際に、履修届出区分を「単位不要」とした授業科目については、そもそも単位が出ませんので GPA の計算対象となりません。

【参考：「認定」の授業科目について】

他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語技能検定試験等を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして、単位認定するが、5段階評価を付さない場合、当該授業科目の成績欄は、「認定」となります。その取扱いは、下記のとおりです。

- ・入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語技能検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして単位認定する場合、5段階評価は付さない。
- ・入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語技能検定試験等を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして単位認定する場合、原則として5段階評価は付さないが、協定等により5段階評価を付す根拠がそれ相応にある場合に限り、5段階評価を付すことができる。（各学部で取扱いが異なり、5段階評価を付す場合は、GPA の計算対象となる。）

3. プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価

主専攻プログラムでは、詳述書に明示された到達目標の具体的な項目について、到達度の評価を行っています。

到達度の評価は、「極めて優秀 (Excellent)」、「優秀 (Very Good)」、「良好 (Good)」の3段階で評価し、その結果は、学期毎に通知します。

「優」や「可」などの成績評価からは、その授業科目の履修の成果は分かりますが、プログラムが掲げる到達目標に対して、自分が今どの程度達成できているかは分かりづらいと思います。到達度の評価を知ることは、到達目標の実現に向けて、具体的にどのような能力がどの程度身につく、何が足りないのかを把握でき、またそれに基づいて、次の学期の学習に向けた履修計画にも役立てることができます。

到達度の評価は、学期毎に更新され、卒業時に通知される評価内容が、最終の到達度を表します。したがって、例えばある段階で「良好 (Good)」という評価を一旦受けても、その後がんばって学習を続けた結果、卒業時には「極めて優秀 (Excellent)」という評価を受けることもありますし、逆にある段階で「極めて優秀 (Excellent)」という評価を受けていても、その後の努力を怠った結果、評価が下がる可能性もあります。学期毎に通知される到達度の評価を参考にしながら、卒業までがんばって学習を続けるようにしてください。

■成績評価、GPA 及び到達度の評価の確認方法

成績評価、GPA 及び到達度の評価は、「My もみじ」で確認することができます。

The screenshot shows the 'My MOMIJI' student portal interface. The left sidebar menu is highlighted, showing the following items:

- HOME
- 学籍情報 (Student Information)
- 履修 (Courses)
- 成績 (Grades)
 - 履修成績確認 (Check Course Grades)
 - 確定成績確認 (Check Final Grades)
 - GPA参照 (Check GPA)
- 到達度評価 (Achievement Evaluation)
 - プログラム到達度評価参照 (Check Program Achievement Evaluation Reference)

Callout boxes provide the following information:

- 成績評価・GPAの確認ができます。 (You can check your grades and GPA.)
- 到達度の評価の確認ができます。 (You can check your achievement evaluation.)

Ⅳ. 副専攻プログラム一覧

開設キャンパス	副専攻プログラムの名称	開設学部
東広島キャンパス	総合科学副専攻プログラム	総合科学部
	哲学・思想文化学副専攻プログラム	文学部
	歴史学副専攻プログラム	
	地理学・考古学・文化財学副専攻プログラム	
	日本・中国文学語学副専攻プログラム	
	欧米文学語学・言語学副専攻プログラム	
	初等教育教員養成副専攻プログラム	教育学部
	特別支援教育教員養成副専攻プログラム	
	中等教育科学（理科）副専攻プログラム	
	中等教育科学（数学）副専攻プログラム	
	中等教育科学（技術・情報）副専攻プログラム	
	中等教育科学（社会・地理歴史・公民）副専攻プログラム	
	中等教育科学（国語）副専攻プログラム	
	中等教育科学（英語）副専攻プログラム	
	日本語教育副専攻プログラム	
	健康スポーツ教育副専攻プログラム	
	人間生活教育副専攻プログラム	
	音楽文化教育副専攻プログラム	
	造形芸術教育副専攻プログラム	
	教育学副専攻プログラム	
	心理学副専攻プログラム	
	公共政策副専攻プログラム	法学部
	ビジネス法務副専攻プログラム	経済学部
	現代経済副専攻プログラム	
	数学副専攻プログラム	理学部
	化学副専攻プログラム	
	地球惑星システム学副専攻プログラム	
	機械システム工学系副専攻プログラム	工学部
	電気・電子・システム・情報系副専攻プログラム	
	応用化学副専攻プログラム	
	化学工学副専攻プログラム	
	生物工学副専攻プログラム	
	社会基盤環境工学副専攻プログラム	
	輸送機器環境工学副専攻プログラム	
建築副専攻プログラム		
生物圏環境学副専攻プログラム	生物生産学部	
水産生物科学副専攻プログラム		
動物生産科学副専攻プログラム		
食品科学副専攻プログラム		
分子細胞機能学副専攻プログラム		

副専攻プログラムの登録・履修にあたっては、必ず事前に副専攻プログラムの説明書（p. ハイプロ6参照）に目を通し、到達目標等を理解しておいてください。

V. 特定プログラム一覧

【主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習を目的とするプログラム】

開設キャンパス	特定プログラムの名称	開設学部等
東広島キャンパス	グローバル教員養成特定プログラム	教育学部
	化学と生命特定プログラム	理学部
	情報メディア教育特定プログラム (コンピュータサイエンスコース) (情報デザインコース)	情報メディア教育研究センター
	英語プロフェッショナル養成特定プログラム	外国語教育研究センター
	ドイツ語プロフェッショナル養成特定プログラム	
	アクセシビリティリーダー育成特定プログラム	アクセシビリティセンター
霞キャンパス	臨床総合医科学特定プログラム	医学部
	臨床情報医工学特定プログラム	
	食品臨床試験プロフェッショナル特定プログラム	薬学部

【資格の取得を目的とするプログラム】

開設キャンパス	特定プログラムの名称	開設学部
東広島キャンパス	学芸員資格取得特定プログラム	総合博物館 総合科学部 文学部 教育学部 理学部 生物生産学部
	社会調査士資格取得特定プログラム	総合科学部 文学部 教育学部 法学部
	社会教育主事基礎資格特定プログラム	教育学部
	学校図書館司書教諭資格取得特定プログラム	

1. 特定プログラムに関する資格

特定プログラムには、前述のとおり、主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習を目的としたもの、及び、資格の取得を目的として編成されたものの2種類があります。そのうち、資格の取得を目的として編成されたプログラム及びその資格の概要は下表のとおりです。

なお、プログラムを修了するだけでは、その資格を取得することはできません。修了に必要な授業科目の単位を修得した後に所定の手続等を経る必要がありますので、説明書等で確認してください。

資 格 (関連する特定プログラム)	資 格 の 概 要 等
<p style="text-align: center;">学 芸 員 (学芸員資格取得 特定プログラム)</p>	<p>学芸員は、博物館法に基づき博物館に置かれる専門的職員で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に従事する職務です。博物館法上の博物館には、いわゆる歴史博物館、考古館、美術館のほかに、動物園、植物園、水族館、科学館などがあります。</p> <p>学芸員の資格を得るためには、学士の称号を有し、文部科学省令で定められた博物館に関する科目の単位を取得する必要があります。これらの科目を取得できるよう編成されたのが学芸員資格取得特定プログラムです。</p> <p>なお、本プログラムを修了しただけでは学芸員になることはできません。学芸員の資格とは、免許状のようなものが与えられるようなものではなく、博物館に任用されることによって初めて学芸員となることができるものです。</p>
<p style="text-align: center;">社会調査士 (社会調査士資格取得 特定プログラム)</p>	<p>社会調査士は、社会調査の知識や技術を用いて、世論や市場動向、社会事象等を捉えることのできる能力を有する調査の専門家のことです。</p> <p>社会調査士の資格を得るためには、社会調査協会が定める「社会調査士のための必修科目」の単位を修得する必要があります。これらの科目で編成されたものが、社会調査士資格取得特定プログラムです。</p>
<p style="text-align: center;">社会教育主事 (社会教育主事基礎資格 特定プログラム)</p>	<p>社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導にあたる役割を担います。</p> <p>社会教育主事として任用されるためにはまず、社会教育主事講習等規程で定められた、「大学において修得すべき社会教育に関する科目」の単位を修得する必要があります。これらの科目で編成されたものが、社会教育主事基礎資格特定プログラムです。</p> <p>なお、本プログラムを修了（社会教育主事基礎資格の取得）しただけでは社会教育主事として任用される条件を満たすことにはなりません。社会教育主事基礎資格を取得した後、行政機関などで社会教育関連の職務（社会教育主事補など）を一定期間経験した上ではじめて、社会教育主事として任用される条件をみたすこととなります。</p>
<p style="text-align: center;">学校図書館司書教諭 (学校図書館司書教諭資格取得 特定プログラム)</p>	<p>学校図書館は、児童生徒に今日求められる「確かな学力」「豊かな人間性」などの「生きる力」の育成に、学習情報センターや読書センターなどの機能を果たす学校に不可欠な施設です。司書教諭は、この学校図書館の専門的職務をつかさどります。</p> <p>司書教諭の資格を得るには、まず、教員免許状を取得し教諭であること、そして、学校図書館法に規定する司書教諭の講習（以下、「講習」という）を修了する必要があります。学校図書館司書教諭講習規程で定められた、この講習で修得する必要がある科目で編成されたものが、学校図書館司書教諭資格取得特定プログラムです。</p>

2. 特定プログラム履修表

グローバル教員養成特定プログラム履修表

科目区分	授業科目	単位数	履修期	履修区分	要修得単位数	備考	
						授業の方法	授業時間
グローバルマインド育成科目	世界の教育・日本の教育	2	1年生 4ターム	必修	4	講義	30
	教育とグローバルマインド	2	2年生 1 (又は2)ターム	必修		講義	30
教育実習	グローバル教育実習入門 (注1)	2	2年生 3セメ (集中)	必修	4	実習	30
	グローバル教育観察実習	2	3年生 6セメ (集中)	必修		実習	30
教育方法・カリキュラムに関する科目	英語授業の計画と指導 (注1)	2	3年生 3ターム	必修	6	演習	30
	英語マイクロティーチング	2	3年生 4ターム	必修		演習	30
	IS教科書基礎研究	2	1年生1ターム～ 3年生4ターム (注2)	必修		演習	30
英語科目	教育の英語基本用語 I	1	1年生 1, 2ターム	必修	4	演習	30
	教育の英語基本用語 II	1	1年生 3, 4ターム	必修		演習	30
	教科書の英語表現 I	1	2年生 1, 2ターム	必修		演習	30
	教科書の英語表現 II	1	2年生 3, 4ターム	必修		演習	30
異文化体験科目	海外フィールドスタディ (注3)	2	1年生 1セメ・2セメ	自由選択	(0)	講義・演習	30
海外留学	グローバル教員養成演習 (注4)	2	1年生 3ターム以降	自由選択	(0)	演習	
合 計					18		

(注1) 本学部のミシガン州立大学留学プログラムを利用した単位認定を行う場合は履修期を限定しない。
 (注2) 各教科の主専攻プログラムに応じて、いずれか一つのタームで開設する。
 (注3) 教養教育科目の一つである。
 (注4) 本学が提供する留学プログラム等を活用した海外への留学を強く推奨する。

化学と生命特定プログラム履修表

科目区分	履修区分	要修得単位数	授業科目	単位数	履修期				備考
					3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	
専門基礎科目	基礎編	10以上	物理化学 I B (注1)	2	○				(注2)
			物理化学 II B (注1)	2		○			
専門科目	発展編	10以上	量子化学	2			○		(注3)
			計算化学・同実習 (注5)	2				○	
			生物構造化学	2		○			
			生物化学	2				○	
			システムバイオロジー	2			○		
バイオインフォマティクス	2				○				

(注1) 履修区分①、②は、各主専攻プログラムの科目において、「化学と生命特定プログラム担当教員会」がシラバスにより同等の内容を履修済と判断した場合は、履修区分①、②の科目を履修しなくても構いませんが、本プログラムの要修得単位としては認定しません。
 (注2) 履修区分①から③の順番に履修することにより、体系的に知識を得ることができます。
 (注3) 履修区分④は、同③の履修後に履修する必要があります。
 (注4) 履修区分⑤は、同①の履修 (あるいは、履修と同等であると「化学と生命特定プログラム担当教員会」が判断した) 後に履修する必要があります。
 (注5) 6セメスター (第3ターム) に開講します。

情報メディア教育特定プログラム (コンピュータサイエンスコース) 履修表

科目区分	授業科目	単位数	履修期	履修区分	要修得単位数	備考	
						授業の方法	授業時間
専門教育科目	情報メディア科学基礎	2	3セメ	必修	2	講義	30
	プログラミング基礎	2	4セメ		2	講義	30
	データ構造とアルゴリズム	2	5セメ		2	講義	30
	計算機システムとコンピュータネットワーク	2	6セメ		2	講義	30
合 計					8		

情報メディア教育特定プログラム (情報デザインコース) 履修表

科目区分	開設部局	授業科目	単位数	履修期	履修区分	要修得単位数	備考	
							授業の方法	授業時間
専門教育科目	情報メディア教育研究センター	情報メディア科学基礎	2	3セメ	必修	2	講義	30
		メディア概論	2	4セメ		2	講義	30
		社会情報メディア論	2	3セメ		2	講義	30
		社会情報メディア論演習	2	6セメ		2	演習	30
合 計					8			

英語プロフェッショナル養成特定プログラム履修表

科目区分	授業科目	単位数	履修期	履修区分	要修得単位数	備考	
						授業の方法	授業時間
専門教育科目	英語語彙運用スキルアップ	2	3セメ	必修	2	演習	30
	英語口頭表現スキルアップA	2	3セメ		2	演習	30
	英語口頭表現スキルアップB	2	4セメ		2	演習	30
	英語文章表現スキルアップA	2	4セメ		2	演習	30
	英語文章表現スキルアップB	2	5セメ		2	演習	30
	英語口頭発表スキルアップ	2	6セメ		2	演習	30
合 計					12		

ドイツ語プロフェッショナル養成特定プログラム履修表

科目区分	授業科目	単位数	履修期	履修区分	要修得単位数	備考	
						授業の方法	授業時間
専門教育科目	ドイツ語コミュニケーション・スキルアップI A	2	3セメ	必修	2	演習	30
	ドイツ語コミュニケーション・スキルアップI B	2	3セメ		2	演習	30
	ドイツ語コミュニケーション・スキルアップII A	2	4セメ		2	演習	30
	ドイツ語コミュニケーション・スキルアップII B	2	4セメ		2	演習	30
	ドイツ語コミュニケーション・スキルアップIII A	2	5セメ		2	演習	30
	ドイツ語コミュニケーション・スキルアップIII B	2	5セメ		2	演習	30
合 計					12		

アクセシビリティリーダー育成 特定プログラム履修表

オンライン講座 (注1)	オンラインアクセシビリティ講座(導入編)	Bb9
	オンラインアクセシビリティ講座(基礎編)	Bb9

↓(注1) オンライン講座修了前でも下記授業科目の履修は可能

科目区分	開設部局等	授業科目	単位数	履修期	要修得単位数	授業の方法	授業時間
教養教育科目	教養教育本部	障害学生支援ボランティア実習B	1	1セメ	1	実習	30
		障害学生支援ボランティア実習A	1	2セメ	1	実習	30
専門教育科目	アクセシビリティセンター	障害者支援アクセシビリティ概論	2	2セメ(集中)	2	講義	30
		現代アクセシビリティ研究	2	3セメ(東広島) 4セメ(霞・豊中)	2	講義	30

↓

(注2) 1級アクセシビリティリーダー資格認定(AL育成協議会)

↓(注2) 資格認定試験の詳細については、「もみじ」等のアナウンスを確認すること

科目区分	開設部局等	授業科目	単位数	履修期	要修得単位数	授業の方法	授業時間
専門教育科目 (注3)	総合科学部	アクセシビリティ科学	2	6セメ	2	演習	30

↓(注3) 1級アクセシビリティリーダー資格認定を受けていなくても上記授業科目の履修は可能

実践フィールド (注4)	①アクセシビリティリーダー・インターンシップ	アクセシビリティセンター開設の研修
	②アクセシビリティリーダー・キャンプ	AL育成協議会開催の研修合宿

↓(注4) 資格取得後①②のいずれかに参加

アクセシビリティ・スペシャリスト認定(アクセシビリティセンター)

↓

特定プログラム修了

臨床総合医科学特定プログラム履修表

科目区分	授業科目	単位数	履修期	履修区分	要修得単位数
専門教育科目	病理学	2	3セメ	選択必修	8
	病理学演習	1	4セメ		
	内科学I	2	5セメ		
	内科学II	2	6セメ		
	外科学I	1	5セメ		
	外科学II	2	6セメ		
	小児科学	1	5セメ		
	眼科学	1	5セメ		
	耳鼻咽喉科学	1	6セメ		
	皮膚科学	1	6セメ		
	精神科学	1	5セメ		
	合計				

食品臨床試験プロフェッショナル 特定プログラム履修表

科目区分	授業科目	単位数	履修期	履修区分	要修得		備考	
					単位数	授業の方法	授業時間	授業時間
専門教育科目	栄養学(医学部開講科目)	2	5セメ	必修	2	講義	30	
	生物統計学	2	6セメ		2	講義	30	
	食品臨床評価学	2	7セメ		2	講義	30	
	食品臨床評価学演習	2	7セメ		2	演習	30	
	臨床解析学	2	7セメ		2	講義	30	
計					10			

学芸員資格取得特定プログラム履修表

大学において修得すべき博物館に関する科目及び単位(注1)	本学開講科目					
	開設学部等	本学開講授業科目	単位数	履修期	履修区分	要修得単位数
生涯学習概論	教育学部	社会教育学	2	3セメ	選択必修	2
		生涯活動教育論	2	4セメ		
博物館概論	総合博物館	博物館概論	2	3セメ	必修	2
博物館経営論	総合博物館	博物館経営論	2	4セメ	必修	2
博物館情報・メディア論	総合博物館	博物館情報・メディア論	2	5セメ	必修	2
博物館資料論	総合博物館	博物館資料論	2	6セメ	必修	2
博物館資料保存論	総合博物館	博物館資料保存論	2	5セメ	必修	2
博物館展示論	総合博物館	博物館展示論	2	6セメ	必修	2
博物館教育論	教育学部	教育の思想と原理	2	3セメ	必修	3
	総合博物館	博物館教育論	1	4セメ		
博物館実習	総合博物館	博物館実習1(学内実習)	2	6セメ	必修	2
		博物館実習2(館園実習)	1	7セメ	必修	1
		合計	19			

(注1) 博物館法施行規則(昭和30年10月4日文部省令第24号)に規定する【大学において修得すべき博物館に関する科目及び単位】を示す。

臨床情報工学特定プログラム履修表

科目区分	系	授業科目	単位数	履修期	履修区分			要修得単位数	備考					
					医・歯・薬学部	その他の学部	医・歯・薬学部							
専門教育科目	共通	早期医療体験実習	1	1セメ	必修	必修	8(注2)	1	1	演習	30			
		臨床情報工学特別演習	2	5,6セメ				2	2	演習	30			
	医療系	医歯薬保健学I	2	3セメ				2	講義	30				
		医歯薬保健学II	2	4セメ				2	講義	30				
		医療系実習	2	5セメ(注1)				2	実習	60				
	医情報系	医用情報科学	2	3セメ				選択必修	必修	4			講義	30
		生体信号処理	2	4セメ									講義	30
		医用プログラミング	2	4セメ									演習	30
		医療機器の原理と構造	2	2セメ									講義	30
	医工系	医用電子工学	2	3セメ				選択必修	必修	4			講義	30
		臨床医工学実習	2	3セメ									実習	60
		保健医療学概論	2	2セメ									講義	30
	臨床工系	診療技術論	2	3セメ				選択必修	必修	4			講義	30
		医療理工学演習	2	3セメ									演習	30
	計										11	13		

(注1) 医療系実習は、医歯薬保健学I及び医歯薬保健学IIを履修済みでないと履修できない。

(注2) 医療系からは1科目2単位までしか修得できない。

社会調査士資格取得特定プログラム履修表

科目区分	授業科目	単位数	履修期	履修区分	要修得単位数	備 考	
						社会調査士資格取得のための標準カリキュラム	開設学部
専門教育科目	調査データで読む現代社会	2	3セメ	選択必修	2	A：社会調査の基本に関する科目	総合科学部
	社会調査論	2	3セメ				法学部
	社会調査法	2	3セメ				文学部
専門教育科目	地域調査法演習	2	6セメ	選択必修	2	B：調査設計と実施方法に関する科目	文学部
	社会調査データ分析の基礎	2	4セメ				必修
教養教育科目	統計学A	2	3セメ	選択必修	2	D：社会調査に必要な統計学に関する科目	教養教育本部
	統計データ解析	2	3セメ				E：量的データ解析の方法に関する科目
専門教育科目	人文地理学情報処理実習	1	3セメ	選択必修	1～2	F：質的なデータの分析に関する科目	総合科学部
	地域調査演習Ⅰ	2	5セメ				総合科学部
	地域調査演習Ⅱ	2	6セメ				教育学部
	教育フィールドワーク演習	2	4セメ				総合科学部
	社会調査演習Ⅰ	2	5セメ				総合科学部
	社会調査演習Ⅱ	2	6セメ				文学部
	地理学野外演習	2	6セメ				教育学部
	地理学野外実験	1	5セメ				G：社会調査の実習を中心とする科目
教育調査統計法演習	4	5セメ	3～4 (注)	文学部			
合 計					12～14		教育学部

注：次の①から③に示す3つの履修方法のうち、いずれか一つに従い履修すること。
 なお、いずれの履修方法も、総授業時間数は同じである。
 ①「社会調査演習Ⅰ」2単位及び「社会調査演習Ⅱ」2単位の合計4単位を修得する。
 ②「地理学野外演習」2単位及び「地理学野外実験」1単位の合計3単位を修得する。
 ③「教育調査統計法演習」4単位を修得する。

社会教育主事基礎資格特定プログラム履修表

科目区分	授業科目	単位数	履修期	履修区分	要修得単位数	備 考	
						大学において修得すべき社会教育に関する科目及び単位(注1)	
専門教育科目	社会教育学	2	3セメ	必修	2	生涯学習概論	4
	教育の思想と原理	2	3セメ	選択必修	2		
	教育と社会・制度	2	4セメ				
	生涯活動教育論	2	4セメ				
	教育方法学	2	4セメ	選択必修	4	社会教育計画	4
	教育行政学	2	3セメ				
	心理社会調査法	2	4セメ				
	スポーツ経営学	2	5セメ	選択必修	4	社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目	4
	教育調査統計法演習	4	5セメ				
	野外活動実践	1	3セメ				
	野外教育実践	1	4セメ	選択必修	4	社会教育特講Ⅰ (現代社会と社会教育)	12 (注2)
	地域教育実践Ⅰ	1	3セメ				
	野外活動AⅠ(登山・キャンプ)	1	3セメ				
	地域教育実践Ⅱ	1	4セメ	選択必修	4	社会教育特講Ⅱ (社会教育活動・事業・施設)	12 (注2)
	教育社会学演習	2	3セメ				
	教育経営学演習	2	3セメ				
	比較教育学演習	2	3セメ	選択必修	12 (注2)	社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)	12 (注2)
	社会教育学演習	2	4セメ				
	教育哲学	2	4セメ				
	教育社会学	2	4セメ	選択必修	12 (注2)	社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)	12 (注2)
	幼児心理学	2	5セメ				
	児童・青年発達論	2	5セメ				
	体育科教育概論	2	3セメ	選択必修	12 (注2)	社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)	12 (注2)
	教育課程論	2	5セメ				
	幼児教育学	2	3セメ				
	学校経営と学校図書館	2	5セメ	選択必修	12 (注2)	社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)	12 (注2)
	情報メディアの活用	2	5セメ				
	学校図書館メディアの構成	2	6セメ				
	学習指導と学校図書館	2	6セメ	選択必修	12 (注2)	社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)	12 (注2)
	読書と豊かな人間性	2	6セメ				
サイエンスミュージアム教育論	2	7セメ					
日本東洋教育史	2	3セメ	選択必修	12 (注2)	社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)	12 (注2)	
西洋教育史	2	4セメ					
比較教育学	2	4セメ					
教育経営学	2	4セメ	選択必修	12 (注2)	社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)	12 (注2)	
臨床心理学	2	3セメ					
現代国語文化演習A(国語学分野)	2	4セメ					
異文化接触と文化学習	2	3セメ	選択必修	12 (注2)	社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)	12 (注2)	
スポーツ社会学	2	4セメ					
生活経営学	2	4セメ					
家族関係学	2	6セメ	選択必修	12 (注2)	社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)	12 (注2)	
保育学	2	5セメ					
対人心理学	2	6セメ					
心理療法論	2	5セメ	選択必修	12 (注2)	社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)	12 (注2)	
同和教育	2	4セメ					
合 計					24		24

注1：社会教育主事講習等規程(昭和26年6月20日文部省令第12号)に規定する【大学において修得すべき社会教育に関する科目及び単位】を示す。
 注2：「大学において修得すべき社会教育に関する科目」のうち「社会教育特講Ⅰ」、「社会教育特講Ⅱ」及び「社会教育特講Ⅲ」については、それぞれの分野で最低2単位を修得すること。

学校図書館司書教諭資格取得特定プログラム履修表

科目区分	授業科目	単位数	履修期	履修区分	要修得単位数
専門教育科目	学校経営と学校図書館	2	5セメ	必修	2
	学校図書館メディアの構成	2	6セメ		2
	学習指導と学校図書館	2	6セメ		2
	読書と豊かな人間性	2	6セメ		2
	情報メディアの活用	2	5セメ		2
合 計					10

特定プログラムの登録・履修にあたっては、必ず事前に p.ハイプロ6 に示す、特定プログラムの説明書に目を通し、到達目標等を理解しておいてください。

ハイプロスペクツ VI. HiPROSPECTS[®] 関係規則等

1. 広島大学教育プログラム規則

平成18年2月14日

規則第5号

広島大学教育プログラム規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第19条第5項の規定に基づき、広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学の教育プログラムは、到達目標を明示し、その到達度の評価を組み込んだ体系的なカリキュラムを構築するとともに、学生に多様な学習の機会を提供することを目的とする。

(名称)

第3条 本学の教育プログラムは、到達目標型教育プログラム（HiPROSPECTS（ハイプロスペクツ））と称する。

(種類)

第4条 プログラムの種類は、その教育目的により、主専攻プログラム、副専攻プログラム及び特定プログラムとする。

第5条 主専攻プログラムとは、学位の取得を目的として、教養教育及び専門教育を全学年間に一貫的及び調和的に複合させるように編成するプログラムをいう。

第6条 副専攻プログラムとは、学士課程教育の多様性を確保するとともに、学生の多様な能力、適性及び学習意欲に応え、学生に主専攻プログラムの学習と併行して異なる分野の主専攻プログラムの基礎又は概要等を学習する機会を提供することを目的として編成するプログラムをいう。

第7条 特定プログラムとは、主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習又は資格の取得を目的として編成するプログラムをいう。

(開設及び編成)

第8条 主専攻プログラム及び副専攻プログラムは、単一の学部で、又は学部をまたがって開設することができる。

2 特定プログラムは、単一の学部等（学部、研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）で、又は学部等をまたがって開設することができる。

3 プログラムを新規に開設しようとするときは、第12条から第14条までに規定する担当教員会は、原則として開設する前年度の7月末までに第15条に規定する詳述書等を作成し、プログラムを開設しようとする学部等を通じて、理事（教育担当）の承認を得るものとする。

第9条 主専攻プログラムは、到達目標とその意義、育成しようとする人材像を明示して

編成するものとし、修了要件単位は通則第44条第1項に示す単位数とする。

2 主専攻プログラムの履修に関し必要な事項は、学部が定める。

第10条 副専攻プログラムは、一つの主専攻プログラムを構成する授業科目のうちから、そのプログラムの基礎又は概要等を学ぶためのものとして、到達目標を明示して編成するものとし、修了要件単位は16単位以上で、30単位を超えない範囲とする。

2 副専攻プログラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。

第11条 特定プログラムは、主専攻プログラムを構成する授業科目又は新規に開設した授業科目により、主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習や資格の取得を目的として、到達目標を明示して編成するものとし、修了要件単位は10単位程度を目安とする。

2 特定プログラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。

(実施体制)

第12条 プログラムの責任ある実施体制を保証するための教員組織として、各プログラムに担当教員会を置く。

2 副専攻プログラムの提供の基礎となっている主専攻プログラムの担当教員会は、当該副専攻プログラムの責任ある実施体制を保証するための教員組織を兼ねるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、特定プログラムを開設する学部等が支障がないと判断したときは、責任者を置き特定プログラム担当教員会を置かないことができるものとする。

第13条 主専攻プログラム担当教員会は、当該主専攻プログラムを担当する教員のうち、専門教育科目を担当する本学専任教員によって組織するものとし、その業務を総括するため、主任を置く。

2 二つ以上の主専攻プログラムの専門教育科目を担当する教員は、原則として一つの主たるプログラムを選び、その担当教員会の構成員となる。

第14条 特定プログラム担当教員会は、当該特定プログラムの授業科目担当教員で組織するものとし、その業務を総括するため、主任を置く。

(詳述書等)

第15条 前3条に規定する担当教員会は、プログラムごとに、その到達目標並びにプログラム選択に必要な情報及び履修方法等を定め、次に掲げる詳述書等に明記するものとする。

(1) 主専攻プログラム 主専攻プログラム詳述書(別記様式第1号)

(2) 副専攻プログラム 副専攻プログラム説明書(別記様式第2号)

(3) 特定プログラム 特定プログラム説明書(別記様式第3号)

(シラバス)

第16条 教員は、担当する授業科目について、履修する上で必要な情報をまとめたものとして、シラバスを作成するものとする。

(登録)

第17条 主専攻プログラムは、入学と同時に決定され登録するもの並びに入学後に選択及び登録するものがあり、学生は一つの主専攻プログラムに登録するものとする。

2 副専攻プログラム及び特定プログラムは、学生がその履修を希望し、許可された場合に登録するものとする。

(主専攻プログラムの変更)

第18条 学生が、他の主専攻プログラムに変更することを志望するときは、次の各号によ

り取り扱うものとする。

(1) 他学部が開設する主専攻プログラムを志望するときは、通則第36条の規定により、転学部の許可を受けた上で変更するものとする。

(2) 所属学部が開設する他の主専攻プログラムを志望するときは、転学科等を伴う場合は、通則第37条の規定により転学科等の許可を受けた上で変更するものとし、転学科等を伴わない場合は、当該学部が定める方法により変更するものとする。

(学生の評価)

第19条 平均評価点（GPA：Grade Point Average）は、授業科目の成績評価に基づき算出し、総合的な成績評価の指標として、学期ごとに学生に通知するものとする。

2 授業科目の成績評価のほか、主専攻プログラムにおいては、プログラムごとに定められた到達目標に対する到達度の評価を行い、学期ごとに学生に通知するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、学生の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(点検・評価)

第20条 担当教員会は、到達度の評価結果その他プログラムの実施状況等を基にプログラムの点検・評価を行うものとする。

(改善)

第21条 担当教員会は、前条の点検・評価を基に、プログラムの改善を行うものとする。

2 担当教員会が、プログラムの改善を実施しようとするときは、軽微な改善を除き、当該学部等を通じて理事（教育担当）の承認を得るものとする。

(廃止)

第22条 学部等は、第20条の点検・評価を基にプログラムを廃止しようとするときは、理事（教育担当）の承認を得なければならない。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、学部等の定めるところによる。

主専攻プログラム詳述書

別記様式第1号（第15条第1号関係）
主専攻プログラム詳述書
開設学部(学科)名〔 〕

プログラムの名称	(和文) (英文)
1 取得できる学位	
2 概要	
3 ディプロマ・ポリシー（学位授与方針・プログラムの到達目標）	
4 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	
5 開始時期・受入条件	
6 取得可能な資格	
7 授業科目及び授業内容	
8 学習の成果	
9 卒業論文（卒業研究）	
10 責任体制	

副専攻プログラム説明書

別記様式第2号（第15条第2号関係）
副専攻プログラム説明書
開設学部(学科)名〔 〕

プログラムの名称	(和文) (英文)
1 概要	
2 到達目標	
3 登録時期	
4 登録要件	
5 受入上限数	
6 授業科目及び授業内容	
7 修了要件	
8 責任体制	
9 既修得単位等の認定単位数等 (1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等 (2) 広島大学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等	

特定プログラム説明書

別記様式第3号（第15条第3号関係）
特定プログラム説明書
開設学部等名〔 〕

プログラムの名称	(和文) (英文)
1 概要	
2 到達目標	
3 登録時期	
4 登録要件	
5 受入上限数	
6 授業科目及び授業内容	
7 修了要件	
8 責任体制	
9 既修得単位等の認定単位数等 (1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等 (2) 広島大学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等	

2. 広島大学副専攻プログラム履修細則

平成18年3月14日
副学長（教育・研究担当）決裁

（趣旨）

第1条 この細則は、広島大学教育プログラム規則（平成18年2月14日規則第5号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムのうち、副専攻プログラムの履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び開設学部）

第2条 副専攻プログラムの名称及びその開設学部は、別表のとおりとする。

（授業科目及び履修方法）

第3条 副専攻プログラムの授業科目及び履修方法は、規則第15条第2号に定める副専攻プログラム説明書（以下「説明書」という。）に明記するものとする。

（登録）

第4条 学生は、副専攻プログラムが定める基準を満たしている場合は、一つに限り副専攻プログラムを登録することができる。ただし、登録している主専攻プログラムが提供の基礎となっている副専攻プログラムは、登録することができない。

2 前項の登録に関する手続は、各学年次終了時の所定の時期に行うものとし、その登録の可否は当該プログラムの担当教員会が決定するものとする。

3 学生は、第1項の登録をする前に修得した副専攻プログラムの授業科目の単位を当該プログラムの修了要件単位に算入することができる。

4 副専攻プログラムの登録に関し必要な事項は、当該プログラムの担当教員会が定める。

5 所属する学部の長は、学生が副専攻プログラムに登録している間、成績証明書に副専攻プログラムを履修中である旨記載するものとする。

（履修手続）

第5条 各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は、開設学部がその学期の始めに公示する。

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の開設学部が指定する期間内に所定の手続を行わなければならない。

（第1年次に入学した者の既修得単位等の認定）

第7条 副専攻プログラムに係る既修得単位等（広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第31条第1項及び第2項に規定するものに限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議に基づき、要修得単位数の2分の1未満の範囲内で定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

2 副専攻プログラムに係る既修得単位等（本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）に限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議に基づき定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

（修了の判定等）

第8条 副専攻プログラムの担当教員会は、卒業の認定を受け、かつ、当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得した者について、修了の判定を行う。

2 開設学部の長は、副専攻プログラムを修了した者に、副専攻プログラム修了証書（別

記様式)を授与する。

3 所属する学部の長は、学生が副専攻プログラムを修了した場合、成績証明書に副専攻プログラムを修了した旨記載するものとする。

(単位数の計算の基準)

第9条 各授業科目の単位数の計算は、教養教育科目にあつては広島大学教養教育科目履修規則(平成18年2月14日規則第6号)、専門教育科目にあつては各学部細則の定めるところによる。

(試験及び追試験)

第10条 試験及び追試験の実施については、教養教育科目にあつては広島大学教養教育科目履修規則、専門教育科目にあつては各学部細則の定めるところによる。

(単位の取扱い)

第11条 副専攻プログラムで修得した単位は、主専攻プログラムの履修基準により、主専攻プログラムの修了要件単位に重複して算入することができる。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、副専攻プログラムの履修に関し必要な事項は、それぞれの担当教員会の定めるところによる。

別表(第2条関係)

(略)

別記様式(第8条第2項関係)

第 号
副専攻プログラム 修了証書
学部・学科等 氏 名 生 年 月 日
本学〇〇学部の〇〇副専攻プログラムを修了した ことを認める
年 月 日
広島大学 長 印

3. 広島大学特定プログラム履修細則

平成18年3月14日
副学長（教育・研究担当）決裁

広島大学特定プログラム履修細則

（趣旨）

第1条 この細則は、広島大学教育プログラム規則（平成18年2月14日規則第5号。以下「規則」という。）第11条第2項の規定に基づき、広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムのうち、特定プログラムの履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び開設学部等）

第2条 特定プログラムの名称及び開設する学部等（学部，研究科，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）（以下「開設学部等」という。）は、別表のとおりとする。

（授業科目及び履修方法）

第3条 特定プログラムの授業科目及び履修方法は、規則第15条第3号に定める特定プログラム説明書（以下「説明書」という。）に明記するものとする。

（登録）

第4条 学生は、特定プログラムが定める基準を満たしている場合は、当該プログラムを登録することができる。

2 前項の登録に関する手続は、各学年次終了時の所定の時期に行うものとし、その登録の可否は当該プログラムの担当教員会又は責任者が決定するものとする。

3 学生は、第1項の登録をする前に修得した特定プログラムの授業科目の単位を当該プログラムの修了要件単位に算入することができる。

4 特定プログラムの登録に関し必要な事項は、当該プログラムの担当教員会又は責任者が定める。

5 所属する学部の長は、学生が特定プログラムに登録している間、成績証明書に特定プログラムを履修中である旨記載するものとする。

（履修手続）

第5条 各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は、開設学部等がその学期の始めに公示する。

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の開設学部等が指定する期間内に所定の手続を行わなければならない。

（第1年次に入学した者の既修得単位等の認定）

第7条 特定プログラムに係る既修得単位等（広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第31条第1項及び第2項に規定するものに限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議（担当教員会を置かない場合は、責任者の意見。次項において同じ。）に基づき、要修得単位数の2分の1未満の範囲内で定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

2 特定プログラムに係る既修得単位等（本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）に限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議に基づき定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

(修了の判定等)

第8条 特定プログラムの担当教員会又は責任者は、卒業の認定を受け、かつ、当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得した者について、修了の判定を行う。ただし、卒業の認定を受けていない者であっても、所属する学部の長が認め、かつ、当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得したものについても、修了の判定を行う。

2 開設学部等の長は、特定プログラムを修了した者に、特定プログラム修了証書（別記様式）を授与することができる。

3 所属する学部の長は、学生が特定プログラムを修了した場合、成績証明書に特定プログラムを修了した旨記載するものとする。

(単位数の計算の基準)

第9条 各授業科目の単位数の計算は、教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則（平成18年2月14日規則第6号）、専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目の単位数の計算は、広島大学通則第19条の3第1項に規定する基準に基づき、当該プログラムの担当教員会又は責任者が定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

(試験及び追試験)

第10条 試験及び追試験の実施については、教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則、専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。

第11条 前条の規定にかかわらず、開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目の試験は、原則として当該授業科目の授業の終了したターム末に行う。ただし、授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

2 試験の方法及び期日は、開設学部等があらかじめ発表する。

3 授業実施時数の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続を経て欠席した場合で、その欠席が病気その他のやむを得ない事由によると認められるときは、当該授業科目担当教員の判断によるものとする。

第12条 第10条の規定にかかわらず、開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目について、次の各号のいずれかにより試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

- (1) 配偶者又は3親等内の親族の死亡による忌引
- (2) 負傷又は疾病（入院又はこれに準ずる場合に限る。）
- (3) 天災その他の非常災害
- (4) 交通機関の突発事故
- (5) その他やむを得ない事情

2 追試験を受けようとする者は、原則として当該授業科目の試験実施後1週間以内に、所定の追試験受験願にその理由証明書を添えて開設学部等の長に願い出なければならない。

3 追試験受験を許可された者は、原則として担当教員の指定する日時に追試験を受験し

なければならない。

4 追試験の実施期間は、当該授業科目の試験実施後3週間以内とする。

(単位の取扱い)

第13条 特定プログラムで修得した単位は、主専攻プログラムの履修基準により、主専攻プログラムの修了要件単位に重複して算入することができる。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、特定プログラムの履修に関し必要な事項は、それぞれの担当教員会又は責任者の定めるところによる。

別表 (第2条関係)

(略)

別記様式 (第8条第2項関係)

第	号
特定プログラム 修了証書	
学部・学科等	
氏 名	
生 年 月 日	
本学の〇〇特定プログラムを修了した ことを認める	
年 月 日	
広島大学	長
	印

Ⅶ. 副専攻プログラム及び特定プログラムに関する連絡先

■副専攻プログラムに関する連絡先

提供学部	連絡先	電話番号	E-mail アドレス
総合科学部	総合科学研究科支援室 (学士課程担当)	(082) 424-6315	souka-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
文学部	文学研究科支援室 (学士課程担当)	(082) 424-6613	bun-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
教育学部	教育学研究科支援室 (学士課程担当)	(082) 424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
法学部昼間コース	社会科学研究科支援室 (法学部担当)	(082) 424-7215	syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
経済学部昼間コース	社会科学研究科支援室 (経済学部担当)	(082) 424-4646	
理学部	理学研究科支援室 (学士課程担当)	(082) 424-7315	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
工学部	工学研究科支援室 (学士課程担当)	(082) 424-7524	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
生物生産学部	生物圏科学研究科支援室 (学士課程担当)	(082) 424-7915	sei-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp

■特定プログラムに関する連絡先

プログラム名	連絡先	電話番号	E-mail アドレス
グローバル教員養成特定プログラム	教育学研究科支援室 (学士課程担当)	(082) 424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
化学と生命特定プログラム	理学研究科支援室 (学士課程担当)	(082) 424-7315	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
情報メディア教育特定プログラム	教育・国際室教育推進 グループ	(082) 424-6158	kyoiku-prog@office.hiroshima-u.ac.jp
英語プロフェッショナル養成 特定プログラム			
ドイツ語プロフェッショナル 養成特定プログラム			
学芸員資格取得特定プログラム			
社会調査士資格取得 特定プログラム			
アクセシビリティリーダー育成 特定プログラム			
社会教育主事基礎資格 特定プログラム	教育学研究科支援室 (学士課程担当)	(082) 424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
学校図書館司書教諭資格取得 特定プログラム			
臨床総合医科学特定プログラム	霞地区運営支援部学生支 援グループ(医学部担当)	(082) 257-5049	kasumi-gaku-m@office.hiroshima-u.ac.jp
臨床情報医工学特定プログラム			
食品臨床試験プロフェッショナル 特定プログラム	霞地区運営支援部学生支 援グループ(薬学部担当)	(082) 257-5777	kasumi-gaku-p@office.hiroshima-u.ac.jp

■その他、ハイプロスペクツ[®]に関する連絡先

広島大学教育・国際室教育推進グループ (学生プラザ3F)

TEL : (082) 424-6158 E-mail : kyoiku-prog@office.hiroshima-u.ac.jp

VIII. TOEIC®IP テストの全学実施について

広島大学では、グローバル化に対応した人材の育成に取り組んでいます。その一環として、TOEIC®IP テストの全学一斉実施を行っており、学部生全員が受験します。受験期は、1年次5月及び3年次以降（具体的な時期は別表のとおり）の2回です。

入学してすぐの、広島大学における英語学習のスタート時と言えるスコア、そして卒業時のスコアとして、英語力を確認することになります。

また、スコアは、教育を充実させるためだけではなく、みなさんにとっても次のように役立ちますので、積極的に活用しましょう。

- 自分の力を、一般的に通用するスコアで知ることができる。
- 社会的に認められるテスト結果で、就職や進学に際して自己PRに使用できる。
- 高スコアを得ると、教養教育の英語科目の単位認定を受けることができる。

【別表】 TOEIC®IP テストの実施時期

年次	学期	実施月	学部・学科・専攻等
1年次	前期	5月	全学部
	後期	—	
2年次	前期	—	
	後期	—	
3年次	前期	—	
	後期	11月	総合科学部, 文学部, 教育学部, 法学部, 経済学部, 理学部 (数学科, 物理科学科, 生物科学科, 地球惑星システム学科), 医学部保健学科 (作業療法学専攻, 理学療法学専攻), 歯学部 (歯学科, 口腔健康科学科), 薬学部 (薬科学科), 工学部, 生物生産学部
4年次	前期	5月	理学部 (化学科), 医学部 (医学科, 保健学科 (看護学専攻))
	後期	—	
5年次	前期	—	
	後期	—	
6年次	前期	5月	薬学部 (薬学科)
	後期	—	

○学生向けの情報

最新の情報はもみじのトップページから「学びのサポート」→「TOEIC®IP 情報」
<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/toeicip.html> で確認してください。

Ⅱ 教務・学生生活関係

1 諸手続等について

(1) 諸願・届の手続きについて

① 休学願

病気その他の理由により3カ月以上修学できない者で、休学する場合は、休学願を提出して学部長の許可を受けなければなりません。願い出に際しては、その日付をさかのぼり処理することはできませんので、授業料等の関係も考慮し、早めに願い出てください。1か月前には休学願を提出してください。

なお、病気等の理由による場合は、必ず医師又は歯科医師の診断書を添付してください。

② 欠席届（専門科目）

病気その他の理由により授業を欠席する場合は、欠席届を提出して授業担当教員の承認を得てください。なお、病気等の理由による場合は、必ず医師の診断書又は領収書（コピー可）を添付してください。

※教養科目については「2教養科目について IV」を参照ください。

③ 復学願

休学期間内に休学の必要がなくなって出席する場合は、復学願を提出して学部長の許可を受けてなければなりません。休学理由が解消されたことを示す証明書（病院の場合は医師の診断書）を添付してください。

④ 退学願

退学する場合は、退学願を提出して学長の許可を受けなければなりません。この場合、授業料その他支払うべき金額が完納されていないと退学は許可されません。

⑤ その他

改姓等が生じた場合は、届け出を提出してください。詳しくは、学生支援室に問合せください。

(2) 各種証明書の交付について

卒業証明書、単位取得見込証明書、単位取得証明書を必要とする場合は、交付願により学生支援室に請求してください。

在学証明書、卒業見込証明書、学業成績証明書、学割証及び健康診断書（定期健康診断受診者のみ）については、証明書自動発行機（各学部に設置）により取得してください。

(3) 身体に障害のある学生の履修について

身体に障害のある学生は、学生支援室で履修の仕方について相談してください。

(4) 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について

規則 82～87 ページを参照の上、学生支援室に相談してください。

2 学業成績の送付について

本学では平成16年度入学生から学部学生のご父母等（特に送付を要しない旨の申し出があった場合を除く）に対して、毎学年度終了後の5月末をめどに単位修得状況等をお知らせすることとしています。送付先については、「学生情報登録シート」により届けられた「父母等の連絡先」となっていますので、転居等により「父母等の連絡先」が変更になった場合は、速やかに届け出てください。

3 相談窓口及び緊急時の連絡先等について

履修方法や学生生活において、不明なことがある場合は、学生支援室（歯学部担当、または学生生活担当）の窓口へ気軽に相談又は電話をしてください。

また、何らかの事件や事故にまきこまれた場合は、警察（110番）や救急車（119番）へ通報するとともに、必ず、チューター及び学生支援室（歯学部担当、または学生生活担当）へ届け出てください。

連絡先：〒734-8553 広島市南区霞1丁目2-3

広島大学 霞地区運営支援部 学生支援グループ（歯学部担当）

電話（082）257-5613, 5614 ※夜間、休日等の緊急時（082）257-5716

E-mail: kasumi-gaku-d@office.hiroshima-u.ac.jp

以下に、自分のチューターの氏名と連絡先を記入して、活用してください。

チューター（指導教員）氏名	連絡先
	(TEL)

4 学生生活注意事項

① 学生ロッカールームの使用について

学生ロッカールーム使用の際には、次の各項を守ってください。

- (1) ロッカー及び周辺について、常に清潔整頓に心がけてください。
- (2) 最後に帰る者は必ず火元に注意し、消灯してください。
- (3) 貴重品の管理は、十分に留意してください。

② アルバイトについて

アルバイトを行う場合、次の事項に留意してください。

- (1) 常に学生であることを意識し、学生らしくない行動は厳に謹んでください。
- (2) 深夜作業ならびに危険をともなうアルバイトは避けてください。
- (3) アルバイトの時間は最小限度にとどめ、極力学習の時間をつくるようにしてください。

③ 諸手続について

- 1 学生証を紛失したときは、学生証再交付願を学生支援室にて受け取り、必要事項を記入の上、提出してください。再交付は有料となります。
- 2 学生情報登録シートは、第1,2学年始めに学生支援室（歯学部担当）に提出し、連絡先等変更があった場合は、その都度提出してください。
- 3 毎年4～5月に定期健康診断を行います。定期健康診断を受けられない場合は、検査施行日までに学生支援室に届け出てその指示を受けてください。
- 4 学部内施設を使用するために学部長の許可を受けるときは、学部内施設使用願を3日前までに学生支援室に提出してください。なお、学部内施設の管理又は警備の任にある係員が、必要に応じ使用中の施設内に入出入りすることがあります。
- 5 学長への願い出、届け出については、広島大学学生生活に関する規則によることとします。
- 6 霞キャンパスへの自動車通学は、原則として通学距離の遠近にかかわらず認められません。

④教材費について

授業に必要なテキストや実習で使用する物品等の費用が別途必要になります。

⑤各クラス役員

自治会役員を除き、各クラスにて選出しなければならない役員は次のとおりです。

学生代表、副代表、試験委員、アルバム委員等

⑥オフィスアワーについて

講師以上の教員は、在室する部屋のドアにオフィスアワーの時間を表示しており、基本的には在室しています。授業の内容などで聞きたいことがあれば、積極的に利用してください。

⑦父母等が死亡した場合の連絡について

大学在籍中に、父母、配偶者又は子が死亡した場合は、学部長名の弔電を発信するため次に掲げる場所に連絡してください。また、次ページ別表の届出を学生支援室（歯学部担当）へ提出してください。

1 月曜日～金曜日 (8:30～17:15)

霞地区運営支援部 学生支援グループ（歯学部担当）電話（082）257-5613, 5614

2 月曜日～金曜日 (17:15～ 8:30)

広島大学医学部管理室電話（082）257-5091

3 土曜日、日曜日及び祝日（12月29日～1月3日を含む）

広島大学医学部管理室電話（082）257-5091

○広島大学歯学部にて在籍する学生の父母，配偶者又は子が死亡した場合の届出 (別表)

平成 年 月 日

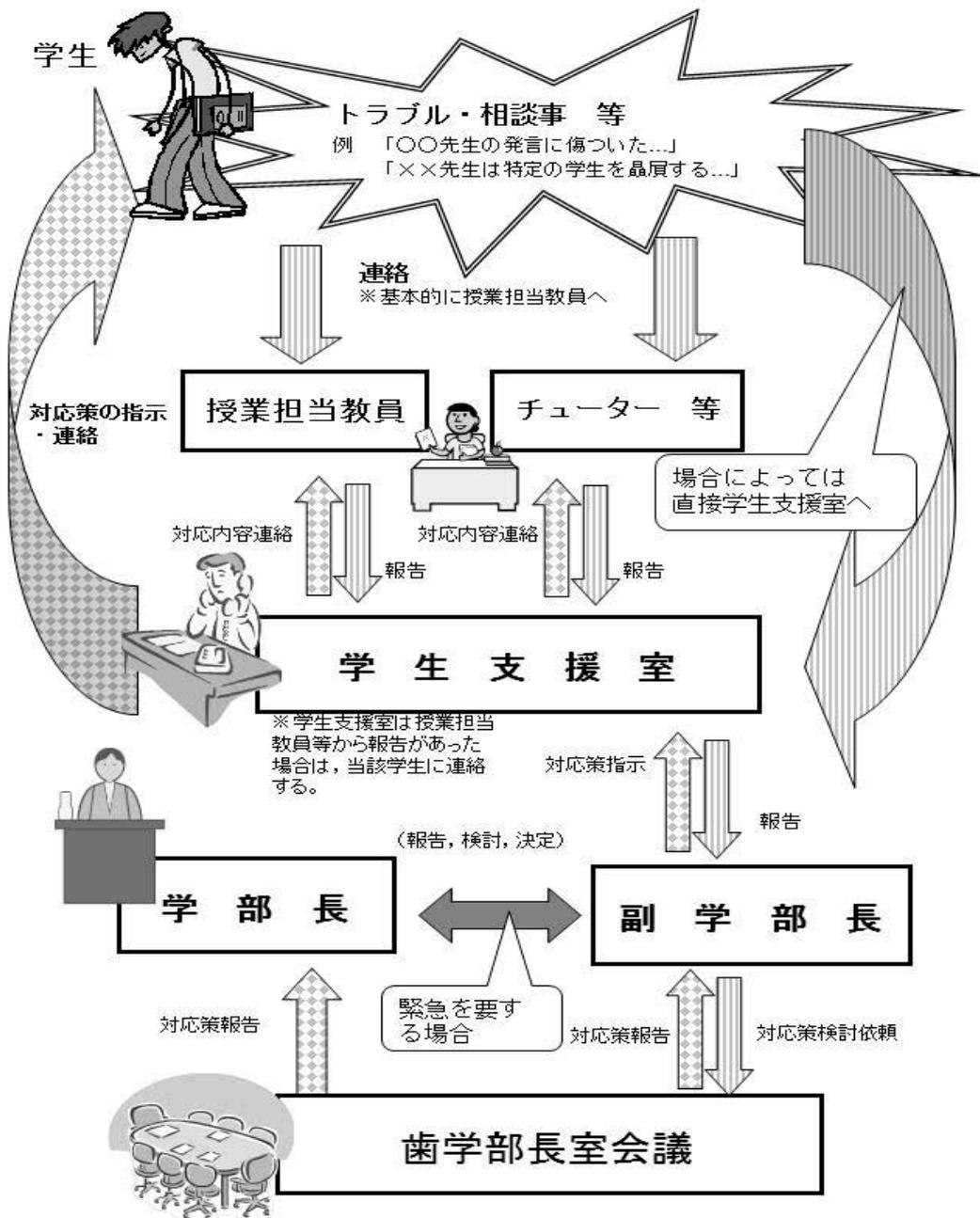
学 生 番 号			
ふ り が な 学 生 氏 名		学生の連絡先 (携帯電話等)	
ふ り が な 死 亡 者 氏 名		(続柄) (年齢 歳)	
死 亡	日 時	平成 年 月 日 () 時 分	
	原 因		
葬 儀	日 時	平成 年 月 日 () 時 分	
	場 所	TEL	
	ふ り が な 喪 主 (続柄)	()	
備 考			

⑦授業（講義・実習）に関わるトラブル・相談事等の対応について

本学部の授業（講義・実習）において、授業担当教員と学生との間で、何らかのトラブルや相談事等（以下トラブル等といいます）があった場合は、授業担当教員及びチューター等に相談してください。トラブル等の内容によっては、直接、学生支援室へ相談することもできます。

学生支援室は、副学部長や歯学部長室会議と協議の上、対応策を学生に指示・連絡します。詳細は下図を参照してください。

授業(講義・実習)に関わるトラブル・相談事等の対応について



5 国家試験について

1 歯科医師法（抄）

（総則）

第1条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

（免許）

第2条 歯科医師になろうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 3 罰金以上の刑に処せられた者
- 4 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者

（試験）

第9条 歯科医師国家試験は、臨床上必要な歯科医学及び口くう衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第11条 歯科医師国家試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（第16条の2第1項において単に「大学」という。）において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者
- 2～3 （省略）

2 歯科医師法施行規則（抄）

（免許）

第1条 歯科医師法（昭和23年法律第202号。以下「法」という。）第4条第1号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により歯科医師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第1条の2 厚生労働大臣は、歯科医師免許の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

（試験）

第12条 国家試験又は歯科医師国家試験予備試験（以下予備試験という。）を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめこれを告示する。

第13条 国家試験を受けようとする者は、受験願書（第3号書式）に、次に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 1 法第11条第1号に該当する者であるときは、卒業証明書
- 2～3 （省略）

- 4 写真（手札形台紙付とし、出願前6箇月以内に脱帽正面で撮影したもので、その裏面に（シ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。）

第16条 国家試験の受験を出願する者は、手数料として18,900円を納めなければならない。

2（省略）

第17条 国家試験又は予備試験に合格した者には、合格証書を交付する。

第18条 合格証書を破り、よごし又は失った者ば合格証明誓の交付を出願することができる。

2 前項の規定によって合格証明書の交付を出願する者は、手数料として2,950円を納めなければならない。

※歯科医師法施行規則第13条中、「受験願書（第3号書式）」は省略

3 歯科衛生士法（抄）

（総則）

第1条 この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もって歯科疾患の予防及び口くう衛生の向上を図ることを目的とする。

（歯科衛生士の定義と業務）

第2条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。）の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

1 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。

2 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。

2 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。

3 歯科衛生士は、前2項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

（免許）

第3条 歯科衛生士になろうとする者は、歯科衛生士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の歯科衛生士免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

（欠格事由）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

1 罰金以上の刑に処せられた者

2 前号に該当する者を除くほか、歯科衛生士の業務（歯科診療の補助の業務及び歯科衛生士の名称を用いてなす歯科保健指導の業務を含む。次号、第6条第3項及び第8条第1項において「業務」という。）に関し犯罪又は不正の行為があった者

3 心身の障害により業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

4 麻薬、あへん又は大麻の中毒者

（試験）

第10条 試験は歯科衛生士として必要な知識及び技能について、これを行う。

第11条 試験は、厚生労働大臣が、毎年少なくとも1回これを行う。

4 歯科技工士法（抄）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もって歯科医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

2 この法律において、「歯科技工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。

（免許）

第3条 歯科技工士の免許（以下「免許」という。）は、歯科技工士国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

（欠格事由）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。

1 歯科医療又は歯科技工の業務に関する犯罪又は不正の行為があった者

2 心身の障害により歯科技工士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

3 麻薬、あへん又は大麻の中毒者

（試験の目的）

第11条 試験は、歯科技工士として必要な知識及び技能について行う。

Ⅲ 諸 規 則

広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

広島大学通則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 9 条)
 - 第 2 章 入学(第 10 条－第 18 条)
 - 第 3 章 教育課程(第 19 条－第 27 条)
 - 第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条－第 31 条)
 - 第 5 章 休学及び退学(第 32 条－第 35 条)
 - 第 6 章 転学部、転学科及び転学(第 36 条－第 38 条)
 - 第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条－第 43 条)
 - 第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条－第 46 条)
 - 第 9 章 授業料(第 47 条－第 51 条)
 - 第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第 52 条－第 54 条)
 - 第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系)
	第二類(科学文化教育系)
	第三類(言語文化教育系)
	第四類(生涯活動教育系)
	第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科
	物理科学科
	化学科
	生物科学科
	地球惑星システム学科

医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科 口腔健康科学科
薬学部	薬学科 薬科学科
工学部	第一類(機械システム工学系) 第二類(電気・電子・システム・情報系) 第三類(化学・バイオ・プロセス系) 第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科

2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。
(教育研究上の目的)

第 2 条の 2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。
(収容定員)

第 3 条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。
(修業年限)

第 4 条 本学の修業年限は、4 年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあつては、6 年とする。

第 5 条 第 52 条の 2 に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の 2 分の 1 を超えないものとする。
(在学年限)

第 6 条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8 年とする。

2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12 年とする。

3 工学部の在学年限は、6 年とする。
(学年)

第 7 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
(学期)

第 8 条 学年は、前期及び後期の 2 期に分け、前期を 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、後期を 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

- 2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。
- 3 前期の前半を第 1 ターム、後半を第 2 ターム、後期の前半を第 3 ターム、後半を第 4 タームとする。

(休業日)

第 9 条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
 - (3) 春季休業 4 月 1 日から 4 月 7 日まで
 - (4) 夏季休業 8 月 11 日から 9 月 30 日まで
 - (5) 冬季休業 12 月 26 日から翌年 1 月 5 日まで
- 2 学長は、特別の事情があるときは、前項第 3 号から第 5 号までの休業日を変更することができる。
 - 3 臨時の休業日は、その都度別に定める。
 - 4 特別の事情があるときは、前 3 項に定める休業日に授業を実施することができる。

第 2 章 入学

(入学の時期)

第 10 条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第 11 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料17,000円(夜間主コースにあつては10,000円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2 次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあつては2,200円)とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)とする。

3 第1項の規定は、第14条、第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000円(夜間主コースにあつては18,000円)とする。

(入学試験)

第13条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

(1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願ひ出た者

(2) 他の大学の学部を卒業し本学に入學を願ひ出た者

(3) 学校教育法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入學を願ひ出た者

2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入學を願ひ出た者については、選考の上、再入学として入学を許可することができる。

3 前2項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

(合格者の決定)

第15条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第16条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料282,000円(夜間主コースにあつては141,000円)を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 16 条の 2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第 16 条の 3 学長は、第 16 条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第 17 条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第 13 条の入学試験において、第 1 段階目の選抜を行い、第 2 段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となったとき 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)

(2) 第 12 条第 1 項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

(編入学)

第 18 条 本学は、第 11 条及び第 14 条の規定にかかわらず、本学の第 3 年次又は第 2 年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第 19 条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第 19 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第 19 条の 3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあつては教養教育に関する規則、専門教育科目にあつては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第 19 条の 4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第 2 項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第 19 条の 5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第 20 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 21 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の授業科目は、教育学部において履修するものとする。

3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 22 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第 23 条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 24 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第 25 条 学生は、第 23 条第 2 項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教養教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第 26 条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 27 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 4 章 他の大学等における授業科目の履修
(学生交流)

第 28 条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第 3 項及び第 4 項、第 30 条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第 29 条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。

3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第 1 項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

5 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 2 項、次条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 30 条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第 28 条第 2 項、前条第 3 項及び第 4 項並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 3 短期大学又は高等専門学校専攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第 1 年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第 31 条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第 1 年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第 1 年次に入学した者が入学前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第 28 条第 2 項、第 29 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 4 前 3 項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 休学及び退学

(休学)

第 32 条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き 3 月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学の期間は、引き続き 1 年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に 1 年以内の休学を許可することがある。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 17 条第 9 号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 4 前項の休学期間は、引き続き 4 年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に 1 年以内の休学を許可することがある。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。

7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第 33 条 休学期間(前条第 4 項及び第 6 項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第 34 条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第 35 条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第 6 章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第 36 条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第 37 条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第 38 条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第 7 章 賞罰及び除籍

(表彰)

第 39 条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 40 条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 41 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学内の秩序を著しく乱した者

(5) 学生の本分に著しく反した者

第 42 条 停学が 3 月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第 43 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

(1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であって、納付すべき入学料を納付しないもの

(2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者

(3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第 8 章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第 44 条 第 4 条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124 単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位以上、薬学部薬学科にあつては 186 単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る 20 単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 19 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

(1) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位、薬学部薬学科にあつては 186 単位。以下同じ。)の場合は、60 単位を超えないものとする。

(2) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超える場合は、第 19 条の 2 第 1 項の授業の方法によって 64 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 128 単位、薬学部薬学科にあつては 126 単位)以上の修得がなされていれば、60 単位を超えることができる。

(早期卒業)

第 45 条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 147 条に定める要件を満たしている場合には、第 4 条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第 46 条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

- 2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 授業料

(授業料)

第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあつては267,900円)とする。ただし、第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし、前期にあつては4月、後期にあつては10月に納付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。
 - (1) 特別の事情により期中の途中において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者
月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
 - (2) 学年の途中で卒業する者
月割計算によるその期の額を、第2項に定める各期の納付期日
 - (3) 月割分納を許可された者
その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
 - (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者
許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日
- 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の途中にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。
- 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。(授業料の免除及び徴収猶予)

第 48 条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第 49 条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第 50 条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第 51 条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額

(2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額

(3) 9 月 30 日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第 10 章 研究生，科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第 52 条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 52 条の 2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第 53 条 第 13 条，第 14 条及び第 18 条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人特別学生は、定員の枠外とする。

(履修証明プログラム)

第 53 条の 2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 55 条 本学に、学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 56 条 学部長は、学部細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
総 計		9,840	9,790	9,760

3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員、生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度にあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
総 計		9,840

4 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については、この通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、学士入学、転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和 26 年 10 月 1 日制定。以下「旧規程」という。)については、この通則の施行後もなおその効力を有する。

- 6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部，学科及び課程については，なお存続するものとする。

(略)

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 14 号)

- この規則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は，この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず，平成 21 年度から平成 36 年度までにあつては，次の表のとおりとする。

年 度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
平成 21 年度	110	230	2,350	610	1,130	9,905
平成 22 年度	117	237	2,357	627	1,147	9,960
平成 23 年度	117	237	2,357	644	1,164	10,015
平成 24 年度	117	237	2,357	661	1,181	10,032
平成 25 年度	120	240	2,357	681	1,201	10,049
平成 26 年度	120	240	2,357	701	1,221	10,066
平成 27 年度	120	240	2,357	711	1,231	10,073
平成 28 年度	120	240	2,357	714	1,234	10,073
平成 29 年度	120	240	2,357	717	1,237	10,073
平成 30 年度	115	235	2,352	715	1,235	10,068
平成 31 年度	115	235	2,352	710	1,230	10,063
平成 32 年度				695	1,215	10,051
平成 33 年度				680	1,200	10,039
平成 34 年度				665	1,185	10,027
平成 35 年度				650	1,170	10,015
平成 36 年度				640	1,160	10,008

- 歯学部の口腔保健学科は，新通則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 歯学部の口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は，新通則別表の規定にかかわらず，平成 21 年度から平成 23 年度までにあつては，次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

- 新通則第 26 条の規定は，平成 20 年度以前に入学した学生には適用しない。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 12 号)

この規則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 13 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 全学部の入学定員並びに歯学部の歯学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員		
	総計	歯学科	歯学部計	総計
平成 23 年度	2,355	348	508	10,008
平成 24 年度	2,355	341	501	10,018
平成 25 年度	2,358	334	494	10,031
平成 26 年度	2,358	327	487	10,044
平成 27 年度	2,358	320	480	10,047
平成 28 年度	2,358			10,048
平成 29 年度	2,358			10,051
平成 30 年度	2,353			10,049
平成 31 年度	2,353			10,044
平成 32 年度				10,029
平成 33 年度				10,014
平成 34 年度				9,999
平成 35 年度				9,984
平成 36 年度				9,974

(略)

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 50 号)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部の保健学科及び学部並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	収容定員		
	保健学科	医学部計	総計
平成 27 年度	500	1,211	10,027
平成 28 年度		1,194	10,008
平成 29 年度		1,197	10,011
平成 30 年度		1,195	10,009
平成 31 年度		1,190	10,004

平成 32 年度		1, 175	9, 989
平成 33 年度		1, 160	9, 974
平成 34 年度		1, 145	9, 959
平成 35 年度		1, 130	9, 944
平成 36 年度		1, 120	9, 934

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学部の第一類(学校教育系)及び学部並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	収容定員		
	第一類(学校教育系)	教育学部計	総計
平成 28 年度	700	1, 960	9, 988
平成 29 年度	680	1, 940	9, 971
平成 30 年度	660	1, 920	9, 949
平成 31 年度			9, 924
平成 32 年度			9, 909
平成 33 年度			9, 894
平成 34 年度			9, 879
平成 35 年度			9, 864
平成 36 年度			9, 854

別表(第 3 条関係)

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	130		520
	計	130		520
文学部	人文学科	140	10	580
	計	140	10	580
教育学部	第一類(学校教育系)	160		640
	第二類(科学文化教育系)	88		352
	第三類(言語文化教育系)	84		336
	第四類(生涯活動教育系)	88		352
	第五類(人間形成基礎系)	55		220
計	475		1, 900	
法学部	法学科	140	10	580
	夜間主コース	40	10	180
	計	180	20	760
経済学部	経済学科	150	10	620
	夜間主コース	60	10	260

	計	210	20	880
理学部	数学科	47	10	188
	物理科学科	66		264
	化学科	59		236
	生物科学科	34		136
	地球惑星システム学科	24		96
	計	230	10	940
医学部	医学科	105		630
	保健学科	120		480
	計	225		1,110
歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478
薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316
工学部	第一類(機械システム工学系)	105	10	420
	第二類(電気・電子・システム・情報系)	135		540
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)	115		460
	第四類(建設・環境系)	135		540
	計	490	10	1,980
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
総計		2,323	80	9,844

広島大学歯学部細則

平成 16 年 7 月 28 日

学部長決裁

広島大学歯学部細則

(趣旨)

第 1 条 広島大学歯学部(以下「本学部」という。)の学生の修学については、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)、広島大学教育プログラム規則(平成 18 年 2 月 14 日規則 5 号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成 23 年 2 月 15 日規則第 3 号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(学科及び専攻)

第 2 条 本学部に、次の学科及び専攻を置く。

歯学科

口腔健康科学科

口腔保健学専攻

口腔工学専攻

(教育研究上の目的)

第 2 条の 2 歯学科では、歯科医師となるための基盤的教育を行うとともに、我が国の歯科医学・医療の発展を主導する人材を育むために 2 コース制(最先端歯学研究コース及び臨床歯科医学コース)教育を実施する。最先端歯学研究コースでは、国際社会で活躍できる歯科医学・医療の教育者・研究者を目指す人材を育成し、臨床歯科医学コースでは先端歯科医療の知識と技術を身に付け、地域医療においてリーダーシップをとることのできる臨床歯科医師を育成する。これらによって、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた歯科医師を輩出し、歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。

2 口腔健康科学科の教育研究上の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 口腔保健学専攻では、歯学、医学、保健学及び福祉に関する知識並びに技術を統合した口腔保健学の確立と体系化、国際的な教育研究拠点の構築、あるいは口腔保健学の高度専門化において活躍できる人材を育成する。また同時に、上記の素養を備えた養護教諭を育成する。これらによって、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた口腔保健学の専門家を輩出し、歯科医学・医療、口腔保健及び福祉に貢献することを目的とする。

(2) 口腔工学専攻では、歯学、医学及び工学に関する知識並びに技術を統合した口腔工学の確立と体系化、国際的な教育研究拠点の構築、あるいは口腔工学の高度専門化において活躍できる人材を育成する。これらによって、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた口腔工学の専門家を輩出し、歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。

(口腔健康科学科の各専攻の入学定員)

第 2 条の 3 口腔健康科学科の各専攻の入学定員は次のとおりとする。

- (1) 口腔保健学専攻 20人
 - (2) 口腔工学専攻 20人
- (コース)

第3条 歯学科に次のコースを置く。

最先端歯学研究コース
臨床歯科医学コース
(コースの決定)

第4条 歯学科の学生は、前条第1項に掲げるコースのうち、いずれかの一つを専攻するものとする。

- 2 前項のコースの決定時期は、第3年次とする。
- 3 決定の方法については、別に定める。
(教育課程)

第5条 本学部の教育課程は、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により、主専攻プログラムとして、体系的に編成する。

- 2 本学部が開設する主専攻プログラムは、次のとおりとする。
歯学プログラム

口腔保健学プログラム
口腔工学プログラム

- 3 歯学プログラムの中に、次の専門プログラムを置く。

最先端歯学研究プログラム
臨床歯科医学プログラム

- 4 最先端歯学研究コースを専攻する学生は最先端歯学研究プログラムを、臨床歯科医学コースを専攻する学生は臨床歯科医学プログラムを、それぞれ履修しなければならない。
(授業科目及び履修方法)

第6条 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

- 2 教養教育科目の授業科目及び履修方法は、教養教育科目履修規則及び別表第1のとおりとする。
- 3 専門教育科目の授業科目及び履修方法は、別表第2のとおりとする。
- 4 前2項の授業科目のほか、必要に応じ教授会の議を経て、特定の授業科目を開講することがある。
(履修手続)

第7条 各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は、その学期の始めに公示する。

第8条 歯学科の学生が履修できる科目は、その学期に配当されたものとする。

第9条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の指定する期間に所定の手続を行わなければならない。

- 2 前項の期間内に所定の手続をしない者には、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を経て、履修を認めることがある。

第10条 他学部の学生が、本学部の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、前条第1項の手続を行わなければならない。

(修得単位数の少ない学生の履修指導)

第 11 条 指導教員は、修得単位数の少ない学生に対し、履修促進のための適切な指導を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第 12 条 1 年次に卒業要件単位として修得することができる教養教育科目の単位数は、歯学科の学生にあつては 46 単位、口腔健康科学科の学生にあつては 36 単位を上限とする。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 13 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する授業科目を履修して、単位を修得した場合は、当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることができる。

2 前項の授業科目及び単位数については、別に定める。

(既修得単位等の認定)

第 14 条 広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成 16 年 4 月 1 日)副学長(教育・学生担当)決裁)第 2 条第 1 項の規定に基づき定める第 1 年次に入学した者の既修得単位等の認定単位数は、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位の認定(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教授会の議を経て学部長が認めることができる。

3 既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学した年度の 6 月 30 日までに学部長に申請しなければならない。

(教育課程の修了)

第 15 条 教育課程の修了は、所定の試験に合格し、別表第 1 及び別表第 2 に規定する単位を修得することによる。

(単位の授与)

第 16 条 授業科目を履修した者には、科目毎に定められた成績評価基準により所定の単位を与える。

(単位数の計算の基準)

第 17 条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習は、15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実験、実習及び実技は、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(科目試験)

第 18 条 科目試験は、それぞれの授業科目(臨床実習を含む。)について行う。

2 科目試験の方法及び期日については、当該授業担当教員が定め、原則として 2 週間前までに発表する。

3 授業実施時数の 3 分の 2 以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続をした上でその欠席が病気その他やむを得ない事由によると認められる場合は、当該授業科目担当教員の判断に従うものとする。

- 4 試験当日病気その他の事故で科目試験を受けることができない者は事前に、やむを得ない場合は事後に、医師の診断書又は理由書を添えて速やかに学部長へ届け出なければならない。
- 5 前項の届出のあった者に対しては、追試験を行うことがある。追試験の実施方法等については、別に定める。
- 6 科目試験の得点が満点の60%未満の者については、再試験を行うことがある。再試験の実施方法等については、別に定める。

(成績評価基準の明示及び平均評価点)

第19条 授業科目の成績評価は、授業担当教員が定め、シラバス(授業計画)に明示するものとする。

- 2 学年、あるいはセメスターの成績は、次の算式により算出する平均評価点(GPA : Grade Point Average)をもって評価する。

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{登録単位数} \times 4} \times 100$$

第20条 学生は、所定の授業科目の単位を修得しなければ、次の学年あるいはセメスターの授業科目を履修することはできない。

- 2 前項の所定の単位数については、別に定める。

(教員免許)

第21条 口腔健康科学科口腔保健学専攻の学生が、所定の授業科目を履修し、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得したときは、次に掲げる教育職員の普通免許状授与の所要資格を得ることができる。

免許状の種類 養護教諭一種免許状

- 2 前項に定める授業科目及びその履修方法については、別に定める。

(他の学部の授業科目の履修)

第22条 学生が、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

(副専攻プログラム及び特定プログラムの履修)

第23条 副専攻プログラムは、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

- 2 特定プログラムは、広島大学特定プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

(休学)

第24条 学生が休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 学生が休学期間を短縮しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第25条 学生が退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第26条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

2 他の大学から本学部に転学を志望する者は、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(登録プログラムの変更)

第27条 学生が本学部の他の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、その許可を得なければならない。

2 前項の場合において、他の学部の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、広島大学転学部 of 取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。

(卒業の要件)

第28条 本学部の卒業の要件は、本学部に通則第4条に規定する修行年限以上在学し、かつ、別表第1及び別表第2に定める教育課程における所定の単位を修得することとする。

(雑則)

第29条 この細則に定めるもののほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、教授会の議を経て、別に定める。

附 則(平成16年8月23日 一部改正)

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月24日及び平成17年3月20日 一部改正)

1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成16年度以前に入学した学生の教育課程(別表第1及び別表第2)及び履修方法等については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月14日 一部改正)

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月19日 一部改正)

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前に入学した学生の教育課程(別表第1及び別表第2)及び履修方法等については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年4月12日 一部改正)

この細則は、平成19年4月12日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 6 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度以前に入学した学生の教育課程(別表第 1 及び別表第 2)及び履修方法等については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度以前に入学した学生の教育課程等については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23. 3. 19 一部改正)

- 1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 24. 3. 8 一部改正)

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25. 1. 10 一部改正)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26. 3. 19 一部改正)

- 1 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26. 5. 30 一部改正)

この細則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27. 3. 19 一部改正)

- 1 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28. 3. 17 一部改正)

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

広島大学学生交流規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号)

広島大学学生交流規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 派遣学生(第 3 条―第 10 条)
- 第 3 章 特別聴講学生(第 11 条―第 18 条)
- 第 4 章 雑則(第 19 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。))へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものをいう。

2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)
- (2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの
- (3) 国際連合大学

- 4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関する協議をいう。
- 5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関する協議をいう。

第2章 派遣学生

(取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、学部にあつては学部の教授会、研究科にあつては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。

3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願出しなければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願出があつたときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは、当該他の大学等の長に必要な書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めたときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

3 前項の規定により、派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は、第 1 項の規定にかかわらず、当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(国際・基金担当)が定める期間、本学の授業料を徴収しないことができる。

(派遣の許可の取消し)

第 10 条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第 3 章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第 11 条 第 3 条、第 5 条第 1 項、第 6 条及び第 10 条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第 3 条、第 5 条第 1 項、第 6 条及び第 10 条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第 5 条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第 10 条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第 6 条第 1 項中「1 学期又は 1 学年間」とあるのは「4 学年間」と、同条第 2 項ただし書中「2 年」とあるのは「5 年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第 12 条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。)の学生にあつては第 4 号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる 2 月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として 6 月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 在学証明書及び成績証明書
- (3) 所属大学等の長の推薦書
- (4) 医師の健康診断書

(受入れの通知)

第 13 条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第 14 条 削除

(学業成績証明書の交付)

第 15 条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第 16 条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料，入学料及び授業料)

第 17 条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生が国立の大学，短期大学又は高等専門学校 of 学生であるときは、本学での授業料は、徴収しない。

3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学，短期大学若しくは高等専門学校，外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに 1 単位に相当する授業について 14,800 円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。

(1) 公立又は私立の大学，短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

(2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定，部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第 18 条 実験，実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第 4 章 雑則

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和 47 年広島大学規程第 32 号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附 則(平成 27 年 4 月 1 日規則第 69 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

広島大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号)

広島大学学位規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条－第 10 条)

第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条－第 14 条)

第 5 章 雑則(第 15 条－第 17 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第 4 条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は 1 編とし、2 通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

- 2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。
- 3 第2条第3項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料 57,000 円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が、再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。

4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。

5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。

3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。

3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めたときは、1種類のみとすることができる。

4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 教授会において必要と認めるときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告を踏まえ、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

- 4 前 3 項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第 5 章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第 15 条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。

(2) その名誉を汚辱する行為があったとき。

2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、かつ、出席者の 4 分の 3 以上の賛成がなければならない。

3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。(学位記及び申請書等の様式)

第 16 条 学位記及び第 4 条第 3 項の申請書等の様式は、別記様式第 1 号から別記様式第 7 号までのとおりとする。

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 15 年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第 2 条第 3 項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条第 1 項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	

別表第 2(第 3 条第 2 項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
総合科学研究科	学術	学術
文学研究科	文学	文学
教育学研究科	教育学	教育学
	心理学	心理学
	学術	学術
社会科学研究科	法学	法学
	経済学	経済学
	学術	学術
	マネジメント	マネジメント
理学研究科	理学	理学
先端物質科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	学術	学術
医歯薬保健学研究科	口腔健康科学	医学
	薬科学	歯学
	看護学	薬学

	保健学	学術
	医科学	口腔健康科学
	歯科学	薬科学
	学術	看護学
	公衆衛生学	保健学
工学研究科	工学	工学
	学術	学術
生物圏科学研究科	農学	農学
	学術	学術
国際協力研究科	学術	学術
	教育学	教育学
	工学	工学
	農学	農学
	国際協力学	国際協力学

別表第3(第3条第3項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
教育学研究科	教職修士(専門職)
法務研究科	法務博士(専門職)

別記様式第1号(第16条関係)

第2条第1項の規定により授与する学位記の様式
(大学を卒業した場合)

		割印	
		第	号
卒業証書	学位記		
		氏名	
		年	月 日生
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程(〇〇プログラム)を修めて本学を卒業したことを認め学士(「専攻分野」)の学位を授与する			
		年	月 日
		広島大学〇〇学部長	印
		広島大学長	印

別記様式第3号(第16条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式
(博士課程リーダー育成プログラムを修了した場合)

			割 印
		第	号
学位記			
	氏名		
		年 月 日	生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程(〇〇プログラム)を修了したので博士(「専攻分野」)の学位を授与する。			
		年 月 日	
		広島大学	印

別記様式第4号(第16条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式
(専門職学位課程を修了した場合)

			割 印
		第	号
学位記			
	氏名		
		年 月 日	生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の専門職学位課程を修了したので〇〇博士(専門職)の学位を授与する。			
		年 月 日	
		広島大学	印

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 9 号)

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 4 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの

(2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であって、入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 入学料免除申請書(別記様式第 1 号)

(2) その他学長が必要と認める書類

第 3 条 本学の学部等に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者

(2) 入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者

2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第 2 号)に前条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に提出しなければならない。

3 第 1 項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(1) 4 月入学者 当該年度の 8 月末日

(2) 10 月入学者 当該年度の 2 月末日

4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第 2 項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予)

第 3 条の 2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 6 号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予)

第 3 条の 3 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成 24 年 9 月 18 日規則第 12 号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第 4 条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第 3 条第 3 項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第 3 条第 4 項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第 3 条第 5 項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第 5 条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 授業料免除申請書(別記様式第 3 号)

(2) その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第 5 条の 2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則(平成 18 年 4 月 18 日規則第 91 号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生に対する授業料免除)

第 5 条の 3 フェニックス奨学生の授業料免除については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第 6 条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

(1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

(2) 授業料の各期ごとの納付月前 6 月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前 1 年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3) 授業料又は入学料未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額

(4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の 12 分の 1 に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第 1 項第 2 号の取扱手続については、第 5 条第 2 項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第 7 条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 授業料の各期ごとの納付月前 6 月以内(入学した月の属する期分は入学前 1 年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の取扱手続については、第 5 条第 2 項の規定を準用する。

3 第 1 項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1) 前期分 当該年度の 8 月末日

(2) 後期分 当該年度の 2 月末日

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第 7 条の 2 博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。

(授業料の月割分納)

第 8 条 第 7 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の 12 分の 1 に相当する額とする。

2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第 4 号)に第 5 条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第 9 条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 28 年 1 月 4 日規則第 1 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号(第2条第2項関係)

入学料免除申請書

平成 年 月 日

広島大学長 殿

※ 学部
研究科

専攻

専攻科

※ 学科・類(系)

※ 修士・博士前期・博士後期・博士

※ 専門職学位

入学年月 平成 年 月

フリガナ

氏名

※ 入学・編入学

受験番号

平成 年度入学料の免除を許可くださるよう関係書類を添えて申請いたします。
なお、記載事項は事実と相違ありません。

(免除申請をするに至った理由)

(主たる家計支持者が無職・失職中の場合の生活費の出所)

別記様式第3号(第5条第2項関係)

授業料免除申請書

平成 年 月 日

広島大学長 殿

学部 ※ 学科・課程・類(系)
 研究科 ※ 修士・博士前期・博士後期・博士
 専攻 ※ 専門職学位
 専攻科

入(進)学年月 平成 年 月 ※ 入学・進学・編入学 学年 年
 フリガナ
 氏 名 学生番号

平成 年度 期分の授業料免除を許可くださるよう関係書類を添えて申請いたします。

なお、記載事項は事実と相違ありません。

(免除申請をするに至った理由)

(主たる家計支持者が無職・失職中の場合の生活費の出所)

休 学 歴	期 間	～	理 由	※留学・病気・その他()
	期 間	～	理 由	※留学・病気・その他()
	期 間	～	理 由	※留学・病気・その他()

授業料月割分納許可申請書

平成 年 月 日

広島大学長 殿

学部 ※ 学科・課程・類(系)
研究科 ※ 修士・博士前期・博士後期・博士
専攻 ※ 専門職学位
専攻科

入(進)学年月 平成 年 月 ※ 入学・進学・編入学 学年 年
フリガナ
氏 名 学生番号

平成 年度 期分の授業料月割分納を許可くださるよう関係書類を添えて申請いたします。
なお、記載事項は事実と相違ありません。

(月割分納申請をするに至った理由)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 3 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部の第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第 2 条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあつては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあつては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあつては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第 4 条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があつたときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第 5 条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第6条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成22年3月5日 一部改正)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号(第 3 条関係)

既修得単位等認定願

平成 年 月 日

(所属する学部又は研究科の長)

広島大学 長 殿

所属

学生番号

氏名 印

広島大学通則第 31 条

広島大学大学院規則第 36 条 の規定により既修得単位等の認定を受けたいので、

成績証明書を添付の上、下記のとおり申請します。

記

認定を受けようとする既修得単位等			認定を希望する広島大学の授業科目名等	
既修得授業科目名等	修得単位数等	単位を修得した大学(短期大学)・学部名又は研究科名, 学修した講習名等	区分	授業科目

(注)1 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

2 区分欄には、広島大学の各学部又は各研究科で定める授業科目の区分を記入すること。

3 成績証明書のほか、認定証明書、授業内容、学修内容を記載したシラバス等必要な書類を添付すること。

別記様式第2号(第5条第1項関係)

既修得単位等認定通知書(学部学生用)

学生番号

氏名

広島大学通則第31条の規定に基づき、下記のとおり広島大学において修得したものとして単位を認定する。

平成 年 月 日

(所属する学部の長)

広島大学 長 印

認定する授業科目及び単位数等				認定の基礎となった既修得単位等		
区分	授業科目	認定単位数	評価	既修得授業科目名等	修得単位数等	評価
単位を修得した大学(短期大学)・学部名，学修した講習名等						
備考						
※評価を含めて単位認定された場合はその評価を評価等欄に「秀」，「優」，「良」，「可」の4段階で表記し，単位のみ認定された場合は「単位認定」と表記しています。						

広島大学転学部の実扱ひに関する細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学転学部の実扱ひに関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第36条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における転学部の実扱ひに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 転学部は、本学に在学する学生で、所属学部及び志望学部の教授会が学生の適性上転学部させることによりその能力を伸長させることになると認められるときに、許可することがある。

(公示)

第3条 各学部長は、転学部を志望する者に対する当該年度の選考方法その他必要な事項を決定し、12月15日までに学長へ届け出るものとする。

2 学長は、1月10日までに各学部の選考方法を公示するものとする。

(手続)

第4条 転学部を志望する者は、転学部願(別記様式第1号)を2月1日から2月10日までに所属学部のチューターを経て所属学部の長に提出しなければならない。

2 前項により出願できる学部は、一の学部に限るものとする。

3 所属学部のチューターは、転学部を志望する者から志望理由を聴取の上、調査書(別記様式第2号)を作成するものとする。

4 転学部の志望を認めた所属学部の長は、2月末日までに志望学部の長に転学部願及び調査書を送付するものとする。

(選考方法)

第5条 転学部願を受理した志望学部は、志望の動機、入学試験の成績、学業成績、面接、小論文、筆記試験、実技検査等を組み合わせて総合的に判定し、受入れの可否を決定するものとする。

2 志望学部の長は、学長へ転学部許可の申請を3月31日までに終えるものとする。

(許可の時期)

第6条 転学部の許可の時期は、4月1日とする。

(配属年次)

第7条 転学部を許可された者のカリキュラム上の配属年次は、原則として2年次とする。

(在学年限)

第8条 転学部を許可された者の残りの在学年限は、転学部先の学部における所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた期間とする。

(転学部の制限)

第9条 転学部を許可された者は、原則として再び転学部を願い出ることはいできない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月20日 一部改正)

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生の転学部に関する取扱いについては、この細則による改正後の広島大学転学部の取扱いに関する細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式第1号(第4条第1項関係)

チューター印	
--------	--

転学部願

広島大学長 殿

学部

学生番号

氏名

年 月 日生

私こと、下記のとおり転学部したいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

転学部希望日 平成 年4月1日

希望学部

学部

学科・類

専攻・コース

プログラム

理由(詳細)

平成 年 月 日

本人氏名

父母等氏名

現住所

電話

- (注) 1. 「父母等氏名」は、父母又はこれに代わる者とするこ
と。外国人留学生は、日本国内に在住する者とするこ
と。
2. 「氏名」欄及び「本人氏名」欄は、必ず願出者本人が
自署し、「父母等氏名」欄は必ず父母等本人が自署する

別記様式第2号(第4条第3項関係)

調 査 書

学生番号					
ふりがな					
氏 名					男女
	年 月 日生				
所 属	学 部	学科・類	専攻・コース プログラム		
志 望	学 部	学科・類	専攻・コース プログラム		
入学前の 学 歴	高等学校 昭和・平成 年 月卒業	所在地	都道 府県	市 郡	
		所在地	都道 府県	市 郡	
		所在地	都道 府県	市 郡	
在学中の 異 動 (休 学・改姓 等)	事 項	期 間	事 由		
父 母 等	氏 名		続柄		
	住 所	(〒) TEL ()			
趣味特技					
総合所見	チューター氏名				印

入 学 試 験 成 績										
選抜の種類				成績順位				受験番号		
一般選抜(前期日程・後期日程) 広島大学AO選抜 (総合評価方式Ⅰ型,Ⅱ型,Ⅲ型) (フェニックス方式) (対象別評価方式)				人 中 位						
試 験	国 語	地 歴	公 民	数 学	理 科	外 国 語	実 技	小論文総 合問題面 接	合計点	調査書 評定平 均値
大学入試 センター 試験										
一般選抜										
広 島 大 学AO選 抜	第 1 次 選 考				第 2 次 選 考					

(注) 1 広島大学AO選抜の第1次選考及び第2次選考の欄については、審査内容、評価等を記入すること。

2 この調査書には、本学での学業成績表を添付すること。

広島大学科目等履修生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 54 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第 2 条 科目等履修生の履修の期間は、1 学年又は 1 学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては通則第 11 条各号に規定する者、大学院にあつては大学院規則第 15 条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、履修を希望する学部又は研究科を経て、学長に願い出なければならない。

(1) 科目等履修生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書

(5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し

2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学料 28,200 円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第 6 条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第 2 条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続は、前 2 条の規定を準用する。この場合において、入学料は、納付を要しない。

(授業料)

第 7 条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに 1 単位に相当する授業について 14,800 円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成 20 年 12 月 16 日規則第 172 号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第 8 条 現職教育職員については、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第 9 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第 10 条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第 11 条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第 12 条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第 13 条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めるときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第 14 条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めるとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 24 年 8 月 30 日規則第 119 号)

この規則は、平 24 年 8 月 30 日から施行し、この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

別記様式(第4条第1項関係)

年 月 日

広島大学長 殿

ふりがな

氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日生

科目等履修生許可願

貴学科目等履修生として下記のとおり履修したいので、御許可願います。

記

最終卒業学校					
現 職					
履修希望学部名 又は研究科名					
履 修 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日				
履 修 理 由					
授 業 科 目	単 位 数	前・後 通 年 の 別	単位認 定の 要・不 要	承諾印	履修証明プロ グラム履修生 としての履修 の有無
					有・無
同一年度における他の学部又は研究科での履修の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合は学部名又は研究科名 []					
同一年度における履修証明プログラム履修生としての履修の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合はプログラム名 []					

- (注) 1 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
 2 「承諾印」欄は、事前に受講が可能であることを授業担当教員に確認の上、押印を依頼すること。
 3 許可願は、学部又は研究科ごとに別葉とすること。

広島大学研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)

広島大学研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において 1 学期又は 1 学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適当と認められた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適当と認められた者

第 3 条 研究生を志願する者は、学期始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生許可願(別記様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第 4 条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあつては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第 5 条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第 1 条及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第 6 条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の 15 日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第 1 条の規定を準用する。

(1) 研究生研究継続許可願

(2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第 7 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料 84,600 円を納付しなければならない。ただし、第 3 条第 2 項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第 8 条 研究生は、1 月につき 29,700 円の研究料を、研究期間に応じ 6 月分ずつ(研究期間が 6 月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第 3 条第 2 項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第 9 条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第 10 条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第 11 条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

(3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料，入学料及び研究料の返還)

第 12 条 既納の検定料，入学料及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和 51 年広島大学規程第 1 号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。

3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第 3 条

第 1 項, 第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定にかかわらず, 検定料, 入学料及び研究料は, 徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成 24 年 5 月 15 日規則第 103 号)

この規則は, 平成 24 年 5 月 15 日から施行し, この規則による改正後の広島大学研究生規則附則第 3 項の規定は, 平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

別記様式(第3条第1項関係)

年 月 日

広島大学長 殿

ふりがな
氏名 印
年 月 日生

研究生許可願

貴学研究生として, 下記のとおり研究したいので御許可願います。

記

最終卒業学校			
現職			
現在までの研究歴			
研究場所			
研究期間	年 月 日～ 年 月 日(か月)		
指導教員	職名		氏名
研究題目			
備考			

(注) 「氏名」欄は, 記名押印又は署名とし, 署名は必ず本人が自署すること。

広島大学研究生規則歯学部取扱内規

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学研究生規則第5条に基づき、歯学部における研究生の研究期間及び願出期限の特例を定めるものとする。

(研究期間の特例)

第2条 研究開始日は随時とし、研究修了日は研究開始日の属する学期又は学年の末日を原則とする。

第3条 願出期限は、研究を開始しようとする日の3日前までとする。

附則

この内規は、昭和59年4月1日から施行し、同日以後に入学する者から適用する。

広島大学外国人研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 11 号)

広島大学外国人研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。))を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認められた者

2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認められた者

第 3 条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに、次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)
- (5) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書
- (6) 医師の健康診断書

(受入れの許可)

第 4 条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第5条 外国人研究生の研究期間は、1学期又は1学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第6条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の30日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

(1) 外国人研究生研究継続許可願

(2) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。

(研究料)

第8条 外国人研究生は、1月につき29,700円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

(研究修了証書)

第12条 学長は、所定の研究を修了したと認めた者には、研究修了証書を授与する。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第13条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第 14 条 研究留学生については、第 3 条及び第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第 3 条第 3 号及び第 5 号に掲げる書類及び第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる書類の提出を要しない。

2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第 3 条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。

3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第 7 条及び第 8 条の規定を適用しない。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和 47 年広島大学規程第 5 号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。

3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第 3 条、第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成 25 年 3 月 12 日規則第 4 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

広島大学学生表彰規則

(平成16年4月1日規則第14号)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第39条第2項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第40条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第16条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前3号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第3条 理事(教育・平和担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第4条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

2 審査会の構成員は、別に定める。

3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第7条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第8条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成27年4月1日規則第70号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島大学歯学部学生表彰内規

平成 21 年 3 月 19 日
学部長決済

(目的)

第 1 この内規は、広島大学歯学部学生に意欲的な学生生活を送るための動機付けを与えると同時に、歯学部の一層の活性化を図る一助とするための表彰制度を設けるため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 表彰は、次の各号の一に該当する歯学部の学生個人又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前 3 号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第 3 チューター、顧問教員等は、前条各号の一に該当すると認めるものがあるときは、歯学部長に推薦することができる。

(表彰候補者の審議)

第 4 歯学部長は、前条の推薦があったときは、歯学部長室会議において審査を行い、歯学部教授会の議を経て表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第 5 表彰は、歯学部長が表彰状及び記念品を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第 6 表彰は、原則として新入生ガイダンスの日又は歯学部学位記授与式の日に行う。

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第 7 被表彰者は、歯学部内に公表する。

(事務)

第 8 学生の表彰に関する事務は、学生支援室（歯学部）において処理する。

(雑則)

第 9 この内規に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、歯学部長が別に定める。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

広島大学学生懲戒規則

(平成 28 年 3 月 7 日規則第 20 号)

広島大学学生懲戒規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 41 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類)

第 2 条 懲戒の内容は、次の各号に掲げる懲戒の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

(2) 停学 一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させること。

イ 有期の停学 3 月未満の停学で、確定期限を付すもの

ロ 無期の停学 3 月以上の停学で、確定期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの

(3) 退学 学生としての身分を失わせること。

(懲戒の要否等の決定)

第 3 条 懲戒に相当する行為の存否及び懲戒の処分量定は、学生による事件事故に係る原因行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえて、総合的に勘案して決定するものとする。

2 原因行為の悪質性の認否に当たっては、学生の主観的態様、行為の性質、当該行為に至る動機及び事後の対応等を勘案して判断するものとする。この場合において、過去に懲戒を受けた者又は次条に規定する学部等の長の指導を受けた者による事件事故である場合は、より悪質性が高いものとみなす。

3 結果の重大性の認否に当たっては、精神的損害を含めた人身損害の有無及びその程度、物的損害の有無及びその程度、当該行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

(学部等の長の指導)

第 4 条 学生による事件事故が懲戒に至らない程度のものである場合は、学部又は研究科(以下「学部等」という。)の長は、学生に対し、嚴重注意その他の指導(以下「学部等の長の指導」という。)を行うことができる。

(懲戒の処分量定の標準例)

第 5 条 懲戒の処分量定の標準例は、別表のとおりとする。

(事件事故の報告)

第 6 条 学生による事件事故(ハラスメント及び不正受験を除く。)が発生した場合は、当該学生が所属する学部等の長は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査を行

い、その調査の結果を学長に報告するものとする。

(事実関係の調査)

第7条 学部等の長は、事実関係の調査並びに事件事故に係る事実の存否及び周辺事情の認定に当たっては、原則として、学生から事情聴取を行わなければならない。

2 学生が刑事法上の身柄拘束等をされていることにより、事情聴取を行うことができない場合で、かつ、学部等の長が事情聴取の必要性を認めるときは、事情聴取が可能となるまでの間、前条の調査結果の報告を留保することができるものとする。

3 事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ、学生が異議を述べている場合は、当該学生の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られた場合など、特別な状況があるときに限り、当該事実があったと認定できるものとする。

(審査会)

第8条 学長は、第6条の規定により報告があった事件事故について、懲戒を検討する必要があると認めるとき(ハラスメントにあつては、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則(平成16年4月1日規則第111号)第6条第2項の規定に基づき教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議した事案において、評議会が学生の懲戒が相当と判断したとき)は、学生懲戒審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

2 審査会は、副学長(学生支援担当)、当該学生が所属する学部等の長及び他の学部等の長若干人で組織するものとし、事件事故の内容に応じて学長が必要と認める者を加えることができる。

3 審査会は、第6条の報告(次項の規定により追加の調査を行った場合は、当該調査の結果の報告を含む。)に基づき、学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容について審査する。この場合において、審査会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

4 審査会は、必要に応じて、学部等の長に対して、当該学部等が行った事実関係の調査及び調査の結果について説明を求め、又は追加の調査を求めることができる。

5 審査会は、審査の結果を文書で学長に報告するものとする。

(審査の結果の通知)

第9条 学長は、前条第5項の報告を受けたときは、審査会の審査の結果を当該学生が所属する学部等の長に通知する。

(学部等における審議)

第10条 学部等の長は、前条の通知があったときは、学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において、教授会は、当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

(評議会への諮問)

第11条 学長は、審査会の審査の結果及び学部等の教授会の意見の双方又はいずれか一方が学生の懲戒を提案するものであるときは、学生の懲戒について評議会に諮問する。こ

の場合において、評議会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(懲戒の決定)

第12条 学長は、評議会の審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(不正受験の取扱い)

第13条 学部等の長は、学生による不正受験が発覚した場合は、学長に通報するとともに、当該学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において、教授会は、当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

2 学長は、前項の教授会の意見が学生の懲戒を提案するものであるときは、学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において、評議会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

3 学長は、評議会の審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(無期の停学の解除)

第14条 無期の停学の解除は、学生が所属する学部等の長からの申出により、学長が評議会に諮問して行う。

(停学中の学生指導)

第15条 停学中の学生に対する指導は、学生が所属する学部等が行うものとする。

(停学中の期末試験及び履修登録)

第16条 停学の期間中における期末試験の受験及び履修手続の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 停学を開始したターム又は学期の期末試験の受験を認める。ただし、受験資格を満たしていないときは、この限りでない。

(2) 停学の期間中の全ての履修登録を認める。

(告示)

第17条 学長は、学生の懲戒を行ったときは、当該学生及び被害者が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式)により学内に告示するものとする。

(証明書類等への記載の禁止)

第18条 本学が作成する成績証明書その他の証明書類に、懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

2 学生の就職又は進学に際して指導教員その他本学関係者が作成する推薦書類その他の書類に、懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

(守秘義務)

第19条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、学生の懲戒に関して知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 広島大学学生懲戒指針(平成16年4月1日学長決裁)及び広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)(平成22年9月21日学長決裁)は、廃止する。
- 3 この規則の施行前に発生した学生による事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

懲戒の処分量定の標準例

種類	事件事故	処分量定
犯罪行為等	殺人, 強盗, 強姦, 誘拐, 放火等の凶悪な犯罪行為	退学
	暴行, 傷害, 万引きその他の窃盗, 横領, 恐喝又は詐欺行為	退学, 停学又は訓告
	麻薬, 覚せい剤等の薬物犯罪行為(栽培, 売買, 不正所持又は使用)	退学又は停学(無期)
	賭博行為	停学又は訓告
	痴漢行為(のぞき見, 盗撮行為等を含む。), わいせつ行為(公然わいせつ, わいせつ物頒布等をいう。)又はストーカー行為	退学, 停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正利用による犯罪行為	退学又は停学
交通事故等	飲酒運転若しくは暴走運転により相手を死亡させ, 又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合	退学
	飲酒運転又は暴走運転により人身事故(高度後遺障害等を負わせる人身事故を除く。)を起こした場合	退学又は停学(無期)
	無免許運転等悪質な交通法規違反により相手を死亡させ, 又は人身事故を起こした場合	退学又は停学(無期)
	飲酒運転, 暴走運転又は無免許運転	停学
不正受験	替え玉受験等の悪質な不正行為	退学又は停学
	カンニング等の不正行為	停学又は訓告
	監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
の研究活動上の不正行為	研究活動におけるねつ造, 改ざん又は盗用	退学又は停学
	研究費等の不正使用	停学又は訓告

メ ハ ラ ス メ ン ト	セクシュアル・ハラスメント行為，アカデミック・ハラスメント行為，パワー・ハラスメント行為又はモラル・ハラスメント行為	退学，停学又は訓告
非 違 行 為 等	本学の知的財産を故意に喪失させる行為	退学又は停学
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠若しくは損壊若しくは失火(結果が重大なものに限る。)	退学，停学又は訓告
	本学の構成員に対する暴力行為，威嚇，拘禁又は拘束	退学，停学又は訓告
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学，停学又は訓告
	本学が管理する器物の損壊，汚損又は失火(結果が重大なものに限る。)	停学又は訓告
	飲酒を強要し，死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し，急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は訓告
	未成年者に対する飲酒若しくは喫煙を強要又は助長する行為	停学又は訓告
	授業，実習，研修等で知り得た個人情報の漏えい，紛失等の不適切な取扱い	停学又は訓告
	人を教唆して事件事故を実行させた場合又は人の事件事故を幫助した場合	退学，停学又は訓告
その他，本学の信用を著しく失墜させる行為	退学，停学又は訓告	

懲戒告示

このたび、本学学生が学生の本分に反する行為を行ったため、広島大学通則第40条の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行ったので、告示する。

今後このような不祥事が再発しないよう、学生諸君の一層の自覚を促すものである。

記

事案の概要

懲戒の種類

処分年月日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

広島大学長

広島大学学生生活に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則 2 号)第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第 2 条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第 3 条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第 4 条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第 5 条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が 2 学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年 5 月末日までに、第 1 項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前 3 項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 団体の名称

(2) 団体の目的

(3) 連絡先

(4) 代表責任者の氏名

(5) 所属学部別の構成員数

(学生又は学生団体の施設使用)

第 6 条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として 3 日前までに、学部の施設の場合にあつては当該学部の長に、その他の施設の場合にあつては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
- (2) 日時及び場所
- (3) 責任者の氏名
- (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)

(掲示及び立看板等)

第 7 条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示，立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については，次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は，所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は，所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは 1 平方メートル以内，立看板の大きさは 2 平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は 3 週間以内とし，この期間を経過した掲示物及び立看板は，掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず，配付責任者において回収し，その散乱防止に努めること。

(放送等)

第 8 条 学生又は学生団体が，学内において，拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は，授業，研究及び診療等に支障を来すことがないように十分配慮しなければならない。

(準用)

第 9 条 この規則の規定は，大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第 10 条 この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この規則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成 7 年広島大学規程第 4 号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は，この規則により交付された学生証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は，この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は，この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

広島大学学生証取扱細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成16年4月1日規則第15号)第2条第2項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第2条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部又は研究科で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第3条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

(有効期間)

第4条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあつては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第4条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第6条から第9条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後には、交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 通則第22条第1項又は大学院規則第32条第1項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2) 前号以外の者は、発行の日から1年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあつては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後1年を経過する日までとする。

(提示)

第5条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第6条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第7条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第8条 学生は、学生証を紛失したとき、若しくは著しく損傷したとき、若しくは記載事項に変更があつたとき又は学生証の有効期間を超えて在学しようとするときは、速やかに再交付を願い出なければならない。

(準用)

第9条 この細則(第4条ただし書を除く。)の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)及び科目等履修生に準用する。この場合において、第2条中「学部又は研究科」とあるのは研究生にあつては「学部、研究科、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、第4条本文中「学部にあつては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第4条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第6条から第9条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあつては「許可された研究期間」と、科目等履修生にあつては「許可された履修期間」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により、研究生及び科目等履修生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生又は科目等履修生の表示をするものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和31年9月14日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成28年2月19日 一部改正)

この細則は、平成28年2月19日から施行する。ただし、別記様式の改正規定は、平成28年3月1日から施行する。

(表)

(学章)	広島大学学生証		
	学生番号		
	入学年度		年度
(写真)	所属		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	有効期限	年 月 日	
	上記の者は、本学の学生であることを証明する。		
		年 月 日	
			広島大学長 印

(裏)

注 意 事 項	
<ol style="list-style-type: none"> 1 次の場合において、必要に応じ本証を提示しなければならない。 (1) 本学の施設等を利用するとき (2) 本学の学内外で本学の学生又は職員であることを証明するとき 2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 本証を紛失し、若しくは著しく損傷し、又は本証の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出て、再発行を受けること。なお、紛失(盗難)もしくは著しい損傷において、その事由が天災その他不可抗力によらない場合の再発行費用は有償とする。 4 次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく本証を返却しなければならない。 (1) 学生又は職員がその身分を喪失したとき (2) (1)に掲げる以外のものが本学の施設等の利用資格を喪失したとき (3) 本証の有効期限が満了したとき 5 本証は、認証を行うために必要な情報をICチップに記録しているので、取り扱いに留意すること。 6 この注意事項に定めのないことについては、身分証毎に定められた取扱規則等(広島大学学生証取扱細則、広島大学職員証取扱要項、広島大学利用登録証取扱規則)及びその他本学の諸規則に定めるところによる。 <p>【連絡先】 国立大学法人広島大学 〒739-8511 広島県東広島市鏡山1-3-2 TEL 082-422-7111(代表)</p>	 5.4 cm 

8.5cm

広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 130 号)

広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 56 条の規定に基づき、広島大学ピア・サポート・ルームの設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 広島大学(以下「本学」という。)の学生が、学生生活上の諸問題に対処するに当たり、学生同士が気軽に相談し、互いに助け合う学風を醸成するよう、学生ボランティアが学生の相談に応じるため、本学に広島大学ピア・サポート・ルーム(以下「ピア・サポート・ルーム」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 ピア・サポート・ルームは、学長が選考した次に掲げる者で組織する。

- (1) 本学が実施する広島大学ピア・サポーター養成セミナーを受講した本学学生のうち、ボランティアとして学生の相談を受ける者(以下「ピア・サポーター」という。)数十人
- (2) 本学が実施する広島大学ピア・アドバイザー養成セミナーを受講した本学大学院生のうち、ボランティアとしてピア・サポーターに助言をする者(以下「ピア・アドバイザー」という。)若干人
- (3) 本学の専任教員及び相談活動に精通した学外の者のうち、ピア・サポーター及びピア・アドバイザーに対し専門的な見地から指導・助言を行う者(以下「専門アドバイザー」という。)若干人

2 ピア・サポーター及びピア・アドバイザーの任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

3 専門アドバイザーの任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 4 条 ピア・サポート・ルームに室長を置き、専門アドバイザーで、本学の専任教員のうちから学長が任命する。

2 室長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(設置場所)

第 5 条 ピア・サポート・ルームは、学生プラザ 4 階に設置する。

(開室時間)

第 6 条 ピア・サポート・ルームの開室時間は、原則として、通則第 9 条に規定する休業日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(事務)

第 7 条 ピア・サポート・ルームに関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、ピア・サポート・ルームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 22 年 5 月 14 日規則第 104 号)

この規則は、平成 22 年 5 月 14 日から施行し、この規則による改正後の広島大学ピア・サポート・ルーム規則の規定は、平成 22 年 4 月 6 日から適用する。

広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)

広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、就学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第 3 条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第 4 条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前 2 項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育・国際室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第 5 条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の就学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第 6 条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 支援に関する事務は、学生総合支援センター並びに所属学部等を支援する東広島地区運営支援部の支援室及び霞地区運営支援部学生支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成26年7月14日規則第74号)

この規則は、平成26年7月14日から施行し、この規則による改正後の広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則の規定は、平成26年6月1日から適用する。

身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

A 理念

この特別措置は、広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、身体等に障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

B 特別措置の対象者

次のいずれかに該当する者

- 1 入学試験(大学入試センター試験を含む)において特別措置を講じた者
- 2 障害者手帳の交付を受けている者、あるいはそれと同程度の障害を有する者
- 3 通常の授業の受講の様子から、担当教員が特別措置を必要と認めた者

C 特別措置の内容・方法等

以下の特別措置の内容・方法等を基準として、具体的には、当該学生及びチューター(指導教員)と授業担当教員が協議して決める。

【視覚障害者(点字使用者)】

- 1 出題形式は、①点字 *1、②普通文字の読み上げ、③録音テープの再生、④フロッピーディスク *2、などによる。
- 2 解答形式は、①点字 *1、②口頭、③テープ録音、④ワープロ *3、などによる。
- 3 上記 1 及び 2 のそれぞれの①～④は、さまざまな組合せを可能とする。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【視覚障害者(弱視者)】

- 1 希望があれば、問題用紙や解答用紙を拡大コピーする。(拡大倍率は当該学生と協議して決める)
- 2 当該学生の必要性に応じて、弱視レンズ、拡大読書器、補助照明器具等の使用や、ワープロによる解答等を認める。
- 3 窓際の明るい座席を希望する場合は、その座席を保証する。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【聴覚障害者】

- 1 問題用紙に印刷されない、口頭による説明がある場合は、当該学生に対しては、紙に書いたものを渡すか、黒板に書く。
- 2 試験時間・終了の指示が明確に伝わるようにする。
- 3 必要に応じて、手話通訳者を配置するか、筆談によるコミュニケーションを図る。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 コミュニケーションの方法や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【上肢機能障害者】

- 1 解答形式は、必要に応じて、①ワープロ *4、②口頭 *5、③テープ録音、

- ④代筆 *6, などによる。
- 2 自筆解答による場合は、必要に応じて、解答用紙を拡大したり、自由記述形式 *7 などによることも可能とする。
 - 3 必要に応じて、試験時間を延長する。
 - 4 解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【体幹機能障害者】

- 1 座位を保つことが不可能又は困難な場合は、別室において、当該者にとって受験しやすい状況を設定する。
- 2 解答形式は、必要に応じて、上肢障害者に準じて配慮する。
- 3 必要に応じて、介助者の同席を認める。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 上記 1 に該当しない場合でも、解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【その他の障害者】

- 1 上述の障害種別に該当しない者に対する特別措置は、上述の障害種別による措置に準じて配慮するか、あるいは、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。
- 2 上述の障害を複数併せ持つ者に対しては、それぞれの障害種別による措置を参考にしながら、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。

《一般的事項》

- 1 試験時間の延長範囲の適切さは、障害の種別や程度、問題の内容、出題形式や解答形式などにより、異なるので、一律に規定することは出来ない。
一つの参考として、大学入試センター試験においては、
 - (1) 点字受験者に対しては一般の試験時間の 1.5 倍
 - (2) 弱視者に対しては 1.3 倍
 - (3) 体幹機能障害により座位を保つことが困難な者、両上肢の機能障害が著しい者のうち、通常のマークシートとは別のチェック解答用紙により解答する者に対しては 1.3 倍
 - (4) 代筆により解答する者に対しては、科目により 1.3 倍又は 1.5 倍の時間延長が認められている。
- 2 試験時間の延長にあたっては、その試験の直前又は直後の授業や試験との時間的重複が生じないように、以下のような配慮をする。
 - (1) その試験の後の授業や試験がなければ、延長分を後に追加する。
 - (2) その試験の後の授業や試験はあるが、その試験の前の授業や試験がなければ、延長分を前に追加する。
 - (3) その試験の前後とも授業や試験がある場合は、別室において、一般の受験者との間に試験の内容について交渉がもてない状況を設定して、順次、試験時間をずらして実施する。
 - (4) 一般問題とは別の問題により、時間帯や日を変えて試験を行う。
 - (5) 一般問題とは別に、レポートにより評価する。
- 3 課題を提示してから、後日レポートを提出させる場合は、当該学生のレポート作成のための時間を考慮して、提出期日を延期するかどうかを、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して決める。

- 4 当該学生の身体等の障害に関連する体調の不良等により、試験日に受験できない場合の追試等の取り扱いについては、担当教員の裁量とする。
- * 点字により出題する場合は、普段の授業の教材等を点訳している学生に、問題の
- 1 点訳を依頼することが適切でないものについては、①教育学研究科、②広島県立広島中央特別支援学校、③広島県立点字図書館、④一般の点訳奉仕団体、などに依頼する。なお、点訳には、問題の内容や量により、時間がかかることを考慮する必要がある。
- また、出題内容に図や表がある場合、その内容によっては、修正を必要とすることがあったり、触察・触読が不可能なため代替問題にする必要があることもある。
- 点字による解答の処理については、①解答を回収した後で、本人に読み上げさせる、②普段点訳を担当している学生(出題内容を知らない者)に読み上げさせるか、又は普通文字への書きなおしを依頼する、③問題の点訳を依頼した前段の団体等に、普通文字への書きなおしを依頼する、などの方法が考えられる。
- * フロッピー・ディスクによる出題とは、当該視覚障害者が、パソコンの音声ディスプレイ又は点字ディスプレイによる読取りが可能な場合に、行いうる方法。ファイル様式など具体的な方法については、本人と協議する。
- * 視覚障害者が漢字を含む普通文字による文書を作成できる視覚障害者用ワープロ
- 3 システムがある。
- * 上肢機能障害者がワープロを使う場合、通常の手でキーを叩く入力の方法以外に、くわえた(あるいは額に固定した)棒でキーを叩くなど、特殊な方法をとる者
- 4 もいる。
- * 肢体不自由者の中には、発音に問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れていないとスムーズに聞き取れないことがあり、通訳者を介することが必要なこともある。
- * 代筆者の選定にあたって、上記*5と同じ問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れている者を代筆者にすることが必要なこともある。
- * 上肢機能障害者の中には、規定された罫線や枠の中に文字を書くことが困難な者
- 7 がいる。そのような場合には、白紙の解答用紙を与え、問題番号等を明記させたりえて、自由に記述させる解答方法もある。

D 特別措置の周知と申請

- 1 各学部、各研究科及び専攻科(以下「学部等」という。)は、身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置の内容等について、学生及び教員に対して周知を図る。
- 2 当該学生は、特別措置を受けようとする試験科目の開設学部等の教務担当に、原則として履修登録確定後から試験日の3週間前までに申請する。(ただし、点字による出題又は代筆による解答を希望する場合は、原則として履修登録確定後から4週間前までに申請する)
- なお、不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には、上述の期間にかかわらず速やかに申請する。
- 3 申請をうけた教務担当は、当該授業の担当教員に連絡する。
- 4 当該授業の担当教員は、必要があれば当該学生及びチューター(指導教員)と特別措置の内容・方法等について協議する。

E 特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は、特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため、各学期ごとに特別措置の措置状況を取りまとめ、アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

(注)(平成 17 年 11 月 1 日 一部改正)

この申合せは、平成 17 年 11 月 1 日から施行し、この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は、平成 17 年 7 月 15 日から適用する。

(略)

(注)(平成 20 年 5 月 14 日 一部改正)

この申合せは、平成 20 年 5 月 14 日から施行する。

社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(趣旨)

第 1 この要項は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。)に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 この要項は、ボランティア活動、人名救助、犯罪防止、災害防止等の社会貢献活動を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

(証明できる活動)

第 3 本学の学部、大学院又は専攻科(以下「学部等」という。)に在籍する学生が、次の各号のいずれかに規定する活動を行った場合は、所属する学部等の長(以下「所属長」という。)に別記様式第 1 号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

- (1) 身体に障害のある学生への勉学等支援活動
- (2) ピア・サポーターによる学生相談支援活動
- (3) 学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)別表に掲げる活動
- (4) その他前 3 号に掲げる活動に準ずる活動

(所属長の推薦)

第 4 所属長は、第 3 により証明書の発行の願い出があった場合は、その内容を検討の上、別記様式第 1 号により、学長に推薦するものとする。

(証明書の発行)

第 5 学長は、所属長の推薦により、別記様式第 2 号により証明書を発行するものとする。

(取消し)

第 6 学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は、学長は、発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第 7 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(準用)

第 8 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 20 年 1 月 15 日 一部改正)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第3, 第4関係)

(用紙 日本工業規格A4)

証 明 願	
広島大学長	殿
	学部(研究科)等 氏 名
このことについて、下記のとおり社会貢献活動に従事しましたので、証明願います。	
記	
1	従事した社会貢献活動 (具体的に)
2	従事した期間
3	その他参考となる事項
上記のとおり推薦しますので、証明書の発行をよろしくお願ひします。	
	年 月 日
	(所属する学部, 研究科又は専攻科の長) 広島大学 長 印

備考 証明願の提出に当たっては、可能な限り社会貢献活動を証明する書類等を添付してください。

学章 第 号

証 明 書



大学印

氏

学部(研究科)等

名

生 年 月 日

上記学生は、次のとおり社会貢献活動に従事したことを証明します。

従事した社会貢献活動	
従 事 し た 期 間	
そ の 他 特 記 事 項	

年 月 日

広島大学長

印

広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(平成 21 年 3 月 31 日理事(教育担当)決裁)

広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 26 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部生が本学大学院の授業科目を履修すること(以下「早期履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(実施研究科及び授業科目等)

第 3 条 早期履修を実施する研究科、授業科目等は、別表のとおりとする。

(履修資格)

第 4 条 早期履修ができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 履修時に本学の学部の卒業予定年次に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 進学を志望する研究科が定める GPA の値を上回る者

(申請手続)

第 5 条 早期履修を希望する者は、履修しようとする年度の始めの 1 月前までに大学院授業科目早期履修申請書(別記様式第 1 号)により、研究科が指定する授業科目を記載の上、所属学部の長に申請するものとする。

2 前項により申請できる研究科は、一の研究科に限るものとする。

(学部長の推薦)

第 6 条 所属学部の長は、本学大学院の授業科目を履修することが教育上有益と認めるときは、大学院授業科目早期履修申請書に履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類を添えて、当該授業科目を開設する研究科の長に推薦するものとする。

(履修の許可)

第 7 条 研究科の長は、前条の推薦に基づき審査の上、当該研究科の授業科目の履修を許可するものとし、大学院授業科目早期履修通知書(別記様式第 2 号)により、所属学部の長を通じて本人に通知するものとする。

(履修科目の上限)

第 8 条 履修科目として申請することができる単位数は、10 単位の範囲内で各研究科が定める。

(履修科目の取消し・変更)

第9条 早期履修を許可された授業科目の取消し又は変更をしようとする者は、履修手続期間内に、大学院授業科目早期履修取消・変更届(別記様式第3号)により、当該授業科目を開設する研究科の長に届け出るものとする。

2 前項に規定する授業科目の取消しは、早期履修を許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情がある場合に限り、認めることができるものとする。

3 第1項に規定する授業科目の変更は、前項の規定による授業科目の取消しを行う場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、認めることができるものとする。

(授業科目の成績評価及び単位の授与)

第10条 授業科目の成績評価及び単位の授与については、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第29条及び第30条の規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

第11条 第6条の規定により履修を許可された者(以下「早期履修者」という。)が修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

2 前項に規定する研究科が定める単位数を、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第2項に規定する認定単位数等を含めるかどうかは、各研究科が定める。

3 早期履修者が修得した単位は、所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

(授業料)

第12条 早期履修者が履修する本学大学院の授業科目に係る授業料は、徴収しないものとする。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成28年2月5日 一部改正)

1 この細則は、平成28年2月5日から施行する。

2 この細則による改正後の広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則の規定は、平成25年度入学生から適用する。

別表(第3条関係)

(略)

大学院授業科目早期履修申請書

平成 年 月 日

(履修を希望する研究科の長)

広島大学 長 殿

(申請者)

所属学部

学生番号

氏 名

貴研究科の下記授業科目を履修したいので、御許可願います。

記

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別

申請者の履修計画・目的等

所属学部のチューター・指導教員・学科長等の所見

教員名

印

本学部所属の上記申請者が、貴研究科の授業科目を履修することについて、教育上有益と認め、推薦いたします。

平成 年 月 日

(所属学部の長)

広島大学 長

※「氏名」は、必ず申請者本人が自署すること。

※履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類(GPA含む。)を、所属学部の学生支援室で添付します。

※記入された個人情報、履修管理に関する業務にのみ利用するものであり、この目的以外で利用又は提供することはありません。

大学院授業科目早期履修通知書

(申請者)
所属学部
学生番号
氏 名

上記申請者の〇〇研究科における早期履修について、下記のとおり審査結果を通知する。

記

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・ 通年の別	許可・不許可の別	備考

平成 年 月 日

(研究科の長)

広島大学

長 印

- (注) 1. 履修が許可された授業科目については、本研究科で履修登録を行います。
2. 履修が許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情により履修できない授業科目がある場合は、必ず履修手続期間中に本研究科の学生支援グループに申し出てください。
3. 2 に基づき履修科目の取消しを行った場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、本研究科が指定する授業科目(後期の履修手続期間中の届出にあつては、前期及び通年開講の授業科目を除く。)の中から履修科目の変更が可能です。

別記様式第3号(第9条関係)

大学院授業科目早期履修取消・変更届

平成 年 月 日

(研究科の長)

広島大学 長 殿

(届出者)

所属学部

学生番号

氏 名

貴研究科で早期履修を許可されている下記の授業科目について、履修科目の取消し・変更をお願いいたします。

記

履修科目の取消しをする授業科目

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別

取消理由

履修科目の変更をする授業科目 ※履修科目の取消しのみ場合は、記載不要

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別	承諾印

- (注) 1. 履修手続期間中に届出をしてください。なお、届出の際は、大学院授業科目早期履修通知書を持参してください。
2. 履修が許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情により履修できない授業科目がある場合に限り、履修科目の取消しを認めることができる。
3. 2に基づき履修科目の取消しを行う場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、履修を許可された研究科が指定する授業科目(後期の履修手続期間中の届出にあつては、前期及び通年開講の授業科目を除く。)の中から履修科目の変更が可能です。なお、その場合は、履修を希望する授業科目の担当教員に予め押印(サイン可)により承諾を得てください。
4. 記入された個人情報は、履修管理に関する業務にのみ利用するものであり、この目的以外で利用又は提供することはありません。

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、研究院、図書館、教養教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、学長室、大学経営企画室、グローバル化推進室、監査室、理事室及び東広島地区運営支援部をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証、学生証又は利用登録証のいずれか及び構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に配属又は所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

3 前項の規定にかかわらず、本学の公用車、消防車等の緊急自動車、構内を警備する自動車その他本学の業務上及び安全管理上、必要があると認められる自動車に対しては、理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)が入構の許可を行うことができる。

(構内駐車証等の交付申請資格)

第 4 条 前条第 1 項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に配属又は所属する職員(障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者又はその保険の被保険者となっている者。ただし、次に該当する者は除く。

イ 下見職員宿舎又はががら職員宿舎に居住している者

ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし、この号において、障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、副学長(学生支援担当)が定める安全教育(以下「安全

教育」という。)を受講しているもの(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし、次に該当する者は除く。

イ 学部学生の1年次生及び2年次生

ロ 池の上学生宿舎又は国際交流会館に居住している者

ハ 県道馬木八本松線，県道吉川西条線，市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(3) 商用等のため構内を訪れる業者

(4) 部局等に配属若しくは所属する職員又は学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で、次に該当するもの。

イ 職員にあっては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

ロ 学生にあっては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、安全教育を受講しているもの

(5) 本学における教育，研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者

(6) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事が認めた者

(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第5条 次の各号に掲げる者が構内駐車証等の交付を申請できる期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 前条第1号から第3号までに該当する者 次に掲げる期間

イ 毎年理事が定める日から4月15日まで

ロ 毎年理事が定める日から10月15日まで

ハ 4月16日以降及び10月16日以降(ただし、駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。)

(2) 前条第4号から第6号までに該当する者 随時

2 構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。

3 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者から自動車による構内への入構の申し出があった場合は、部局等の長は、当該各号に規定する期間を限度として、当該申し出た者に構内駐車証等を貸し出すことができる。

(1) 業務上自動車を使用する必要があると認められる者 1週間

(2) 本学構内での営繕工事等により自動車による入構が必要な者 1月

(3) 疾病等により自動車を使用する必要があると認められる者 3月

4 前条の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。

(1) 部局等以外に配属又は所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、ゲート管理員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。

(2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に入構するため、用務を申し出て、認められたとき。

(経費等)

第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については、自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とし、その負担金(以下「利用者負担金」という)は、自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、午後9時から翌日午前6時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費及び構内の安全管理に必要な経費を負担する。

3 第1項に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分	金額
1 第4条第1号から第3号までのいずれか又は第6号に該当する者	
(1) 駐車場を利用する期間1年	6,000円
(2) 駐車場を利用する期間半年	3,000円
2 第4条第4号又は第5号に該当する者	無料

4 特別の事情により前項の表第1項第1号及び第2号に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であって、部局等の長が認めたものは、駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるものとする。この場合における利用者負担金の額は、駐車場を利用する月数に500円を乗じた額とする。

5 利用者負担金は、本学が指定する金融機関の口座への振込、給与からの控除又は現金による納付のいずれかの方法により納付するものとする。

6 次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者から所定の様式により、納付した利用者負担金の返還の請求があったときは、当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。ただし、当該返還の請求が、入構を中止する日が属する年度の3月末日までに受理されなかった場合は、この限りでない。

(1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げた場合 納付した額

(2) 第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となった場合 納付した額

(3) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合 納付した額

(4) 錯誤による納付があった場合 第3項に規定する利用者負担金の額を超えて納付した額

(5) 職員が部局等から本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(6) 学生が休学又は卒業した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に 500 円を乗じた額

(7) その他理事が認めた場合 納付した額又は入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に 500 円を乗じた額

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第 7 条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第 8 条 構内駐車証等の有効期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間を限度とする。ただし、第 3 条第 3 項に規定する自動車にあっては許可された期間、臨時構内駐車証にあっては当日限りとする。

(ゲートの運用)

第 9 条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第 2 のとおりとする。

(遵守事項)

第 10 条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。

(2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。

(3) 構内では、時速 20 キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。

(4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。

(6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第 11 条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

(1) 違反車両については、別紙第 3 の告知書を当該車両に掲示した上、車両番号を記録する。

(2) 違反回数が 3 回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

(放置車両に対する措置)

第 13 条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1 月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(事故処理等)

第 14 条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。
(臨時の規制)

第 15 条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第 16 条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事が定める。

附 則

1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成 11 年 3 月 9 日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成 28 年 3 月 7 日 一部改正)

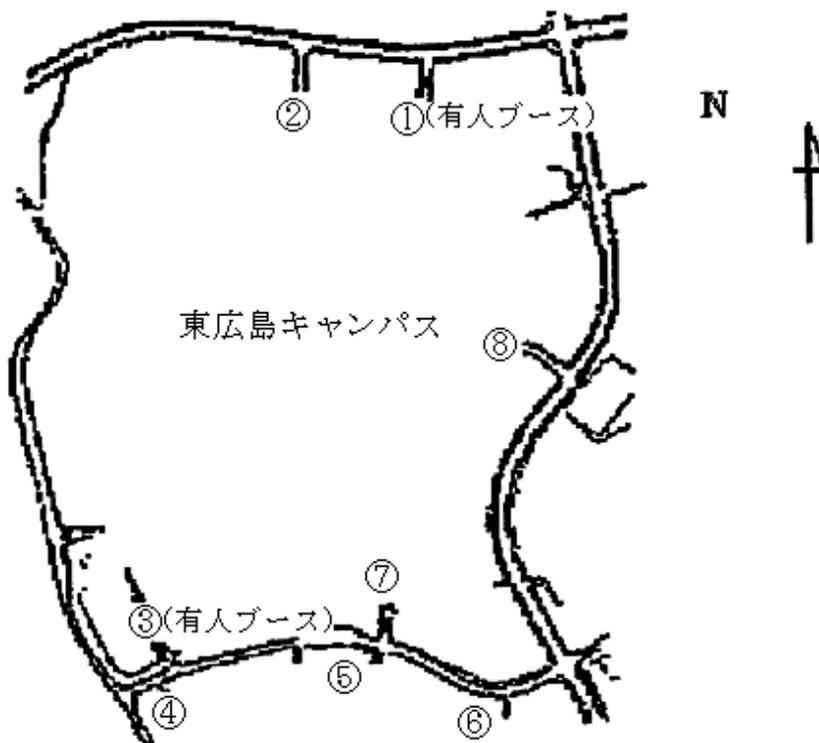
この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別紙第1(第5条第2項関係)

区分	構内駐車証の種類	職員証・学生証・利用登録証の種類	申請の受付期間	申請者	申請書の受付及び交付担当(以下「受付担当」という。)	交付申請書等	
自動車	構内駐車証(別記様式第3号) ・常時又は一定の期間入構する者	職員証又は学生証	理事が定める日から4月15日又は理事が定める日から10月15日	職員 (第4条第1号に該当する者)	配属又は所属部局等の支援室	理事が定める様式	
				学生 (第4条第2号に該当する者)			
		利用登録証		商用等のため構内を訪れる業者(第4条第3号に該当する者)	東広島地区運営支援部共通事務室	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)	
		職員証又は学生証		4月16日及び10月16日以降(駐車場に余裕がある場合のみ受付)	職員 (第4条第1号に該当する者)	配属又は所属部局等の支援室	理事が定める様式
					学生 (第4条第2号に該当する者)		
		利用登録証		商用等のため構内を訪れる業者(第4条第3号に該当する者)	東広島地区運営支援部共通事務室	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)	
	職員証又は学生証	随時	職員 学生 (第4条第4号に該当する者)	配属又は所属部局等の支援室	理事が定める様式		
						教育, 研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者(第4条第5号に該当する者)	用務先の支援室
			職員 学生 (第4条第6号に該当する者)			配属又は所属部局等の支援室	理事が定める様式 交付申請理由書(様式自由)
	臨時構内駐車証(別記様式第4号) ・臨時に入構する者	なし	随時	職員 学生 外来者	第1ゲート及び第3ゲート		
		構内駐車証等を紛失した時	構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者	当初交付又は貸与を受けた際の受付担当	紛失届(別記様式第65号)		

別紙第2 ゲートの運用等(第9条関係)

1 ゲートの配置



2 ゲートの運用

(1) 平日

- ・ 終日規制を行う。

ただし、許可を受けていない職員、学生で特別な事情により自動車で入構する必要がある場合は、身分証明書等を提示のうえ、18:00以降ゲート①(18:00～6:00)を利用することができる。また、16:30以降ゲート④(16:30～21:00)を開放する。

(2) 土・日・祝日(年末・年始含む)及び休業期間

- ・ 昼間(6:00～21:00)の規制は行わない。

参考

春季休業 (4月1日～4月8日)
夏季休業 (8月1日～9月30日)
冬季休業 (12月24日～1月7日)
学年末休業 (2月12日～3月31日)

別紙第3(第12条関係)

告 知 書

この車両は、広島大学東広島キャンパス構内交通に関する細則に下記のとおり違反していますので、同細則第12条の規定により下記のとおり措置します。

平成 年 月 日 時間 :
広 島 大 学

記

違反事項(○印が違反事項)

1. 構内駐車証がありません。
2. 構内駐車証の有効期限が切れています。
3. この場所は、駐車禁止です。
4. この場所は、外来者用の駐車場です。
5. この場所は、身障者用の駐車場です。
6. この車両は、長期間放置された車両です。

措置(○印が措置事項)

1. 違反車両については、告知書を車両に掲示した上、車両番号を記録する。
2. 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。

構内駐車証等交付申請書 (自動車)

平成 年 月 日

申請理由	・新規 ・更新 ・自動車の変更 ・その他		
申請期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
業者等	会社名等		電話番号 () —
	所在地		
	フリガナ 氏 名		
	主たる用務先		
	利用登録番号		
登録申込車	車 種	乗用車(普・軽) 貨物車(バン・トラック) その他	
	車 名 (色)	(色)	
	車 両 番 号		
現在の登録番号			
			部局等担当者確認印

*この申請書に記載された個人情報は、構内駐車証等の交付手続き及び東広島キャンパス内に駐車する車両の管理等を行う目的で利用するものであり、この目的以外の目的で利用又は提供することはありません。

以下の欄は記入しないで下さい。

構内駐車証番号	
---------	--

別記様式第3号

表面

構内駐車証	
職員・学生 (外来者等)	
氏 名	
登録番号	
車両番号	
有効期限	

広島大学東広島キャンパス

裏面

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none">1. 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。2. 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。3. 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。4. 駐車場以外の場所に駐車しないこと。5. 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。6. 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。7. 交通指導員の指示に従うこと。8. 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合等で、臨時に規制を行うときには、これに従うこと。
違反に対する措置
<ol style="list-style-type: none">1. 違反者については、告知書を車両に掲示した上、車両番号を記録する。2. 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。 ただし、駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

別記様式第4号

運転席前面に置くこと。

臨時構内駐車証

(注) 有効期限は、当日限りです。

入構年月日	平成 年 月 日		
運転者氏名		用務先	
勤務先・所属部局又は住所	連絡電話番号(内線)		
注意事項	<p>1. 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。</p> <p>2. 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。</p> <p>3. 駐車場以外の場所に駐車しないこと。</p> <p>4. 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。</p> <p>5. 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。</p> <p>6. 交通指導員の指示に従うこと。</p> <p>7. 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合等で、臨時に規制を行うときには、これに従うこと。</p> <p>違反に対する措置</p> <p>1. 違反者については、告知書を車両に掲示した上、車両番号を記録する。</p> <p>2. 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。 ただし、駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。</p>		

この記載事項は、緊急に車両の移動をお願いする際に利用しますので、必ず記載してください。

広島大学

平成 年 月 日

紛失届

学生番号 _____

職員番号 _____

氏 名 _____

下記理由により利用登録証(構内駐車証)を紛失しました。

理由： _____

以下の欄は記入しないで下さい。

旧利用登録番号 _____

新利用登録番号 _____

広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東千田キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、図書館、学内共同教育研究施設及び東広島地区運営支援部東千田地区支援室をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に車両により入構しようとする者は、入構の許可を受け、自動車にあつては構内駐車証及びパスカードを、二輪車にあつては構内駐輪証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

(構内駐車証及びパスカードの許可申請資格等)

第 4 条 前条第 1 項に定める構内駐車証及びパスカードの許可申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 構内の部局等に所属する職員で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結している者

(2) 構内の部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。)で、特別な事情により自動車を利用しなければ通学が困難で、任意保険の契約を締結し、かつ、副学長(学生支援担当)が定める安全教育を受講している者

(3) 放送大学広島学習センターの職員

(4) 構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員

(5) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)が認めた者

(構内駐車証等の申請期間等)

第 5 条 構内駐車証及びパスカードの許可申請期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条第 1 号から第 4 号までに該当する者にあつては、毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までとし、5 月 1 日以降は、駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。

(2) 前条第 5 号に該当する者にあつては、随時申請できるものとする。

2 構内駐輪証は、随時申請できるものとする。

- 3 構内駐車証等の様式及び許可申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。
 - (1) 部局等以外に所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、警備員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。
 - (2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に自動車により入構するため、用務を申し出て、認められたとき。(整理業務等)

第6条 車両による入構及び駐車整理の業務は、外部委託するものとする。

- 2 前項に定める車両による入構及び駐車整理の業務に要する経費については、広島大学(以下「本学」という。)が管理の必要から支弁するもののほか、車両による入構及び駐車許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。
- 3 本学が支弁する経費及び利用者の負担金については、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 本学が支弁する経費は、利用者が負担する平日の午前7時から午後11時までの入構及び駐車整理の業務等に要する経費以外のもので、本学が管理の必要から支弁する経費とする。
 - (2) 利用者の負担金の額は、車両による入構及び駐車整理の業務に要する最低限度の費用相当額とする。
- 4 利用者の負担金については、次に掲げる者にあつては、これを免除することができる。
 - (1) 第4条第5号に該当する者
 - (2) 二輪車により入構する者(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期間)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、5月1日から翌年の4月30日までの間とする。ただし、臨時構内駐車証にあつては、当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条 車両により入出構できる時間等については、原則として午前7時から午後11時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、警備員に申し出て入出構することができるものとする。

(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
- (2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこととし、構内駐輪証については、車体の目につきやすい所にはること。

(3) 構内では、時速 20 キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。

(4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(5) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第 11 条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事(財務・総務担当)が指定する者(以下「警備員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 車両を運転して入構した者が、第 10 条の規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

(1) 違反車両については、別紙第 2 の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。

(2) 違反回数が 3 回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

2 前項第 1 号の規定により車両を固定された者は、学生にあつては指導教員又はチューター、職員にあつては部局等の長、学外者にあつては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を警備員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第 13 条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1 月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する車両で、一時的に入構し駐車しようとする者については、第 3 条第 1 項の規定は、適用しないものとする。

(1) 清掃車

(2) 消防車等の緊急自動車

(3) 郵便物、電報及び新聞等の配達車両

(4) その他学長が特別に認めた車両

(事故処理等)

第 15 条 構内における車両の事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第 16 条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則の規定にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第 17 条 この細則に定めるもののほか、東千田キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する要項(平成 13 年 11 月 13 日制定)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成 26 年 9 月 22 日 一部改正)

この細則は、平成 26 年 9 月 22 日から施行し、この細則による改正後の広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則の規定は、平成 26 年 6 月 1 日から適用する。

別紙第1(第5条第3項関係)

(常時又は一定の期間入構する者)

区分	構内駐車証等の種類	申請の受付期間	申請者	担当係	申請書の種類	利用者団体(駐車場整理委員会)	備考
自動車	構内駐車証(別記様式第4号) パスカード(別記様式第7号) ・常時又は一定の期間入構する者	4月1日～4月30日	職員 (第4条第1号に該当する者)	東千田地区支援室	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)	・東千田地区支援室から送付されてきた交付申請書により、駐車証等を発行する。 ・利用者負担金の納付を確認後、駐車証等を東千田地区支援室へ送付(東千田地区支援室は申請者に交付)	
			学生 (第4条第2号に該当する者)				
			放送大学等の職員 事業所の職員 (第4条第3号又は第4号に該当する者)				
		・5月1日以降は駐車場に余裕がある場合のみ受付	同上	同上	同上	同上	・受付する場合は、東千田地区支援室から各部局等へ連絡する。
		随時	職員 学生 (第4条第5号に該当する者)	東千田地区支援室	構内駐車証等貸与申請書(別記様式第2号)	・東千田地区支援室から送付されてきた貸与申請書により、駐車証等を発行する。 ・駐車証等を東千田地区支援室へ送付(東千田地区支援室は申請者に貸与)	

二輪車	構内駐輪証(別記様式第6号)	随時	職員 学生 その他	東千田地区支援室	構内駐輪証 交付申請書 (別記様式第3号)		
-----	----------------	----	-----------------	----------	-----------------------------	--	--

(臨時に入構する者)

区分	構内駐車証等の種類	受付期間	申請者	受付場所	備考
自動車	臨時構内駐車証(別記様式第5号) ・臨時に入構する者	随時	職員 学生 外来者	警備員室 東千田地区支援室	入構時に発券された駐車券(別記様式第8号)を東千田地区支援室に持参し、認証を得ること。

別紙第2 指導及び取締り等(第12条関係)

告知書

この車両は、広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則に下記のとおり違反していますので、同細則第12条の規定により下記のとおり措置します。

平成 年 月 日 時間 :
広島大学

記

違反事項(○印が違反事項)

1. 構内通行証がありません。
2. 構内通行証の有効期限が切れています。
3. この場所は、駐車禁止です。
4. この場所は、身障者用の駐車場です。
5. この車両は、長期間放置された車両です。

措置

- ・ 車両を動かさないように固定しております。
- ・ 固定解除を受けようとする者は、下記固定解除承諾願に記入の上、固定解除承諾書に、学生にあつては指導教員又はチューター、職員にあつては部局等の長、学外者にあつては用務先の部局等の長の署名、押印を受けて、日曜日及び休日を除き、午前9時から午後5時までに警備員室へ出頭してください。
- ・ 出頭しないで車両を動かしたために生じた移送費、保管費、損害については、広島大学は一切責任を負いません。

固定解除承諾願

平成 年 月 日

運転者氏名 _____

住所・連絡先 _____

車両番号 _____

以後、「広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則」を遵守いたしますので、固定解除の承諾をしてくださるようお願いいたします。

固定解除承諾書

上記運転者の車両の固定解除を承諾する。

平成 年 月 日

署名 _____

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

(1) 行為者とされた者が第 2 項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第 3 条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第 4 条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

- 第 5 条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。
- 2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。
 - 3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。
 - 4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。
 - 5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めるときは、これを行う。
 - 6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(措置等の決定)

- 第 6 条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。
- 2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。

(措置等の実施)

- 第 7 条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。

(告知及び不服申立て)

- 第 8 条 学長は、前 2 条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。
- 2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。

(雑則)

- 第 9 条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成 11 年広島大学規程第 12 号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。
- 3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

附 則(平成 17 年 1 月 18 日規則第 2 号)

この規則は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

学業に関する評価の取扱いについて

平成18年4月1日
副学長(教育・研究担当)決裁

I 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80~89点を優, 70~79点を良, 60~69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

- ② 0~100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた学習の成果の評価項目と評価基準に基づき, 到達度の評価は, 「極めて優秀」, 「優秀」及び「良好」の3段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA : Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA : Grade Point Average)の算出方法等については, 以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は, 小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
- (2) 各学期(直前の期)及び通年(入学後から直前の期)で計算するものとする。
- (3) 5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い, その評価は, 次のいずれかによるものとする。

1. 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80~89点を優, 70~

79点を良，60～69点を可とし，60点未満は不可（不合格）とする。

2. ただし，特別な理由により，5段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の可否評価とする。

Ⅲ 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし，単位認定する場合，成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし，単位認定する場合，原則として成績評価は付さない。ただし，協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り，学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は，学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は，認定と表示する。

Ⅳ 適用について

1. この取扱いは，平成27年度入学生から適用する。
2. 平成26年度以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては，この取扱いにかかわらず，なお従前の例による。

（注）（平成22年3月16日 一部改正）

この改正は，平成22年4月1日から適用する。

（注）（平成23年3月10日 一部改正）

この改正は，平成23年4月1日から適用する。

（注）（平成27年1月7日 一部改正）

この改正は，平成27年4月1日から適用する。

気象警報の発令，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 13 日
理事(教育担当)決裁

気象警報の発令，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては，次のとおりとする。

第 1 授業を全学(東広島キャンパス，霞キャンパス及び東千田キャンパス)一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。))の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育担当)(以下「理事」という。))の判断を必要としない全学一斉休講

広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪のいずれかの警報が，広島市及び東広島市の両地域に対して 1 つ以上発令された場合は，当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし，両地域の警報が解除された場合は，解除後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

2 理事の判断を必要とする全学一斉休講

次の場合で，授業を実施することが困難であると理事が判断したときは，当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし，警報の解除等で理事が授業を実施することに支障がないと判断した場合は，理事の指示により，判断後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

- (1) 広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪のいずれかの警報が，広島市又は東広島市のいずれか一方の地域に対して 1 つ以上発令された場合
- (2) 広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪以外の警報が，広島市又は東広島市の両地域に対して，又はいずれか一方の地域に対して 2 つ以上発令された場合
- (3) JR 山陽本線等の公共交通機関が，事故，大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合
- (4) 学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合
- (5) その他，事件・事故等が発生し，構内への立ち入りが規制された場合

第 2 第 1 以外の取扱い

第 1 の取扱いに基づき，各学部長又は各研究科長は授業を休講とすることがどうか判断することとし，決定した措置等については，速やかに理事へ報告するものとする。

第 3 その他

第 2 にかかわらず，理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は，休講措置を講じることができるものとする。

広島大学霞地区体育館使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学霞地区体育館及び広島大学霞地区課外活動等共用施設内規第6条の規定に基づき、広島大学霞地区体育館（以下「体育館」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(用途)

第2条 体育館は、次の用途に使用するものとする。

- (1) 霞地区に所在する部局が承認する体育系学生団体が行う課外体育活動
- (2) 霞地区に所在する部局の学生及び職員のスポーツ活動
- (3) 医学部長が適当と認めた行事等

(使用日時)

第3条 体育館を使用できる日及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 使用できる日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日までの期間以外の日とする。
- (2) 使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、月曜日から金曜日の午後5時以降及び土曜日の午後3時以降は、体育活動以外には使用できないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(使用手続)

第4条 体育館を使用しようとするときは、別紙様式により使用する3日前までに所属部局の事務部を経て医学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(使用の中止)

第5条 使用責任者は、使用を中止するときは、直ちに医学部長に届け出るものとする。

(遵守事項)

第6条 体育館を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 他の者に、その全部又は一部を転貸しないこと。
- (3) 使用時間を遵守し、土足での出入りはしないこと。
- (4) 火気は使用しないこと。
- (5) 指定の場所以外で喫煙をしないこと。
- (6) 飲食物の持込はしないこと。
- (7) 指定の場所以外に掲示や張り紙をしないこと。
- (8) 使用許可を受けた場所、備品又は用具以外のものを無断で使用しないこと。
- (9) 施設、設備又は備品を滅失、き損又は汚損した場合は、速やかに係員に連絡し、その指示に従うこと。
- (10) 使用後は、清掃をするとともに、使用物品を整理整頓し、消灯及び戸締りを行うこと。
- (11) 係員の指示事項を遵守すること。

(使用許可の取消し)

第7条 医学部長は、使用者が第6条の規定に違反したときは、使用の許可を取り消すことができる。

2 医学部長は、前項に規定する場合のほか、公務上必要があると認めた場合は、使用条件を変更し、又は体育館の全部若しくは一部の使用を取り消すことができる。

(損害賠償)

第8条 使用者が、故意又は過失により施設、設備又は備品を滅失、き損又は汚損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第9条 体育館に関する事務は、学生支援室において処理する。

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、体育館の使用に関し必要な事項は、医学部長が定める。

附 則

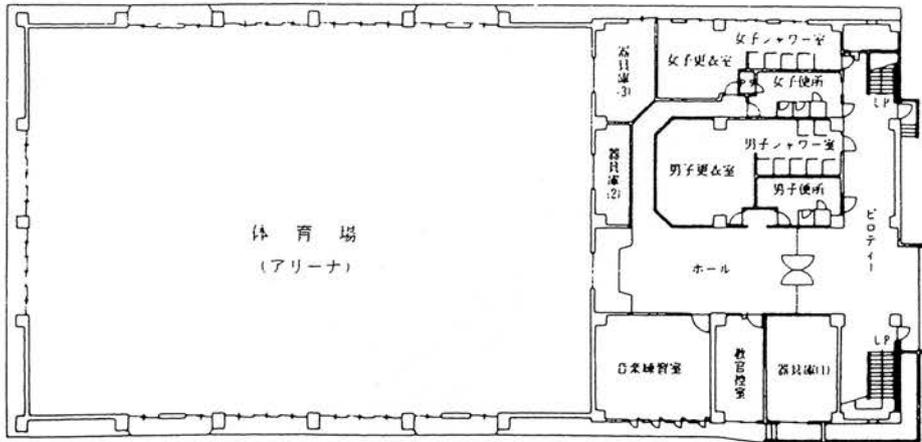
この細則は、昭和58年4月1日から施行する。

〈霞体育館平面図〉

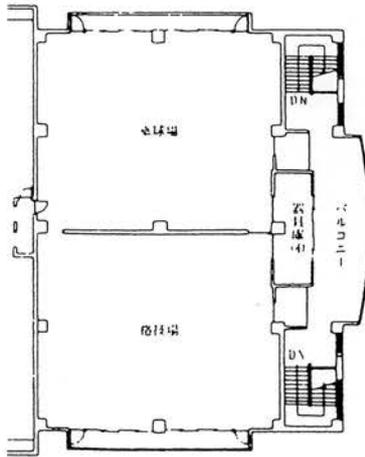
鉄筋コンクリート造，1部4階建

昭和58年5月7日開館

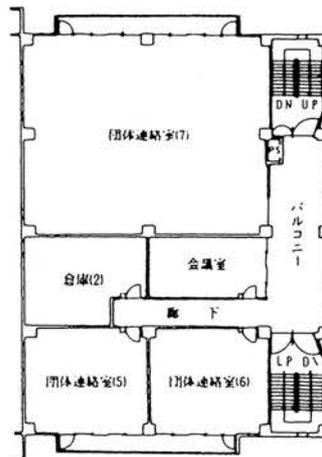
1階



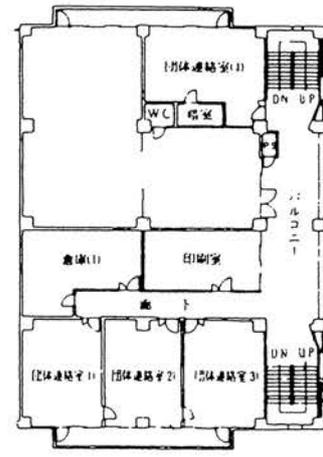
4階



3階



2階



(面積)

(単位 m²)

区 分	1 階	2 階	3 階	4 階	合 計
体 育 場	814				814
音 楽 練 習 室	49				49
格 技 室				179	179
卓 球 場				186	186
団体連絡室 (7室)		138	284		422
器具庫・倉庫 (6室)	92	34	34	16	176
会 議 室			27		27
印 刷 室		27			27
そ の 他	250.23	208.11	62.11	41.10	561.55
計	1,205.23	407.11	407.11	422.10	2,441.55

広島大学歯学部学生自治会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は広島大学歯学部学生自治会と称する。
- 第2条 本会は学生精神に則り、学生生活の向上と自治精神の昂揚を目的とする。
- 第3条 本会は、歯学部の全学生を正会員、歯学進学課程の全学生を準会員とし、別に卒業生を会友とする。
- 第4条 本会会員は第2条の目的達成のために、本会運営に積極的に協力する権利と義務を有する。
- 第5条 本会は、顧問を置くことができる。
- 第6条 本会則に定めるもののほか必要な事項は細則に定める。

第2章 組織及び運営

- 第7条 本会は次の機関を設ける。
1. 学生大会
 2. 自治委員会
 3. クラス会
 4. 執行委員会
 5. 運動文化運営委員会
 6. 専門委員会
- 第8条 各委員の任期は原則として、1年間とする。ただし、再選を妨げない。
- 第9条 すべての委員は正当な理由に基づき、辞任することができる。その決定は各々の選出母体で行う。

第1節 学 生 大 会

- 第10条 学生大会は本会の最高議決機関であり、正会員をもって構成される。
- 第11条 学生大会は執行委員長により、次の場合召集される。
1. 定例学生大会（年1回）
 2. 自治委員会が必要と認めたとき
 3. 正会員の3分の1以上の要求がある場合
- 第12条 学生大会は正会員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席人員の過半数をもって議決する。
- 第13条 次の事項は学生大会で議決されなければならない。ただし、学生大会で、クラス会に委任された事項はこの限りでない。
1. 基本運営方針
 2. 会則の改正
 3. 会計予算並びに決算の承認
 4. 臨時会費徴収
- 第14条 学生大会における議長団3名は学生大会において開催のつど選出する。

第2節 自 治 委 員 会

- 第15条 本委員会は学生大会につぐ、常置議決機関である。
- 第16条 本委員会はクラス会より選出された自治委員4名計16名をもって構成される。
- 第17条 本委員会は、次の議長団を選出する。
1. 議 長（1名）

2. 副議長（1名）

3. 書記（1名）

第18条 本委員会は議長が召集し、次の場合に開かなければならない。

1. 自治委員の2分の1以上の要求がある場合
2. 他委員会が必要と認めた場合
3. クラス会の要請がある場合

第19条 本委員会は自治委員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数を必要とする。

第20条 本委員会より執行委員4名と会計監査委員2名を選出する。ただし、執行委員の選出されたクラスにおいては自治委員を再度選出しなければならない。

第3節 クラス会

第21条 クラス会はクラス員をもって構成され、クラス委員を選出する。

第22条 クラス会はクラス員により次の場合召集される。

1. クラス委員が必要と認めた場合
2. クラス委員の3分の1以上の要請がある場合
3. 自治委員会の要請がある場合

第23条 クラス会は3分の2以上の出席をもって成立し、過半数をもって議決する。

第24条 クラス会は学生大会で委任された事項を議決することができる。

但し4クラスの議決が可否同数の場合は4クラス員の投票数の過半数をもって決定する。

第4節 執行委員会

第25条 本委員会は本会の最高執行機関であり、本会運営の基本方針を協議遂行する。

第26条 執行委員長は自治委員会より選出された執行委員4名の互選による。

第27条 本委員会は自治委員会から選出された4名、執行委員長指名による2名、計6名の執行委員をもって構成される。ただし、執行委員長指名による執行委員は、自治委員会の承認を必要とする。

第28条 本委員会は執行委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第29条 本委員会が必要に応じて自治委員会の承認の上専門委員会をもうけることができる。

第5節 運動文化運営委員会

第30条 本委員会は運動部会、文化部会の各代表3名に執行委員1名計7名からなる。

第31条 本委員会は自治委員より提出された予算から各部に対する配分額を決定する。

第32条 運動部会、文化部会は各部の代表からなり、部を設け運営する。

第33条 本委員会は初めに各部の部員名簿、年間行事計画予算案決算書を執行委員会に提出しなければならない。

第34条 各部の新設廃止は本委員会の承認のうえ、自治委員会の議決を必要とする。

第6節 専門委員会

第35条 本委員会は執行委員会より提出された事項を協議遂行する。

第36条 本委員会は執行委員会が指名し自治委員会の承認を必要とする。

第3章 会 計

第37条 本会の経費は入会金、会費、寄付金、その他をもってこれに当てる。

第38条 正会員は入学と同時に入会金4,000円、会費6年額21,000円、計25,000円納付しなければならない。ただし、特別の事情があるものは自治委員会で協議の上、考慮することができる。

第39条 臨時会費は学生大会の議決により徴収することができる。

- 第40条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第41条 会計報告は定例学生大会において正会員に対して行われる。
- 第42条 会計監査は会計監査委員が行い、正会員に対して報告しなければならない。
- 附 則
- 第43条 本会会則は、昭和42年7月1日より施行する。
- 第44条 昭和44年度までは、次の各条に関して別に定める。
- 第45条 この会則は昭和54年6月28日より施行し、昭和54年4月1日より適用する。

IV 教員・配置図

1 歯学部授業担当教員名簿

部門名	研究室名	職名	氏名
基礎生命科学部門	硬組織代謝生物学	教授 助教 助教	吉子裕二 南崎朋子 吉岡広陽
	口腔細胞生物学	教授 助教 助教	内田隆二 樋山伸 渡邊峰朗
	口腔生理学	教授 准教授 助教	杉田誠 廣野力 北川道憲
	生体分子機能学	教授 助教 助教 特任助教	宿南知佐 藤本勝巳 山本寛 吉本由紀
	口腔顎顔面病理病態学	教授 准教授 助教 助教	高田隆 宮内睦美 古庄寿子 安藤俊範
	細菌学	教授 助教 助教	菅井基行 久恒順三 鹿山鎮男
	細胞分子薬理学	教授 助教 助教	兼松隆 浅野智志 山脇洋輔
	生体材料学	教授 助教 助教 特任助教	加藤功一 野村雄二 平田伊佐 錦織良
	粘膜免疫学	教授 准教授	高橋一郎 飛梅圭
	応用生命科学部門	歯周病態学	教授 准教授 助教 助教 助教 講師 助教 助教 助教
分子口腔医学・顎顔面外科学		教授 准教授 助教 助教 助教 助教 講師 助教 助教 助教	岡本哲治 虎谷茂昭 小泉浩一 角健作 浜名智昭 吉岡幸男 ※林堂貴 ※谷安亮 ※神田治 ※山崎拓 ※坂上泰士

※印は広島大学病院所属

部 門 名	研 究 室 名	職 名	氏 名
応用生命科学部門	口腔外科学	准教授	武知正 晃
		助教授	小野重 弘
		助教授	水石英 生子
		講師	※東川晃一郎
		助教授	※太田耕司
		助教授	※島末洋
		助教授	※二宮嘉
		助教授	※中川昭之
	先端歯科補綴学	教授	津賀一 弘
		准教授	阿部泰 彦
		准教授	吉川峰 加
		准教授	吉田光 由
		助教授	是竹克 紀
		助教授	土井一 矢
		助教授	大上博 史
		助教授	牧原勇 介
		講師	※安部倉仁
		講師	※久保隆 靖
		講師	※呉本晃 一
		助教授	※森田晃 博
		助教授	※柄田信 輔
	助教授	※岡崎洋 平	
	歯科矯正学	教授	谷本幸 太郎
		准教授	上田宏 起
		助教授	麻川圭 輔
		助教授	鷺見尚 人
		講師	※加瀬来 人
		講師	※國松亮 希
	歯科放射線学	准教授	※吉見友 實
		助教授	藤田昌 彦
		助教授	澤尻信 一
		助教授	長大塚昌 良
		講師	※末井元 和
		講師	※中元崇 勝
		助教授	※小西

※印は広島大学病院所属

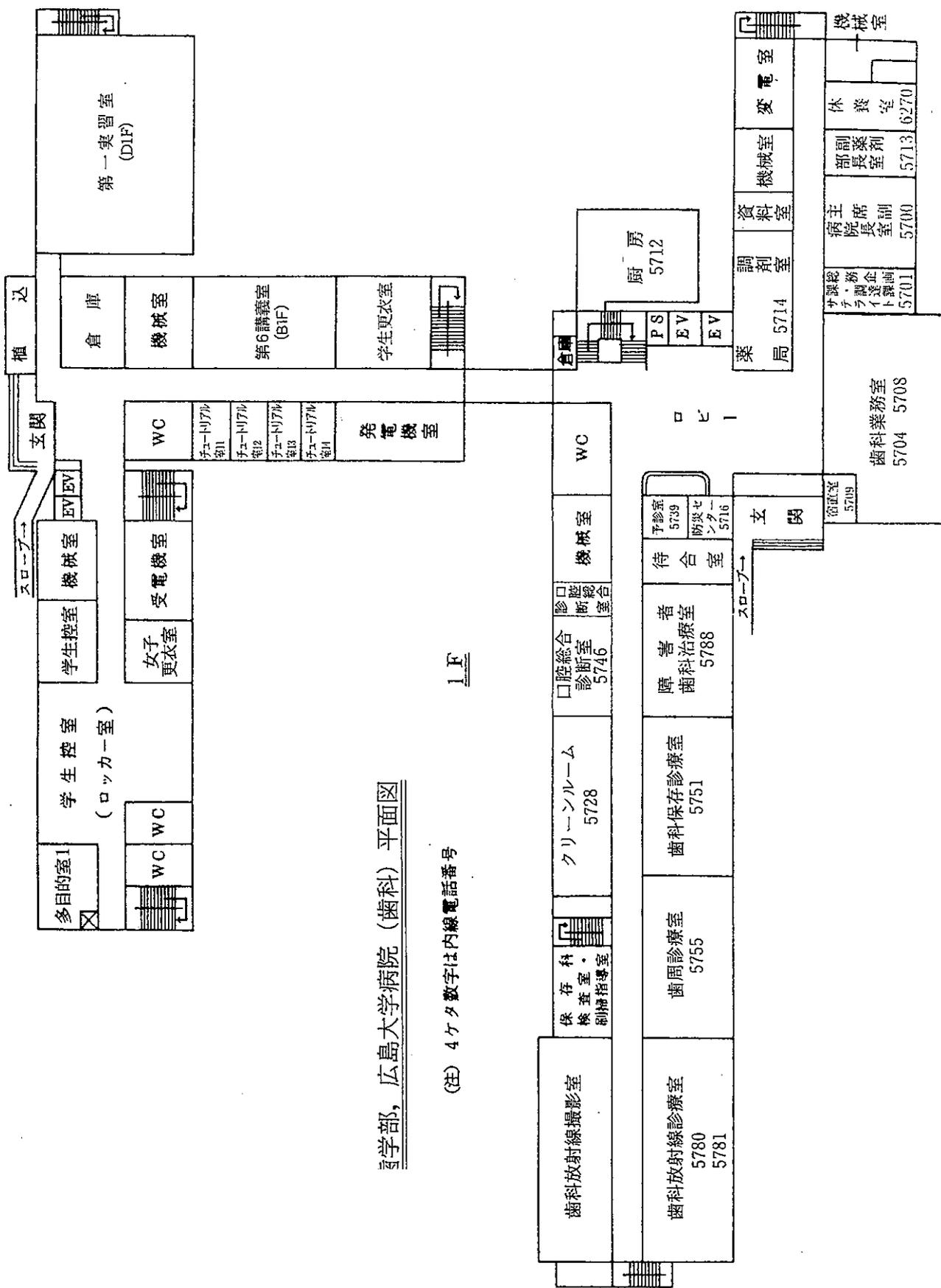
部門名	研究室名	職名	氏名
統合健康科学部門	歯髓生物学	教授	柴 秀 樹
		助教	本 山 直 世
		助教	鈴 木 茂 樹
		助教	永 安 慎 太 郎
		助教	小 武 家 誠 司
		助教	※ 峯 岡 茜
	小児歯科学	教授	※ 土 屋 志 津
		准教授	香 西 克 之
		助教	光 畑 智 恵 子
		助教	新 里 法 子
		助教	大 原 紫 子
		助教	小 西 有 希 子
歯科麻酔学	教授	岩 本 優 子	
	助教	※ 海 原 康 孝 子	
	助教	※ 太 刀 掛 銘 子	
	助教	入 船 正 浩	
	助教	土 井 充 隆	
	講師	清 水 慶 里	
国際歯科医学連携開発学	講師	向 井 明 充 広	
	助教	※ 吉 田 啓 太	
	教授	藤 井 万 紀 子	
	特任講師	岡 広 子	
	特任助教	NGUYEN THI PHUONG THAO	
	教授	杉 山 勝	
公衆口腔保健学	講師	野 宗 万 喜	
	助教	島 津 篤 篤	
	助教	深 田 恵 里	
口腔発達機能学	教授	天 野 秀 昭	
	助教	鶴 田 圭 伊 子	
口腔保健管理学	助教	西 村 瑠 美	
	教授	竹 本 俊 伸	
生体構造・機能修復学	講師	松 本 厚 枝	
	助教	仁 井 谷 善 恵	
医療システム・生体材料工学	教授	里 田 隆 博	
	准教授	下 江 宰 司	
口腔生物工学	教授	村 山 長 弘	
	准教授	玉 本 光	
医歯薬保健学研究院	教授	二 川 浩 樹	
	准教授	田 地 豪	
	講師	笹 原 妃 佐 子	
	助教	林 幾 江	
	助教	加 藤 文 紀	
	特任助教	木 原 琢 也	
特任助教	三 村 純 代		
特任助教	首 藤 崇 裕		

※印は広島大学病院所属

広島大学病院（歯科）

診療室名等	職名	氏名
障害者歯科	教授	※岡田 貢
	助教	※尾田 友紀
特殊歯科総合治療部	助教	※安原 幸美
口腔総合診療科	助教	※西 裕美
	助教	※大林 泰二
口腔検査センター	講師	※小川 郁子
	助教	※北川 雅恵
	助教	※新谷 智章
医療情報室	助教	※田中 武志
広島大学歯科診療所	講師	※日野 孝宗
	助教	※小原 勝

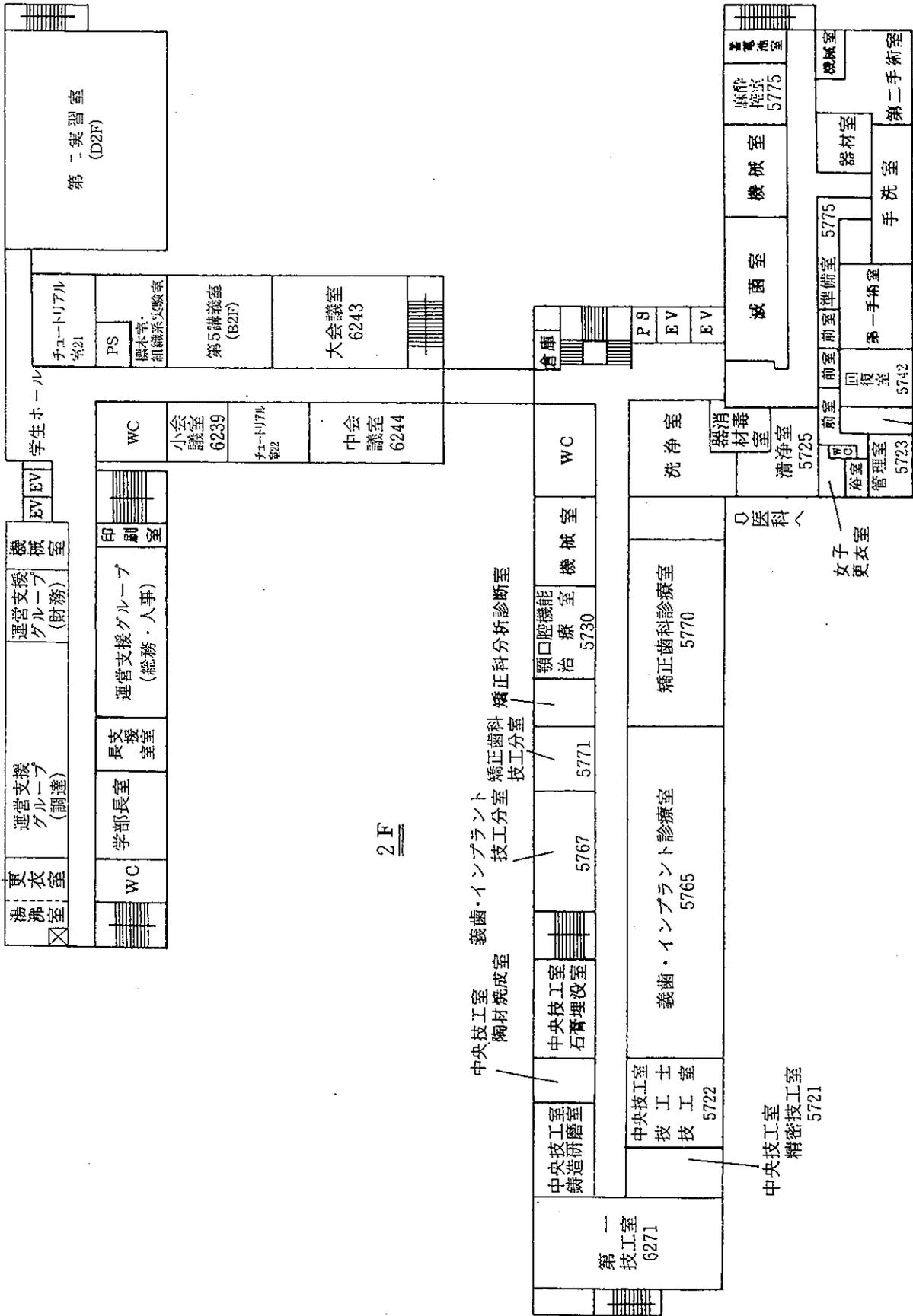
※印は広島大学病院所属



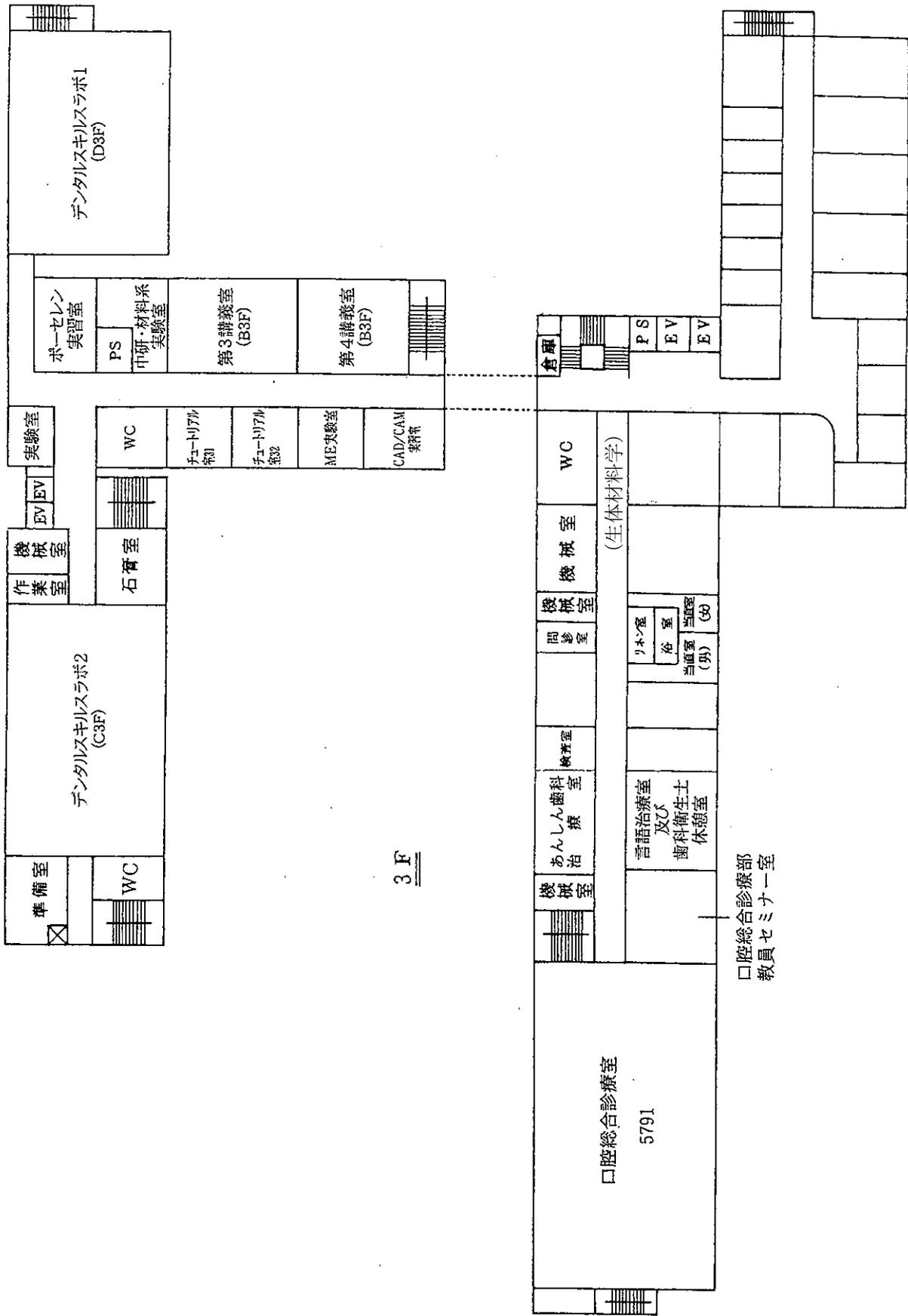
歯学部, 広島大学病院 (歯科) 平面図

(注) 4ケタ数字は内線電話番号

6237

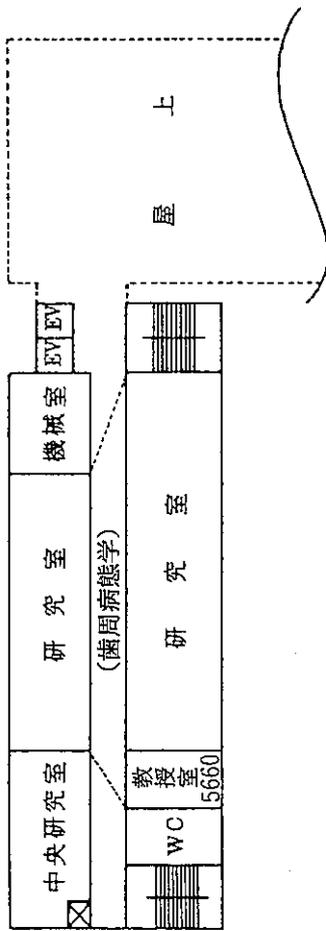


2F

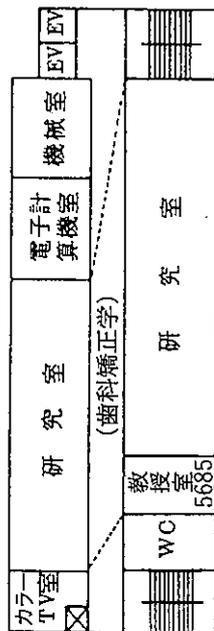


3 F

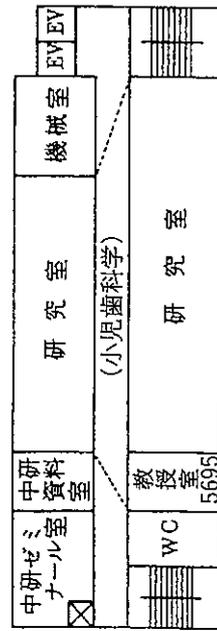
7 F

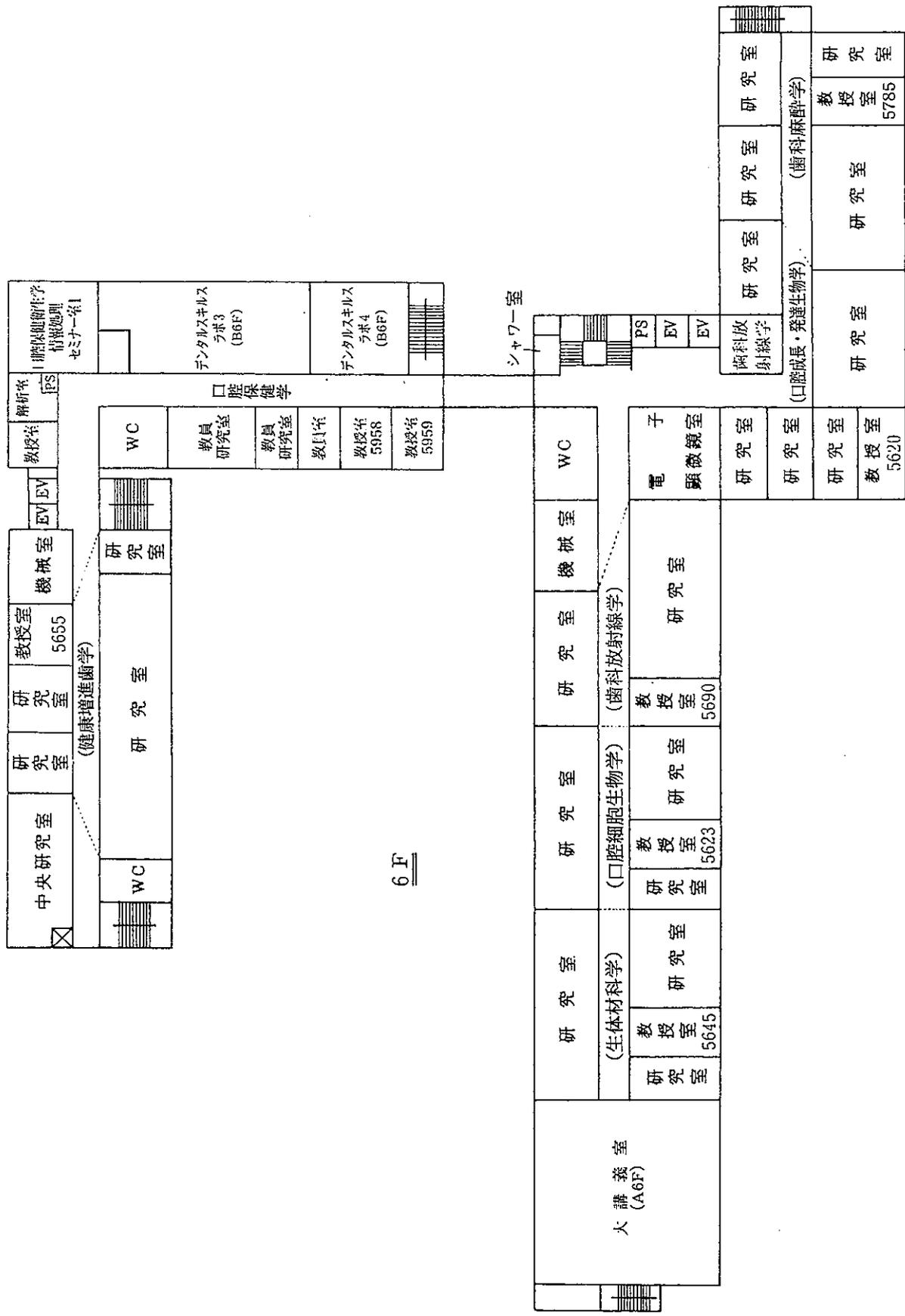


8 F

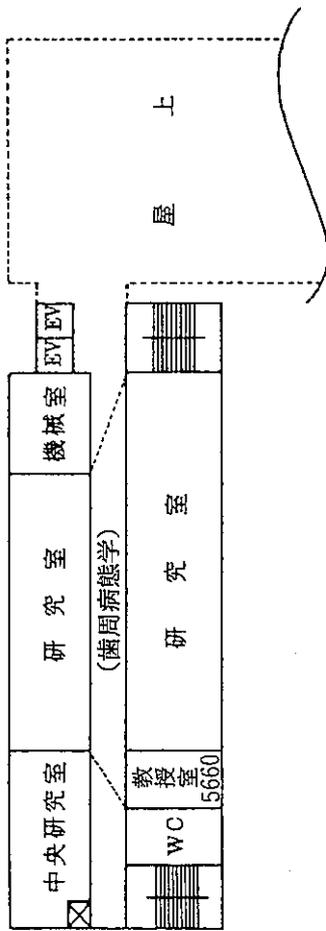


9 F

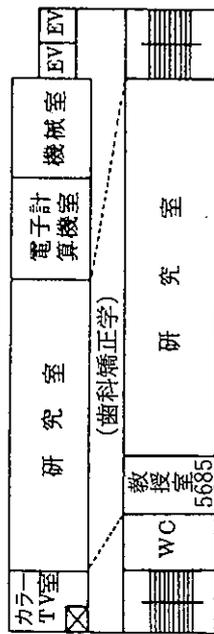




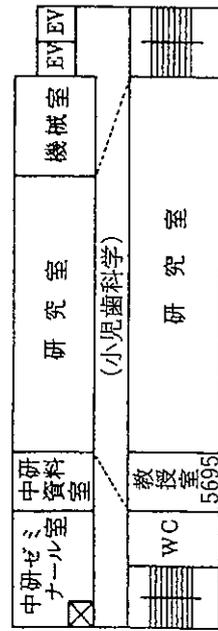
7 F



8 F



9 F





広島大学学章

緑の色地は更正する清新な生命を代表し、中央の学章はフェニックスの葉を図案化したものである。

これは、エジプト神話にでてくる霊長フェニックスが、500年生きるとその巣に火をつけ、自分の身を焼き灰の中から新たな生命をもって蘇えるといわれる不死鳥であることになぞらえ、原子爆弾で廃墟となった広島市に新たに生まれた本学を象徴した。

